



柏崎市 新庁舎建設基本計画

柏崎市新庁舎建設基本計画の

策定に当たって

本市の市役所本庁舎は、建設からまもなく50年を迎え、経年による老朽化など、多くの問題を抱えていることから、平成19年3月に策定した第四次総合計画には、新庁舎建設の方向性を検討することが盛り込まれています。



しかしながら、この総合計画がスタートした直後の平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震により、市内全域が甚大な被害を受け、これまで震災からの復旧・復興を最優先にまちづくりを進めてまいりました。おかげさまで、全国各地からの温かい励ましと、国・県・自治体及び関係機関等の支援、そして何よりも市民の皆さまの頑張りや地域の助け合いにより、大変速いスピードで復旧が進みました。震災からの復旧・復興に一定の目途が立ったことから、改めて新庁舎の整備を進めるため、この度、新庁舎建設基本計画を策定しました。

この基本計画では、現在の庁舎が抱える諸問題の解消と、更なる市民サービスの向上や災害対応など防災機能の強化、日進月歩で進展する情報化への対応などを考慮し、新庁舎の理念や取り入れるべき機能、整備方針など、新庁舎の建設に当たって必要となる基本的な考え方をまとめております。また併せて、新庁舎建設により変化が想定される中心市街地の在り方についても検討いたしました。この基本計画に基づき、簡素で機能的な新庁舎の建設を目指して、今後、基本設計・実施設計を行い、新庁舎の建設に取り組んでまいります。

本基本計画の策定に当たっては、市民を代表する12名の委員からなる新庁舎建設検討委員会を設置し、様々な視点から議論を行っていただきました。また、地域懇談会、広報かしわざき、市民アンケート、市民説明会、パブリックコメントなどを通して、幅広く市民の皆さまの意見をお聴きする機会を設け、それらを活かしていくことに心掛けてまいりました。貴重なご意見をいただいた検討委員会の各委員を始め、多くの市民の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。

平成28年2月

柏崎市長 会 田 洋

目次

新庁舎建設基本計画策定の背景と目的	1
1 新庁舎の目指すべき姿	2
1-1 基本理念	2
1-2 基本方針	3
2 新庁舎の整備方針	5
2-1 基本機能と性能の想定	5
2-2 基本機能の内容	8
2-3 性能の内容	17
2-4 庁舎規模の想定	20
2-5 主要な施設の配置	23
3 建設予定地の諸条件への対応	26
4 新庁舎の建設手法	28
4-1 事業手法	28
4-2 発注方式	28
4-3 概算事業費	28
4-4 財源	28
4-5 事業スケジュール	29
5 新庁舎建設に伴うまちづくりの方向性	30
5-1 中心的市街地の方向性	30
5-2 新庁舎周辺地域の在り方	34
5-3 現庁舎用地の利活用	35
5-4 中心的市街地活性化の主な推進課題	36
資料編	37

新庁舎建設基本計画策定の背景と目的

- 現庁舎は、建設から約50年が経過し、「経年による建物の老朽化」、「庁舎の分散による市民サービス機能などの低下」、「執務空間の狭あいによる性能不足」、「来庁者用駐車場の分散配置による機能発揮不足」などの諸問題を抱えています。これら現庁舎が抱えている問題を解消するためには、より機能的な庁舎を建設する必要があると判断し、検討を進めてきました。平成26年度から庁舎整備基金*を設置するなど、財源についても並行して検討してきた結果、その一部に、普通交付税措置のある合併特例債*を利用することが、本市にとって最善であると考えました。合併特例債の発行期限が平成32年度末までと迫っていることから、平成32年度中の完成を目指して事業を進めることとしました。
- 現在地での建て替えは、新庁舎の建設に必要な敷地面積を確保できないことから、JR柏崎駅に近接している日石町が、公共交通機関との連携が取りやすく、災害発生時には文化会館アルフォーレと駅前公園を一体で活用できるとともに、駅周辺を核とした中心市街地活性化にも貢献できると考え、新庁舎を建設するには適地であると判断しました。その後、平成27年1月に柏崎市議会の議決を経て建設用地を取得したところです。
- 新庁舎を建設するに当たり、「新庁舎建設検討委員会」を設置し、今後の設計を行う際の基本的な指針として、「基本理念・基本方針」、「導入する機能や性能の方針」、「事業手法や概算事業費・財源などからなる建設手法の考え方」、「新庁舎建設に伴うまちづくりの方向性」について検討を行い、「柏崎市新庁舎建設基本計画」を策定しました。



1 新庁舎の目指すべき姿

○庁舎は、行政運営に必要不可欠な場所です。一方で、市民から見た庁舎は、様々な期待を持って見られる存在でもあります。したがって、新庁舎の目指すべき姿は、機能性を重視するとともに、市民アンケートなどで示された市民の期待や考えを踏まえます。

○新庁舎の目指すべき姿は、基本理念と基本方針で構成します。このうち基本理念は、市民の期待するところや市全体に向けて果たすべき役割を示します。また、基本方針は、新庁舎の機能や性能などへの期待を踏まえたものとして示します。

1-1 基本理念

○市民アンケートなどを踏まえ、次の三項目を基本理念とします。

新庁舎の基本理念

- 1 市民が安心して暮らせるよりどころとなる庁舎
- 2 協働によるまちづくりの拠点となる庁舎
- 3 さらなる未来をめざす柏崎市のシンボルとなる庁舎

1 市民が安心して暮らせるよりどころとなる庁舎

庁舎は、市民が来庁して様々な行政サービスを受ける場であるとともに、市民生活を支える活動が行われる場であり、全ての市民にとってのよりどころとなります。また、災害などに対する危機管理センターとなることが庁舎の最も重要な役割と考えられることから、市民が安心して日常を送るよりどころとなります。

2 協働によるまちづくりの拠点となる庁舎

庁舎は、市民力と地域力を基礎に置いて、市民や地域、企業、団体などが行政とも連携、協働してまちづくりを進めていく拠点となります。

3 さらなる未来をめざす柏崎のシンボルとなる庁舎

持続可能なまちとして、更なる未来に向けて存在し続ける柏崎であることが重要です。庁舎は、地域全体でこのような取組を進めるための場、あるいはそれをリードしていくようなシンボルとなります。

1-2 基本方針

- 新庁舎建設の基本方針の設定に当たっては、市民アンケートなどに記載されている新庁舎に望む姿・性能要件や、配慮すべき事項を踏まえるものとします。
- また、建設の基本方針は、【市民】、【都市環境】、【建築物】という三つの視点から設定します。

【市民】

①市民にとって分かりやすく利用しやすい庁舎

市民アンケート調査では、窓口での手続きが楽にできる、行きたい窓口や部署が分かりやすい配置にあるといった回答が極めて多く、また、高齢者や障がい者などへの配慮についての回答も多くありました。各種の手続きや相談などで来庁することが、最も頻度の高い市民と庁舎との接点となります。このことから、こうした利便性や快適性を高めるため、窓口機能の充実・強化やユニバーサルデザイン*の採用などを進めます。

②市民がふれあい交流する庁舎

庁舎に必要とされる機能や施設について、市民アンケート調査では憩いの場や交流・語らいの場、情報関連の施設などへの要望が多いことから、単なる行政機能に限定されない公共空間を庁舎に期待していることがうかがえます。また、このような場が提供されることにより、庁舎が市民にとって身近な施設として評価され、ひいては、まちのにぎわいの一助となり得ることが期待されます。このため、市民の多様な活動を可能とする交流機能を導入します。

【都市環境】**③中心市街地活性化の核となる庁舎**

庁舎は、柏崎駅の近隣に移転立地することから、文化会館アルフォーレなどと一体となって、中心市街地活性化の核となることが期待されます。このため、市民や市外からの来訪者が集まりやすい環境や、これらの利便性向上など、立地特性を反映した庁舎となるよう工夫します。

④周辺環境と調和のとれた庁舎

庁舎は、柏崎の顔となる建物であり、市民に親しまれ、個性がある庁舎となるよう努めます。また、隣接する文化会館アルフォーレなど周辺の景観や環境と調和し、周辺について一体的に魅力を高めていくようデザインします。

【建築物】**⑤高い防災機能を備えた庁舎**

庁舎は、大規模災害などの非常時に市民を守る拠点であり、日常的にも安全な市民生活が営まれるよう支援する役割が求められます。このため、災害時において円滑な対応が可能となるよう高い防災性を備え、更には、拠点機能や役割を実現するための災害対応機能を整備します。

⑥地球環境の保全に配慮した庁舎

地球温暖化対策を積極的に進めることが肝要であり、庁舎においては、柏崎市のモデルともなり得るよう、再生可能エネルギー^{*}の利活用や省エネルギー^{*}の推進、導入設備の高効率化を始め種々の工夫をします。

⑦機能的かつ維持管理が容易な庁舎

より効率的・機能的な行政運営ができ、施設の維持管理が容易で、行政経営に負担を掛けないよう、様々な経費を削減します。

⑧変化に柔軟に対応できる庁舎

人口減少を始めとする社会・経済の変化や市民ニーズの変化などを受けて、機能の構成等を柔軟に変更できるよう、庁舎デザインを工夫します。

2 新庁舎の整備方針

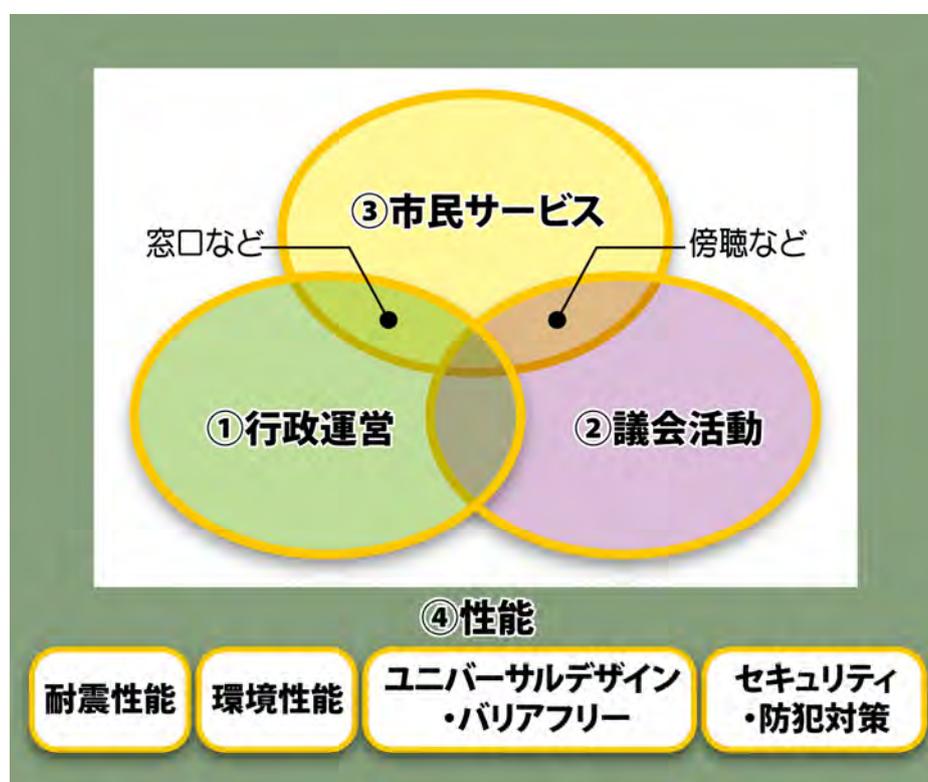
2-1 基本機能と性能の想定

(1) 基本機能と性能の概念的な関係

○庁舎は、基本機能である①行政運営に関わる機能、②議会活動に関わる機能、③市民サービスに関わる機能と、四つの性能をもって構成します。

○また、基本機能及び性能は、下図に示す概念的な関係とします。

基本機能と性能の概念的な関係



○基本機能を更に細区分した各機能を想定します。

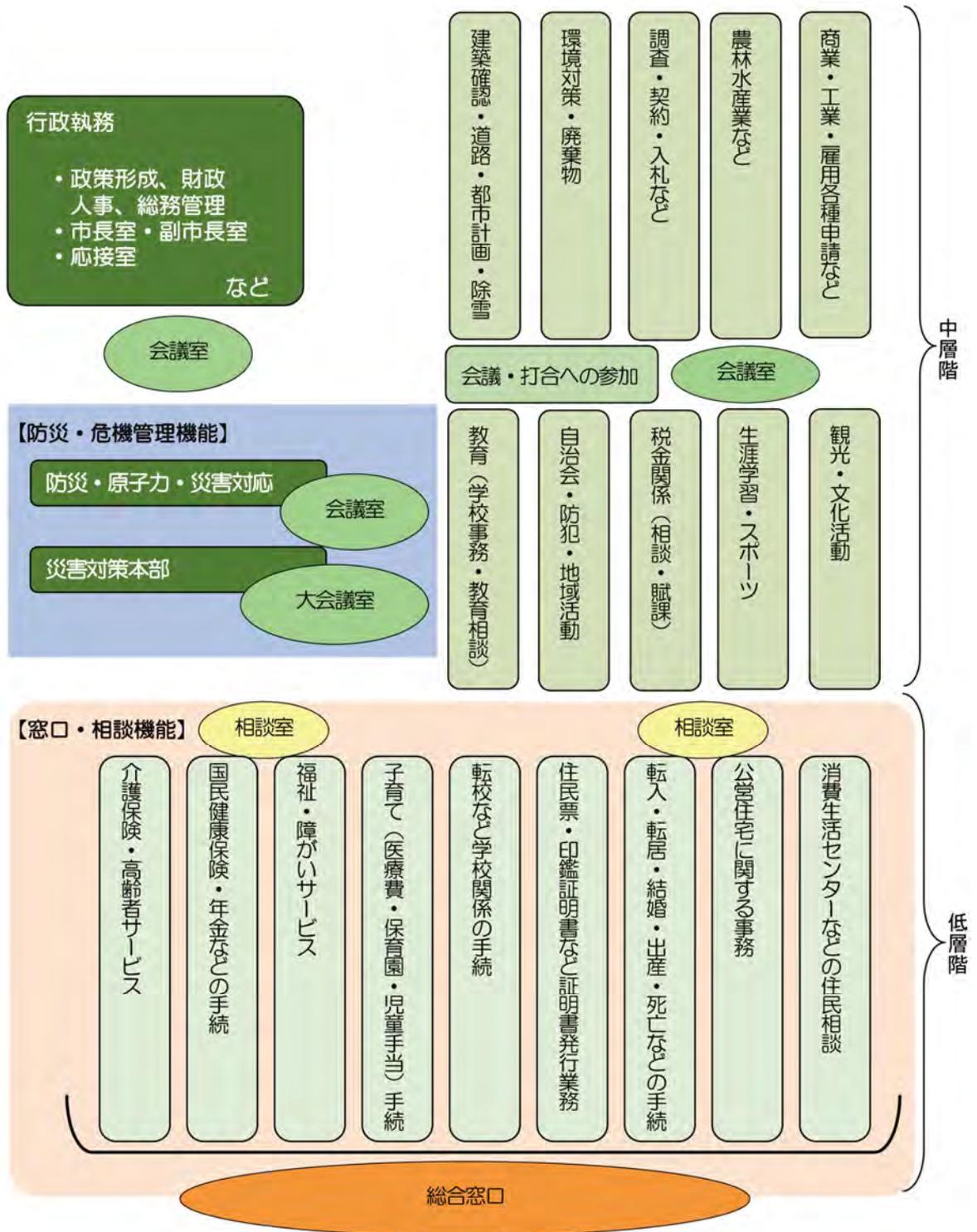
①行政運営に関わる機能	【行政運営・管理機能】 【防災・危機管理機能】 【案内機能】【窓口機能】【相談機能】	ほか
②議会活動に関わる機能	【議会機能】	ほか
③市民サービスに関わる機能	【利便性向上機能】【ふれあい交流機能】 【情報受発信機能】【交通機能】	ほか

(2) 行政運営に関わる機能の断面的空間イメージ

○行政運営に関わる機能について、断面的空間構成を示します。

○窓口・相談機能は、市民の利便性の向上を最優先に考え、低層階に配置することとします。

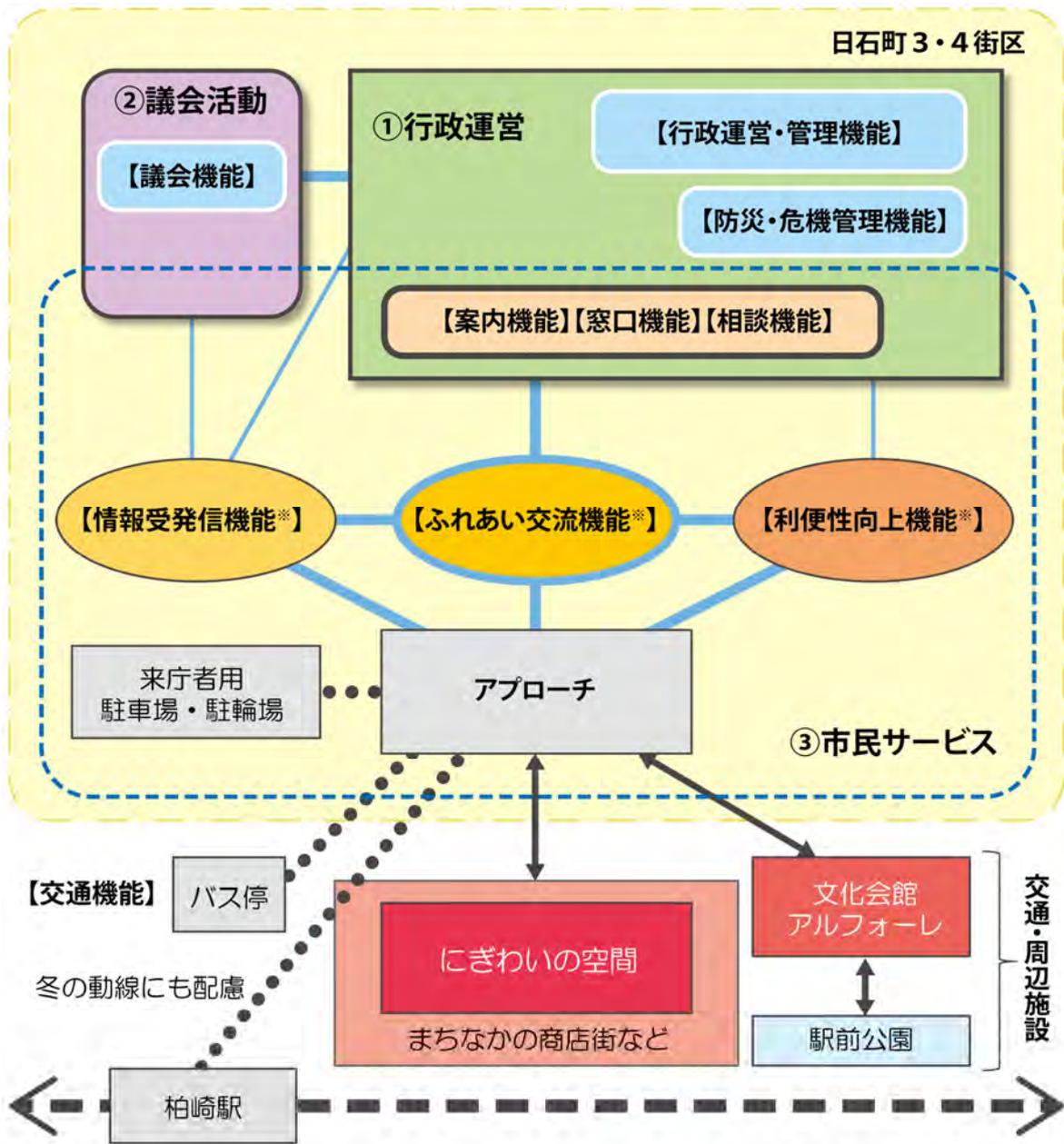
行政運営に関わる機能の断面的空間イメージ



(3) 市民サービスに関わる機能を中心とした各機能の相互関係イメージ

- 庁舎は、日石町3・4街区（合計で約19,500㎡）への配置を基本とします。
- 庁舎のアプローチ部分から行政運営に関わる機能である案内・窓口・相談機能に至る間に、人的・空間的なふれあい交流機能を配置するとともに、これと密接するよう、利便性向上機能と情報受発信機能を配置します。
- また、アプローチ部分の外（庁舎外）には、交通機能を配置します。

市民サービスに関わる機能を中心とした各機能の相互関係イメージ



※ふれあい交流機能とは、ラウンジ、イベントスペース、キッズルームなど
 ※利便性向上機能とは、カフェやくつろぎのできる場、コンビニ、ATMなど
 ※情報受発信機能とは、市政情報検索、議会のモニター中継、市民・企業の情報、観光情報など

2-2 基本機能の内容

(1) 行政運営に関わる機能

- 行政運営に関わる機能は、効率的かつ将来の社会情勢や機構の変化に柔軟に対応できるように整備します。
- このうち案内・窓口・相談機能は、市民アンケートでの意見や要望を踏まえ、市民に分かりやすい構成にするとともに、低層階に配置することとします。なお、これ以外の機能は、中層階に配置することとします。

①行政運営・管理機能

～目指す姿～

執務室のレイアウトはオープン型を基調とされ、組織改編や職員数の変動に柔軟に対応できる備えとなっており、職員は効率的・効果的に業務を行っている。

建物の階層に応じて機能が一定程度区分されており、動線が明解で管理しやすい工夫が施されている。

- 行政事務を執行する基本的性能を備えるとともに、関連部署間の連携が容易であるなど、効率的な行政運営が可能となるよう整備します。
- 窓口対応部署を低層階に配置し、住民視点の総合的な窓口サービス（総合窓口）を実現します。このほかの部署や高いセキュリティ性能が必要な部署は、中層階に配置します。
- 総合窓口に関わる部署と、これ以外の窓口対応部署が円滑な動線で結ばれるよう検討します。
- ICT（情報通信機能）など技術革新に柔軟に対応ができるよう、設備とスペースについて検討します。
- 組織機構の変化に柔軟に対応できる執務空間とします。
- 会議室は、多様な規模や用途に対応できるように、可動間仕切りなどの導入について検討します。
- 窓口カウンターは、個人情報や行政情報の保護に留意したしつらえとします。
- 市民と職員、事業者と職員、職員同士などが容易に打合せできるスペースの配置について検討します。
- 市民参加型の協議が開催される場合に備え、高齢者や障がい者、乳幼児連れなどへの配慮について検討します。

②防災・危機管理機能

～目指す姿～

新潟県中越沖地震クラスの大震災が発生しても、被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して、速やかに対応・対策がとれるなど、災害対応活動の拠点として即応できる環境が十分に整っている。また、様々な災害対応活動団体に支援できる環境がある。

- 庁舎は、防災拠点施設として必要な強度・構造を確保します。
- 原子力発電所の存在も含め災害時の司令塔として、十分なセキュリティを確保した情報収集機能、指令発信機能、情報発信機能を整備します。
- 災害対策本部会議室*と災害対策室*を設置します。防災・原子力課執務空間と同一フロアに配置することとし、相互連携を図ります。
- 災害時において県や警察、消防などの関係機関と連携できるよう、これらの機関の活動スペースの設置について検討します。
- 防災備蓄倉庫などの設置を検討します。
- 災害時には、文化会館アルフォーレ及び駅前公園が避難場所として活用されるため、被災者支援活動を円滑に行えるよう、動線を確保します。

③案内機能

～目指す姿～

来訪目的を確認し、的確な案内を行っており、例えば市民は、目的の窓口に迷うことなく訪問できている。また、初めて訪れた観光客や事業者も、目的とする地域情報コーナーや部署に迷うことなく訪問できている。

対面による案内が充実しており、高齢者に好評である。

- エントランスホールに来庁目的を確認し、案内する総合案内を配置します。また、来庁者が様々な用件について気軽に相談できる行政事務や、手続に精通したフロアマネージャー*の設置について検討します。
- 手続名や業務名で表示された案内や、番号で表示された案内、視認性を重視した案内など、多言語に対応したサインシステムの整備について検討します。

④窓口機能

～目指す姿～

分かりやすく利用しやすい窓口サービスがあり、複数の手続でも短時間で終わっている。

また、総合窓口に対応したゆとりある待合スペースがあり、高齢者などに優しい環境となっている。

○転入・転出などの届出・申請関係だけでなく、住民票・税金などの証明書発行関係も一箇所で手続ができる総合窓口を導入します。

なお、マイナンバー制度*が導入されたことから、証明書の発行などは近くのコンビニなどでも取得できるようになります。

○窓口対応部署は同一フロアへの配置を想定します。ただし、複数階に及ぶ場合は低層階に集約し、総合窓口との連携に機動性を持つことができるよう配慮します。

○総合窓口に対応した待合スペースを整備します。また、待合スペースに近接して、後述する利便性向上機能（コンビニやATM*など）や、ふれあい交流機能（くつろげるスペース、市民伝言板など）、情報受発信機能（行政や地域団体情報など）を配置することで、市民の利便性を高めます。

⑤相談機能

～目指す姿～

市民の各種の相談に効率的に対応できているとともに、プライバシーや個人情報を守られ、安心して相談ができている。

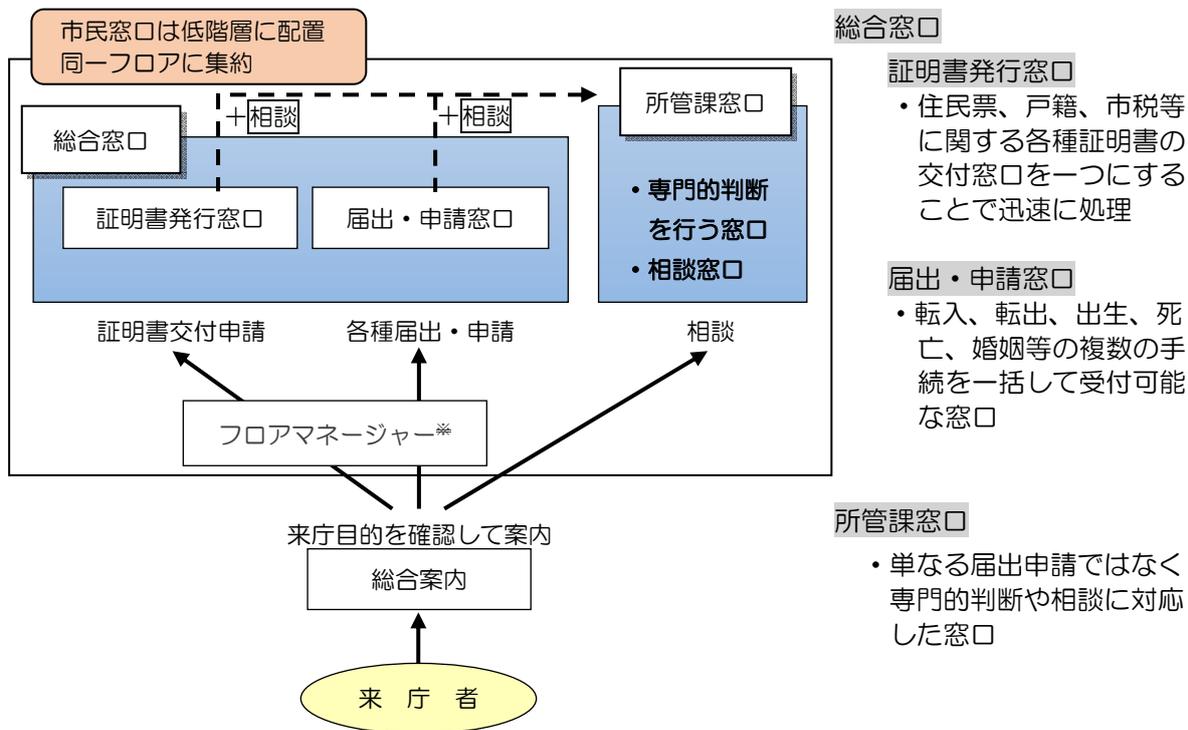
○市民からの相談のほか、企業による融資や経営の相談など、様々な相談業務に対応できるよう、プライバシーに配慮した市民サービスを提供します。

○低層階に市民応接室や相談室、消費生活センターを設置します。

○窓口カウンターは、プライバシーの保護に配慮したしつらえとします。

案内と窓口と相談機能のイメージ

- 迷わない、分かりやすい
 - 早く手続が終わる。
 - 安心して相談ができる。
- 総合窓口の整備と関係する担当課の同一フロアへの集約を目指し、その手法を検討する。



(2) 議会活動に関わる機能

① 議会機能

～目指す姿～

議会は、市民に開かれており、市民から親しまれる議会活動がなされている。

【フロア等】

- 低層階への設置について検討します。
- 議場や委員会室など議会関連施設の配置は、独立性を検討します。

【委員会室等】

- 委員会室は、柔軟な対応が可能であるとともに、必要な機能を検討します。

【諸室及びその他】

- 議員控室は、可動間仕切りの採用など柔軟な運用ができるよう検討します。
- 図書室など必要な機能について検討をします。

② 情報提供機能

～目指す姿～

議会情報は、広くかつ的確に発信されており、閲覧は分かりやすく、市民は容易にアクセスできている。

- 議会情報を市民に分かりやすく提供できる環境整備を検討します。

(3) 市民サービスに関わる機能

- 市民サービスに関わる機能は、市民が気軽に利用できる魅力的な空間を目指し、市民アンケートで要望が多かった利便性向上機能やふれあい交流機能、情報受発信機能について示します。
- 証明書発行や届出・申請などにより庁舎を訪れた人以外にも、休憩や待ち合わせなど不特定の目的で訪れる人、あるいは情報を求めて来る人、業務や観光目的で柏崎に来訪する人など、様々な人への対応を考えることが必要です。
- このため、休憩や簡単な飲食や談話などができるくつろぎの場を中心にして、それと融合するように利便施設や情報発信の場を配置した空間の形成を目指します。また、窓口機能との連携も考慮します。

①利便性向上機能

～目指す姿～

様々な年代、障がいのある人、乳幼児連れなど、多様な来庁者がみられるが、彼らをサポートする利便施設が整っており、来庁目的がストレスなく果たされている。

- 多様な市民に対応するため、コンビニ又は売店、ATM[※]、多機能トイレ[※]、授乳室などの設置について検討します。
- 子どもと一緒に来庁された方の一時保育や、キッズスペースなどの設置について検討します。

②ふれあい交流機能

～目指す姿～

庁舎内には、窓口手続を目的とする人以外に、休憩や待ち合わせなど直接市役所での手続・相談を目的としない人、情報入手を目的とする人、業務や観光を目的とする人など、様々な目的を持った人が多くみられるが、誰もがくつろげ気軽に利用できる空間や施設があり、そこには、楽しさに満ちあふれた相互交流が生まれている。

【庁舎（建物）内】

- 誰もが利用しやすいふれあいの空間を創出することとし、カフェなど飲食しながらくつろげるコーナーや、市民伝言板、ミニ図書館、植樹などの設置について検討します。
- 市民と行政が交流できる空間を創出することとし、イベントの開催が可能なフリースペースなどの設置について検討します。期日前投票所としての活用も視野に入れます。

【庁舎（建物）外の敷地など】

- 市民広場や遊歩道の整備について検討します。なお、市民広場には、飲食しながらくつろげるスペースの設置も検討します。
- 庁舎内に設置するフリースペースと一体として使用可能な屋外オープンスペースの整備について検討します。

【運営について】

- 上記で検討することとした各施設や設備等の一部については、市民・事業者・行政の協働による運営が行われるよう、制度的な仕組みについて検討します。

【既存の交流施設との整合について】

- 市民交流機能を有する公共施設は、文化会館アルフォーレ、産業文化会館、市民プラザ、ソフィアセンター、市民活動センターまちからなどの施設がありますが、利用目的や施設の位置関係から競合しないと想定します。

③情報受発信機能

～目指す姿～

市民が必要とする行政や議会情報が的確に提供されている。

柏崎の自然・文化・歴史、市民・地域や各種団体の活動の情報などが総合的に情報発信されている。これらの情報は、行政だけでなく、市民や団体、企業からも多くもたらされており、このための情報受信（入手）機能が整っている。

また、柏崎を初めて訪れた人が手軽に柏崎の各種情報を入手できており、そこには、柏崎市のシティセールス[※]戦略として、まち全体の案内や観光・地域情報が豊富にアーカイブ[※]されている。

- 市政情報を集約的に提供する空間を創出することとし、行政運営や議会活動情報を総合的に提供するスペースなどについても検討します。
- 市民・地域などの情報発信空間を創出することとし、市民・地域や各種団体などに関わる各種情報を発信できるスペースや、シティセールスも視野に入れたまちの情報発信スペースなどの設置について検討します。
- 情報の媒体としては、基本は紙やホワイトボードなどのアナログ形式としますが、デジタルサイネージ[※]、無線LAN[※]やWi-Fi フリースポット[※]などの設置や整備についても検討します。

④交通機能

～目指す姿～

庁舎周辺には、安全に移動できる連続した歩行空間があり、高齢者も含め多くの方が、駅や商店街、庁舎、文化会館アルフォーレ、駅前公園などへ快適に歩いて用事を済ませている。

なお、庁舎と駅を結ぶ歩行者動線は、雪・風対策が施されていることもあり、一年を通じて利用の変化が余り見られない。

庁舎に自動車で来る人は、駐車場案内表示に従って駐車場入口に向かっており、歩行者との交錯があまり見られない。

○歩行者の動線と自動車等の動線が交錯しないよう検討します。

【歩行者】

○まちなかの活性化にもつながる、バリアフリー*に配慮した歩行者の快適な動線確保について検討します。

○公共交通機関、周辺施設や商店街などとのアクセス確保について検討します。また、庁舎と柏崎駅やバス停を結ぶ動線や、庁舎と来庁者用駐車場を結ぶ動線については、雪や風対策について検討します。

○レンタサイクルや車椅子の貸出システムなどについて検討します。

【自動車／駐車場】

○庁舎にアクセスする自動車は、歩行者動線とできるだけ交錯しない動線を確保します。また、出入口も同様に確保するとともに、駐車場は、庁舎に接するよう配置します。

【バス停留所】

○バス停留所は、庁舎に接するよう、設置について検討します。

2-3 性能の内容

○耐震性能、環境性能、ユニバーサルデザイン*・バリアフリー*、セキュリティ・防犯対策について示します。

(1) 耐震性能

○庁舎は、下表に示すとおり国の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」において、「構造体：Ⅰ類」、「非構造部材：A類」、「建築設備：甲類」を確保するものとします。

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準概要（官庁施設の耐震安全性）

部位	分類耐震	安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、第2編官庁施設の耐震化から抜粋（国土交通省HP）

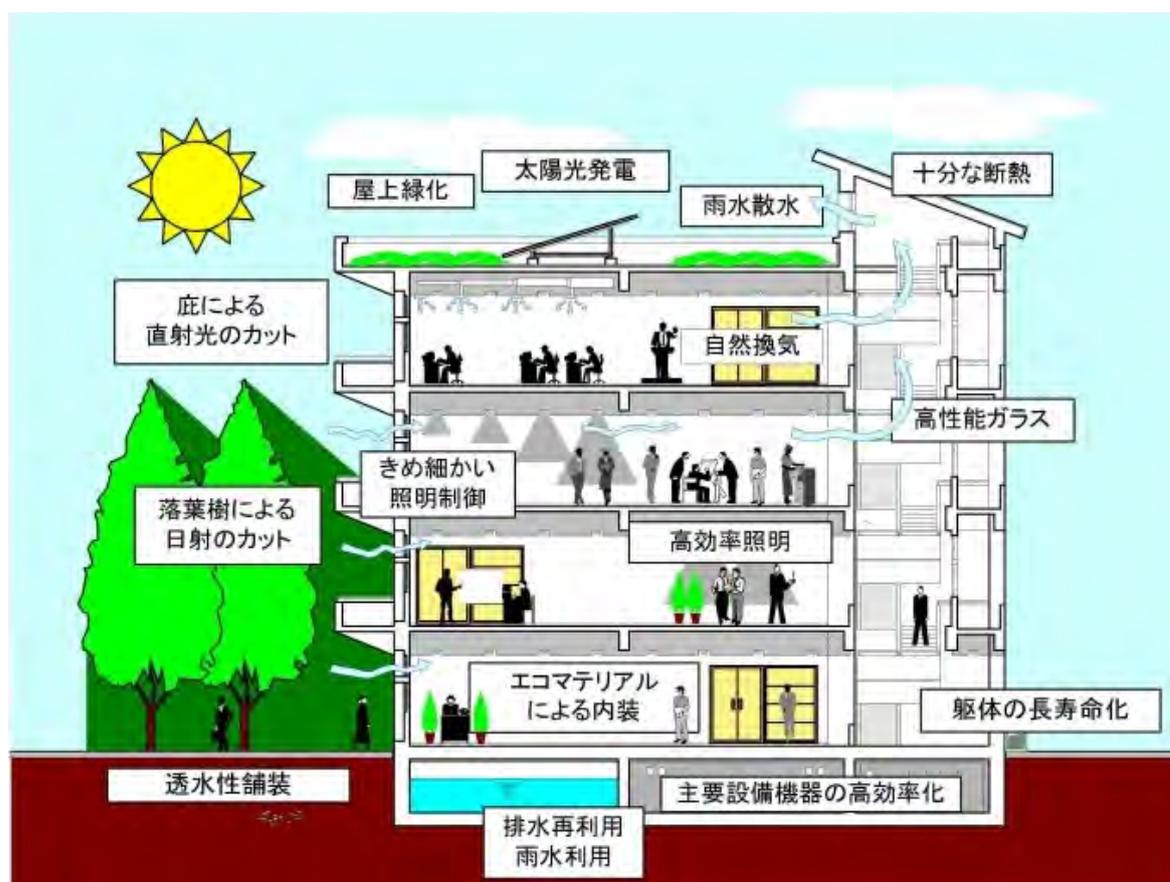
○庁舎は、防災や災害時の対応拠点となることから、大地震に際しても建物の安全性が保持され、災害対策本部等の機能が即応できるような体制にしておく必要があります。

このため、地震発生時において、建物や設備に対する損傷を大幅に抑えることのできる免震構造*を基本とした構造を想定します。

(2) 環境性能

- 柏崎市環境基本条例、柏崎市環境基本計画、柏崎市地球温暖化対策実行計画を踏まえ、自然採光や自然換気、太陽光発電などの自然エネルギー*の利用など、省エネルギー*と省資源に配慮した環境に優しい庁舎を目指します。
- 環境性能については、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）*における上位ランクの評価を得ることを目指します。
- 環境負荷を軽減し、ライフサイクルコスト*の低減に向けた検討を行います。
- 具体的な検討項目は、次のとおりです。
 - － 施設の長寿命化*
 - － 負荷の低減
 - － 自然エネルギーの利用
 - － 設備システムの高効率化

地球環境の保全に配慮した庁舎の一般的なイメージ



出典：国土交通省 グリーン庁舎イメージ図

(3) ユニバーサルデザイン※・バリアフリー※

※：ユニバーサルデザイン・バリアフリーの関係法令としては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「新潟県福祉のまちづくり条例」があります。

- 年齢、性別にかかわらず、障がい者や日本語に不慣れな方など全ての人が安全に利用できるユニバーサルデザインに配慮した庁舎とします。
- 国土交通省の「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に適合するよう整備します。
- 具体的な検討項目は、次のとおりです。
 - － 誰もが安全に利用できる庁舎
 - － 分かりやすいサイン
 - － 窓口におけるコミュニケーションの重視
 - － 新庁舎周辺の整備

(4) セキュリティ・防犯対策

- 来庁者と職員の安全管理と情報管理に配慮したセキュリティ対策を講じます。
- 具体的な検討項目は、次のとおりです。
 - － 入退室管理
 - － 防犯対策
 - － 動線の分離
 - － 情報管理機能
 - － ゾーン区分（入室制限）

2-4 庁舎規模の想定

(1) 庁舎規模の想定

○庁舎建設に当たっての面積算定基準には、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準と総務省起債許可標準面積算定基準がありますが、国土交通省基準は国の庁舎建設の基準を示したものであり、総務省基準は平成23年度に廃止されています。

○このため、本基本計画では、国土交通省基準を基本としつつ、総務省の旧基準と他市事例を参考とした結果、車庫を除く庁舎延床面積を14,000㎡程度と想定します。

各種算定基準に基づく庁舎規模の比較

(車庫を除く。)

算定基準等	延床面積	職員1人あたり面積
①国土交通省新営一般庁舎面積算定基準	13,990㎡	26.4㎡
②総務省起債許可標準面積算定基準 (平成23年度に廃止)	14,206㎡	26.8㎡
③他市事例	16,271㎡	30.7㎡
現庁舎	10,884㎡	20.5㎡

注：職員数は、530人を想定する（平成27年4月1日現在の職員数は、564人）。

注：議員は、26人とする。

注：他市とは、平成21年以降に庁舎建設計画がある、新発田市・燕市ほか14市の平均である。

(2) 庁舎における各機能の施設内容の想定

○庁舎に配置する各機能の施設の内容について想定します。

庁舎における各機能の施設内容の想定

(車庫を除く。)

区 分		想定する施設内容	
行政運営	①行政運営・管理機能		
	事務室など	職員数 530 人	
	会議室	大会議室、中会議室、PC 研修室 打合せスペース	
	保管室	保存文書庫、函面保管庫 各所管の倉庫、紙資源保管庫など	
	福利厚生施設	休憩室、更衣室、シャワー室	
	②防災・危機管理機能		
	災害対策本部会議室※、情報連絡室 防災行政無線室、仮眠室		
	①と②の小計		(想定される面積 5,700~6,800 m ²)
	③案内機能		玄関、受付、廊下等
	④窓口機能		上記の廊下に含まれる
⑤相談機能		市民応接室、1 階相談室、2 階相談室	
そのほか附属施設など		電話交換室、倉庫、宿直室、庁務員室 湯沸室、トイレ、職員厚生施設(更衣室・休憩室など) 印刷室、配付室、入札・図書閲覧室 新聞記者室、清掃員等控室 消費生活センター、職員組合事務所	
		(想定される面積 11,500~12,000 m ²)	
議会活動	議員数 26 人 議場、委員会室、会派室、図書室 議長・副議長室、応接室 議会傍聴ロビー、議会事務局		
	(想定される面積 800~900 m ²)		
市民サービス	①利便性向上機能		
	市民交流スペース 市民情報スペース		
	②ふれあい交流機能		
	キッズスペース、授乳室 多機能トイレ*		
③情報発信機能		コンビニ又は売店、ATM* など	
		(想定される面積 300~700 m ²)	
設備	設備関係		
	機械室、電気室、自家発電機室		
		(想定される面積 900~1,000 m ²)	

(3) 庁用車用車庫面積の想定

- 庁用車のための車庫面積は、現在の車庫数・車両数・運転手数を基準に、
約1,600㎡と想定します。

庁用車用車庫の設定

区分	面積	想定する施設内容
車庫	約1,600㎡	バス、マイクロバス、普通車、バイク、自転車、運転手控室

(4) 来庁者用駐車場台数の想定 (資料編8ページ参照)

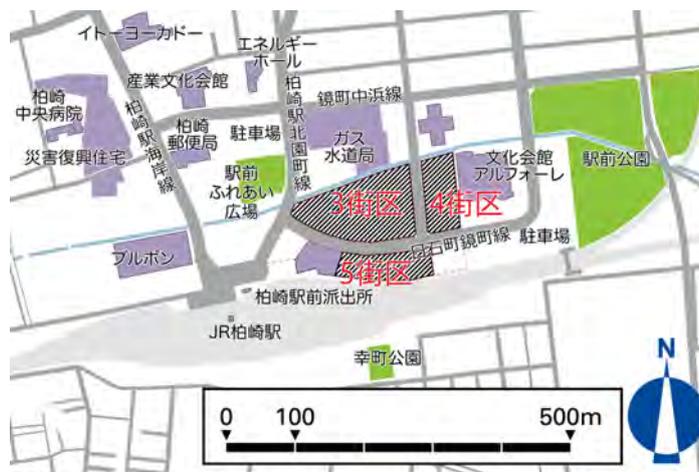
- 来庁者用駐車場の台数は、県内を中心とする22都市の整備台数を参考に、現在の台数を確保することとし、210台を想定します。

(5) 職員用駐車場の確保 (資料編9ページ参照)

- 交通結節点である駅周辺であることから、職員の公共交通機関の利用を一層促すこととします。
- ガス水道局舎と隣接することから、一体的な整備を検討します。
- 以上を踏まえ、職員用駐車場の確保を検討します。

2-5 主要な施設の配置

- 新庁舎の建設場所は、日石町3街区（約14,200㎡）と4街区（約5,300㎡）を基本とします。



(1) 庁舎と来庁者用駐車場の配置

- 自動車での来庁者の利便性を考慮し、駐車場は、新庁舎に接して確保する必要があります。このため、庁舎及び来庁者用駐車場は、敷地が広い3街区に配置することとします。

(2) 庁用車用車庫の配置

- 庁用車用車庫の敷地面積は約1,600㎡であり、多くの面積を必要としないことから、3街区又は4街区のいずれの配置も考えられます。あわせて、隣接するガス水道局のガス事業について民営化が予定されていることから、ガス水道局の車庫の利用も含めて検討する必要があります。
- なお、庁用車用車庫の活用として、階上などへの防災備蓄倉庫の設置について検討します。

(3) 職員用駐車場の配置

- 職員用駐車場確保については、4街区を想定しますが、全てを配置することは困難であるため、周辺での配置及び公共交通機関への利用転換誘導について検討します。

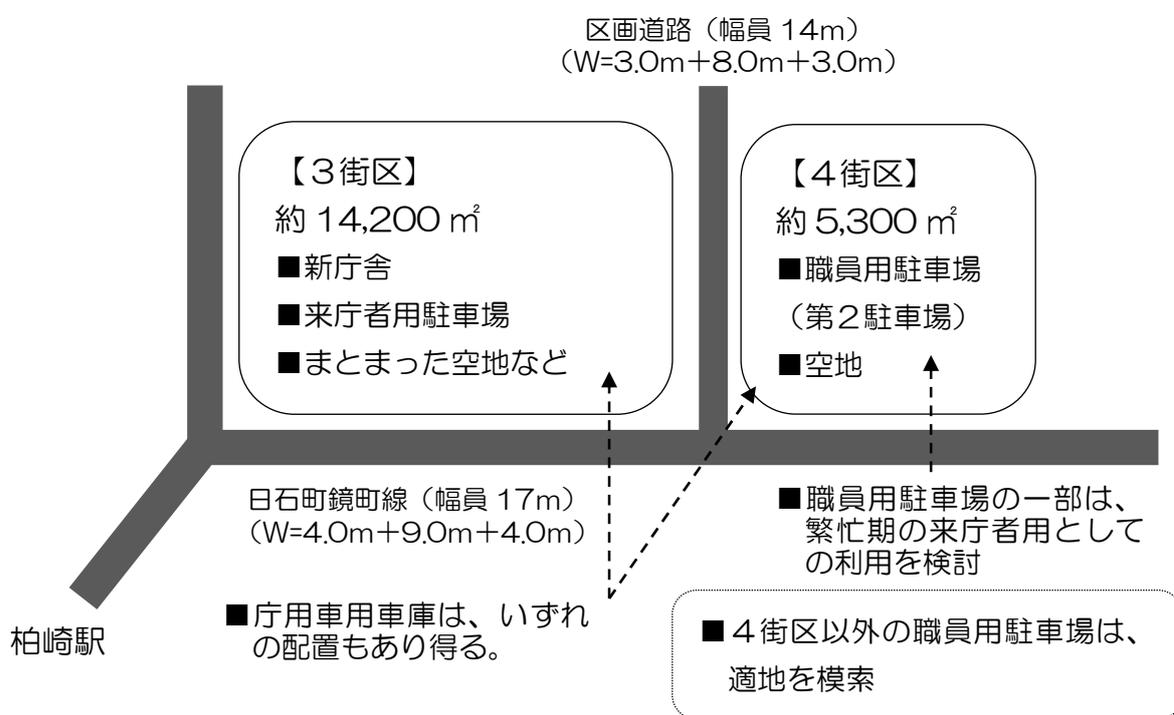
(4) 駐車場の効率的な活用

- 来庁者用駐車場及び職員駐車場については、文化会館アルフォーレの駐車場との連携強化を図ることで、駐車場の効率的活用が高まる可能性があります。このため、新庁舎の設計段階において、これらの駐車場の運用について検討します。

(5) 敷地内の空地

- 3街区、4街区ともに、敷地内に空地を確保することを想定します。ふれあい交流機能としての広場や、環境性能（ヒートアイランド現象*の予防）を高める緑地などが考えられます。
- 文化会館アルフォーレや駅前公園との連携にも配慮し、市民広場や緑地、樹木・木陰、花壇、駐車場内植樹帯、遊歩道、ベンチ、バス停などの配置について検討します。

主要な施設の配置



(6) 歩行者動線と自動車動線

- 歩行者動線は、柏崎駅と商店街を結ぶ軸を重視し、柏崎駅北園町線と日石町鏡町線を経由する軸を想定します。
- 自動車動線は、歩行者動線と交錯しないよう、3街区と4街区の間の区画道路からそれぞれの駐車場に入出庫する軸について検討します。また、庁舎周辺の街区においては、駐車場の案内表示の設置について検討します。

歩行者動線、自動車動線の想定



3 建設予定地の諸条件への対応

(1) 都市計画への対応 (資料編10ページ参照)

- 日石町3・4・5街区は、土地区画整理事業*により基盤が整備されています。
- 用途地域*は商業地域*、建ぺい率*は80%、容積率*は400%で、一部準防火地域*の指定となっています。
- 柏崎駅前地区地区計画が指定されています。これによると、建築物の高さは、地盤面より35m以下とされています。

日石町3・4街区周辺の都市計画



凡例	
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	準防火地域
	地区計画区域 (土地区画整理済区域)

(2) ヒ素を含む土壌への対応

○日石町3・4街区では、自然由来のヒ素を含む土壌が確認されています。このため、新庁舎整備に当たっては、この汚染土壌の処理を行うことが必要です。

処理の方法としては、次の2種類を基本とし、検討します。

- ① ヒ素を含む土壌を掘削除去し、場外に搬出して適切に処分する。
- ② ヒ素を含む土壌を原位置で封じ込め処理する。

○処理方法は、建物の配置が確定した段階で、より有効かつ適切となるよう検討します。

(3) 災害等への対応

○水害については、過去において浸水被害が確認されていますが、鵜川の河川改修が行われ、大久保一丁目に柏崎雨水ポンプ場が完成したことから、それ以降、浸水被害は発生していません。しかしながら、近年のゲリラ豪雨など異常気象への対策について考慮することが必要です。

○液状化^{*}については、影響は少ないと考えられていますが、その対策についても考慮することが必要です。

○津波については、被害が想定される浸水想定区域ではありませんが、万一の場合を考慮すべき要警戒区域^{*}に位置することから、その対策についても考慮することが必要です。

4 新庁舎の建設手法

4-1 事業手法 (資料編 1 1 ページ参照)

- P F I方式*と比較検討した結果、発注後における設計・仕様変更など柔軟な対応が可能となる、直接建設方式*を選定します。

4-2 発注方式 (資料編 1 3 ページ参照)

- 設計競技方式(設計コンペ)*と比較検討した結果、提案者による幅広い立場からの提案を求めるとともに、発注者と提案者ともに経費や時間の負担が少なく、また、市民の意見を始めとする発注者側の意向の反映が可能であるなどの観点から、公募型プロポーザル設計提案方式*を採用します。

4-3 概算事業費 (資料編 1 4 ページ参照)

- 新庁舎建設の概算事業費は、総額で70～75億円を見込むものとします。
- なお、昨今の建設費の高騰などにより、建設工事費が増加するおそれがあることから、設計段階における延床面積の精査、コスト縮減につながる構造・設備の積極的な採用など、全体事業費の縮減やコスト管理を徹底します。

4-4 財源

- 前項で示した概算事業費の財源は、庁舎整備基金*、地域振興基金*、合併特例債*、地域づくり資金*及び一般財源を見込むものとします。
このほか、社会資本整備総合交付金*など、有利な財源の活用を積極的に検討し、財政的な負担の抑制に努めます。
- 合併特例債を活用することから、庁舎建設事業は、平成33年3月31日までに完了する必要があります。

4-5 事業スケジュール

○平成28年度と29年度に基本設計と実施設計を行い、平成30～32年度に建設工事（土壌処理を含む。）を行う予定とします。

○平成32年度中の完成と引っ越し・業務開始を目指します。

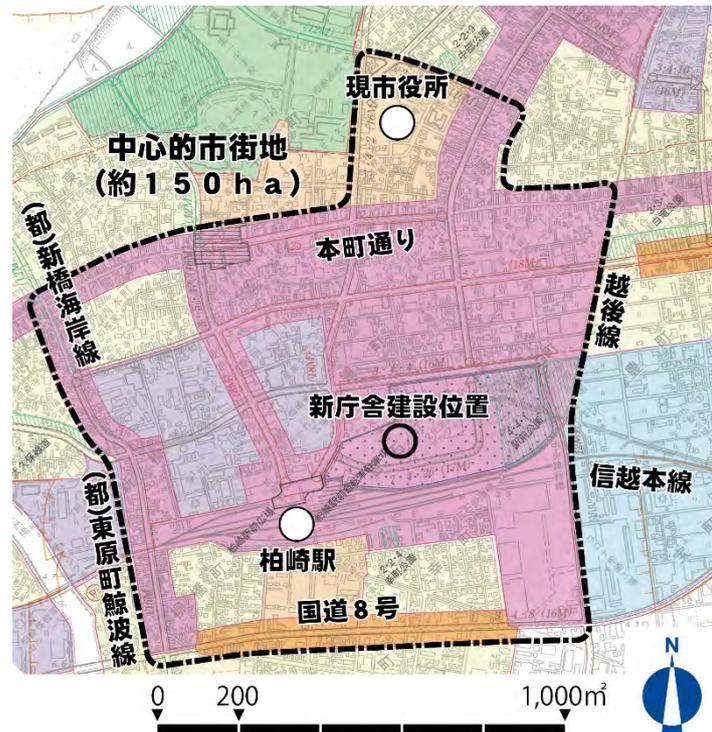
事業スケジュール

平成	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計 画	基本計画					
設 計		基本設計	実施設計			
建設・引っ越し				建設工事（土壌処理を含む。）・引っ越し		

5 新庁舎建設に伴うまちづくりの方向性

5-1 中心的市街地の方向性

中心的市街地の範囲



(1) 中心的市街地の役割

- 人口減少や高齢化の進展に対して、拡散的な市街地構造では、都市機能や都市サービスの維持管理、高齢で自家用車の運転のできない人の移動などの課題に対応することは著しく困難になっていきます。また、地球温暖化への対応も踏まえると、基本的な考え方として、コンパクトな市街地形成を進めることが必要不可欠です。
- 中心的市街地には、市役所や市民プラザ、医療機関、金融機関、郵便局などの公共公益施設が立地しています。また、商業集積が一定程度あり、多くの市民が交流する各種のサービスを提供できる場であり、また、永続的に暮らし続けられる場です。さらに、柏崎の玄関口として観光客などが最初に訪れる場でもあることから、柏崎全体の持続可能性を確保する上で、中心的市街地の活力と魅力が維持されるよう、力を入れていく必要があります。

○「まちなか活性化方策検討調査報告書」（平成19年）では、中心的市街地の役割を次の3点としています。

- － 暮らしやすい居住の場
- － 産業活力創出の場
- － 都市の顔、広域拠点

○その後のまちづくりの動向は、新潟県中越沖地震の発生という想定外の事態もありましたが、基本的には、この三つの役割に沿ったものとなっています。

これまでの主なまちづくりの動向

役割	主なまちづくりの動向
暮らしやすい居住の場	災害復興公営住宅の整備、駅前宅地分譲マンション建設（予定）
産業活力創出の場	(株)ブルボン本社立地、小松エスト跡地の商業施設開発 えんま通商店街の復興
都市の顔、広域拠点	駅前の土地区画整理事業*、文化会館アルフォーレ整備 庁舎の移転と跡地活用（検討中）

（2）中心的市街地の活性化に向けた取組

○前項の三つの役割ごとに、次年度以降、引き続き検討していきます。

①居住機能の強化

○中心的市街地の人口は、平成18年の6,888人に対し、平成27年は6,556人となり、5%近い減少となりました。特に、新潟県中越沖地震後、空き地・空き家などが増加していることから、居住人口の誘導に向けた取組を積極的に推進することが必要です。

○このため、次に示すようなことから、「高齢化に対応した中高層住宅供給の促進」や「空き家の有効活用」などについて検討します。

【高齢化に対応した中高層住宅供給の促進】

歩いて多くの用事を済ませることができる中心的市街地では、高齢者の居住ニーズは、今後も増加することが想定されます。このため、まとまった土地でのマンション建設が進むことが望まれます。

【空き家の有効活用】

空き家の増加は、市街地人口密度の低下、安全性の低下などを招き、市街地の活力が失われることが懸念されます。今後は、地域特性を踏まえながら、市民の多様な意見を反映させた空き家の有効活用を進め、良好な住環境の形成を図ることが望まれます。

②産業活力の創出

- 中心的市街地では、(株)ブルボンの本社が立地したものの、商店街は衰退傾向が見られます。庁舎の移転立地を契機に、より魅力や活気のある中心的市街地をもたらすような産業活力の創出を進めることが必要です。
- このため、次に示すようなことから、「多様な商業・サービス業の展開を促す取組」や「シティセールス*や観光産業振興との連携による取組」、「業務、教育文化、福祉などの公益的機能の立地誘導」などについて検討します。

【多様な商業・サービス業の展開を促す取組】

商店の後継者問題などに対応するため、積極的に新たな起業を誘導していくことが重要です。物販だけでなく、飲食、様々なサービス、文化やアートなど幅広い活動の導入により、大型店とは異なる魅力を持った商店街形成を図ることが望まれます。

【シティセールスや観光産業振興との連携による取組】

シティセールスの一環として、特色ある店舗やサービスの開発を進めるとともに、インターネットなどを活用した情報発信を積極的に行うことが望まれます。また、これらにより、まちなかでの観光を活性化することで、新たな市場を開拓することが望まれます。

【業務、教育文化、福祉などの公益的機能の立地誘導】

空き地・空き家を活用した、新たな機能の立地を進めることが望まれます。

③都市の顔づくり

○中心的市街地では、駅前の土地区画整理事業^{*}、文化会館アルフォーレや（株）ブルボンの本社整備によって、徐々に都市的な魅力が創出されつつあります。新庁舎の建設は、都市の顔づくりや拠点性の強化に寄与するものと考えられます。

これらの効果を一層高めていくため、将来的な柏崎駅及び駅前広場の整備も視野に入れて、様々な都市機能の立地誘導を進めます。

○現在策定中の柏崎市景観計画においては、柏崎駅から北側の駅前地区や西本町・東本町地区などを、「景観形成推進地区^{*}」として指定し、柏崎の歴史と生活文化を大切に磨き育てていく重点地区とする予定となっています。

特に、駅前地区は、新たな市街地の拠点として、統一感のある街並みの形成や緑化など、住民・事業者・行政の協働による新たな都市景観づくりを進めることとしています。

これらを踏まえ、柏崎駅周辺と駅前通り、本町通り、現庁舎などを結び回遊する沿道を中心に、公共空間の魅力化、建物デザインの工夫、看板広告の規制、まちの緑化など様々な景観形成に向けた取組を進めます。

5-2 新庁舎周辺地域の在り方

- 柏崎駅の近傍に新庁舎が立地することにより、文化会館アルフォーレとともに、多くの市民などが集まる拠点的な場が形成され、ここで働く人や来訪する人の新たな消費需要が発生することになります。
- これらによる効果をいかしたまちづくりを進めるため、「都市機能の立地誘導」や「歩行者等のネットワーク整備」に向けた取組を進めます。

①都市機能の立地誘導

- 5街区（約5,600㎡）には、庁舎施設の配置を想定しませんが、新庁舎や文化会館アルフォーレと一体となった有効活用について検討します。
- 近接する駅前ふれあい広場は、駅前通りのにぎわいと一体化した都市機能の立地誘導について検討します。

②歩行者等のネットワーク整備

- 新庁舎と文化会館アルフォーレ、商店街・商業施設、柏崎駅・公共交通機関などとの間は、楽しめる回遊性を生み出す空間整備が重要です。幹線道路の歩道環境の美化、路地の活用や遊歩道の配置、新庁舎と柏崎駅との間の冬季における雪・風等の対策など、快適な歩行者ネットワークの整備やバス停の配置などについて検討します。

5-3 現庁舎用地の利活用

(1) 利活用の基本的な考え方

- 現庁舎の移転後の跡地は、中心的市街地において約2万㎡というまとまった貴重な土地となるため、その利活用に当たっては、慎重に検討します。
- 検討に当たっては、中心的市街地の役割を踏まえ、特に、「居住機能の強化」や「産業活力の創出」、「都市の顔づくり」といった中心的市街地の活性化に資する土地利用とします。
- また、教育分館は、昭和60年の建設であり、比較的新しいことから、他用途への活用の余地があるため、必要に応じてその利活用についての検討を進めます。

(2) 現庁舎用地の土地活用方式の想定

- 「公共用地として利用」、「賃貸」、「売却」の三つの方式が想定されます。
 - ー 公共用地として利用する場合は、必要な公共施設を整備するか、ほかの公共施設の建て替え用地として確保しておくこととなります。
 - ー 賃貸の場合は、賃貸先は、一般的には民間が想定されます。借地権について定期借地権方式を採用すると、購入より初期投資分やランニングとしての地代の軽減が期待でき、大きな資金力を持たない事業者の参入も可能となります。
 - ー 売却の場合は、資金力のある民間が売却先となると考えられます。

5-4 中心的市街地活性化の主な推進課題

(1) 活性化の取組に向けた基本的な課題

- この新庁舎建設に伴うまちづくりの方向性は、基本的な考え方を整理したものです。このため、今後、柏崎市第五次総合計画*の策定と併せ、具体的展開に向けた計画を策定し、可能なものから事業実施に向けた取組を進めます。
- 中心的市街地では、都市基盤はほとんど整備されており、これまで公営住宅や文化会館アルフォーレの整備など公共による投資が行われてきましたが、今後は民間による都市機能の立地を一層促進していくことが必要です。
- また、市民や企業、様々な組織と行政が連携した身近なまちづくりを進めていくことも必要です。

(2) 民間投資が誘発される環境の整備

①国の制度の活用

- 民間等による都市機能の立地促進のため、「立地適正化計画*」や「中心市街地活性化計画*（認定計画）」の策定による国の支援制度の活用あるいは独自の制度の創設などの手法の検討を行います。

②中心的市街地の景観等の向上

- 街並み景観の向上や緑化など様々な工夫により、民間投資や観光客を含めた人を誘導できる魅力を備えたまちづくりと、そのための仕組みを整えることが必要です。

(3) まちづくりの推進

- 景観の向上、商店街の活性化、空き地・空き家の活用、子育ての支援、一人暮らし高齢者の見守りなど、まちなかには解決すべき課題が多く存在しています。
- このような多様な課題に取り組むため、国の制度の活用や行政との連携を図りつつ、地域の住民や企業などがまちづくりを進めることができるよう、新庁舎の活用や行政による支援などの環境整備について検討することが必要です。

(4) 今後の方向性

- 以上に述べた中心的市街地の活性化については、次年度以降、引き続き検討していきます。

資料編

目次

1	基本計画策定の背景（本編 1 ページの補足）	資料-1
1-1	建て替えの必要性	資料-1
1-2	現庁舎の諸元	資料-3
1-3	これまでの経緯	資料-7
2	来庁者用駐車場台数の想定（本編 22 ページの補足）	資料-8
3	職員用駐車場台数の想定（本編 22 ページの補足）	資料-9
4	柏崎駅前地区地区計画（本編 26 ページの補足）	資料-10
5	新庁舎の建設手法の検討（本編 28 ページの補足）	資料-11
5-1	事業手法	資料-11
5-2	発注方式	資料-13
5-3	概算事業費	資料-14
6	アンケート	資料-15
6-1	新庁舎建設に関する市民アンケート結果（概要）	資料-15
6-2	新庁舎建設に関する職員アンケート結果（概要）	資料-16
6-3	アンケート結果	資料-17
7	柏崎市新庁舎建設検討委員会	資料-50
7-1	柏崎市新庁舎建設検討委員会設置要綱	資料-50
7-2	柏崎市新庁舎建設検討委員会 委員名簿	資料-51
7-3	柏崎市新庁舎建設検討委員会 検討概要	資料-52
8	用語解説	資料-53

1 基本計画策定の背景

1-1 建て替えの必要性

- 現庁舎は、建設から約50年が経過し、次の①～④に示すとおり、「経年による建物の老朽化」、「庁舎の分散による市民サービス機能などの低下」、「執務空間の狭あいによる性能不足」、「来庁者用駐車場の分散配置による機能発揮不足」などの諸問題を抱えております。
- さらには、⑤に示すとおり、「現在地での建て替えは困難」といった課題もあります。
- 以上を踏まえて、日石町での新庁舎の建設が必要であると判断し、市民の利便性・中心市街地の活性化・建設期間や建設費用など様々な観点から検討を進めていくこととしました。

①経年による建物の老朽化

- 本館は昭和43年に建設され、平成30年に耐用年数（財務省：減価償却資産の耐用年数）を迎えようとしています。第二分館も、昭和47年に建設されたことから本館同様に老朽化が進んでいます。比較的新しい教育分館においても、耐用年数の3/5を経過しています。
- 電気設備、給排水設備や空調設備等も老朽しており、漏水の発生・冷暖房のエネルギー効率の悪化などにより、設備の更新や維持管理費用なども年々増加している状況であり、根本的な改修が必要です。
- 平成19年に本館と第二分館の耐震診断を行い、本館は判定Bに伴い平成21年に耐震補強を行いました。また、第二分館は判定Dにより一定の耐震はあると評価されましたが、同じく建物本体の老朽化は進んでいます。
- 以上に示すように、経年により建物は老朽化していますが、庁舎は本来、行政運営の核としての重要な役割と災害時の防災拠点として、市民の安全を守る使命が課せられています。このため、より十分な耐震性のある庁舎とすることが必要です。

②庁舎の分散による市民サービス機能などの低下

- 窓口手続のある部署が複数の庁舎に分散し（3棟4フロア）、来庁者の用件によっては複数のフロアへ行かなければならない状況にあります。

- 防災機能を担う主な部局が第二分館にあり、災害時における情報収集や連絡調整に迅速な対応が難しい状況にあります。
- 各庁舎間の移動については、移動距離が長く屋外を経由すること、市道の横断、段差が多いなどの問題点があります。
- 以上に示すように、庁舎の分散により市民サービス機能などが低下しており、1棟に集約し誰もが使いやすい空間構成とすることが必要です。

③執務空間の狭あいによる性能不足

- 職員1人当たりの執務室面積が5.48㎡であり、総務省旧起債許可標準面積基準7.85㎡/人の7割程度となっており、狭あいな状況にあります。
- 会議室は、大小8会議室がありますが、統計事務、期日前投票所、市県民税申告相談会など長期にわたる利用が多いことから、会議室が不足しており、災害等に対応する常設の災害対策スペースの確保ができない状況にあります。
- 以上に示すように、執務空間が狭あいなことから、適正な執務空間や会議室の確保、災害時対応のできる会議室の確保が必要です。

④来庁者用駐車場の分散配置による機能発揮不足

- 現庁舎敷地内には、来庁者用駐車場210台分及び公用車用車庫62台分（マイクロバス3台を含む。）が確保されています。
- しかしながら、来庁者用駐車場は、庁舎の正面と裏側に分かれて配置されているため、特に、窓口手続の繁忙期や、議会や会合など行事が重なるときには、駐車のための自動車動線が錯綜するとともに、満車状態になってしまう状況にあります。
- 以上に示すように、来庁者用駐車場が分散して配置されているため、機能発揮できない状況にあり、適正配置に再編することが必要です。

⑤現在地での建て替えは困難

- 本館裏側の駐車場敷地は、建築基準法の日影規制*により、新庁舎建設に必要な敷地を確保できないため、現庁舎の解体後、元位置に建設することになります。
- この場合、建設期間中は、仮庁舎の設置や防災行政無線の仮移設が必要なこと、来庁者用駐車場を別途確保すること（近くでは難しい）、周辺道路は工事車両が増えるが幅員が狭いため混雑が予想されることなどから、より多くの工事期間と経費が掛かり、市民の皆さんにも不便をお掛けすることとなります。

1-2 現庁舎の諸元

(1) 現庁舎の敷地の状況

○現庁舎の敷地の状況（面積や都市計画、道路条件など）は、次に示すとおりです。

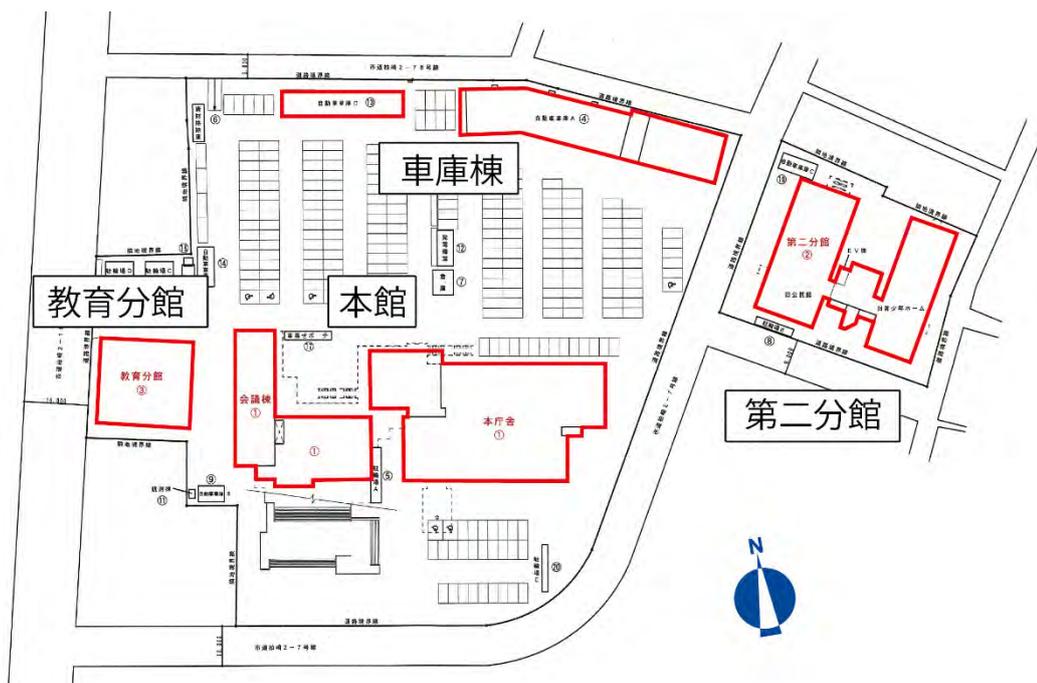


敷地面積	19,316.21 m ²
本庁舎	16,448.46 m ²
第二分館	2,206.81 m ²
用途地域 [※]	第二種住居地域 [※]
防火地域 [※] 等	準防火地域 [※]
容積率 [※]	200%
建ぺい率 [※]	60%
日影規制 [※]	5m ライン 5 時間 10m ライン 3 時間
前面道路	本庁舎：西側 16m (市道柏崎 2-103 号線) 第二分館：西側 10m (市道柏崎 2-7 号線)

(2) 現庁舎の建物の状況

○本館・第二分館・教育分館・車庫棟の位置を下図に示します。

○また、本館・第二分館・教育分館について、構造等の状況を次ページに示します。



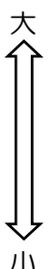
現庁舎の構造等の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

		本館	第二分館	教育分館	合計・備考
構造		鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	
		地上5階地下1階	地上2階	地上3階	
建築年次		昭和 43 年 (1968)	昭和 47 年 (1972)	昭和 60 年 (1985)	
法定耐用年度		平成 30 年 (2018)	平成 34 年 (2022)	平成 47 年 (2035)	減価償却資産 の耐用年数
耐震性	耐震基準	旧耐震	旧耐震	新耐震	
	耐震診断	平成 19 年度 判定B	平成 19 年度 判定D	—	注 2 を参照
	耐震補強	平成 21 年度実施	—	—	
建築面積		2,494.54 m ²	1,097.97 m ²	497.25 m ²	4,089.76 m ²
延床面積		7,986.97 m ² (注 1)	2,141.39 m ²	1,152.48 m ²	11,280.84 m ²
執務室面積 (a) (三役室を除く)		2,035.00 m ²	635.20 m ²	420.30 m ²	3,090.50 m ²
会議室等		522.80 m ²	202.50 m ²	174.70 m ²	900.00 m ²
課等の配置数 (主な部課等)		25課 (右記以外)	11課 (都市整備部等)	5課 (教育委員会等)	41課
配置職員数(b)		394人	109人	61人	564人
職員1人当たり 面積		5.16 m ² /人	5.83 m ² /人	6.89 m ² /人	5.48 m ² /人
		総務省 旧起債許可標準面積基準 7.85 m ² /人			
駐車場等		来客用 210台、公用車車庫 62台			272台
職員用		周辺敷地内 40台、フォンジェ 170台、小倉駐車場 100台、旧遺跡考古館 60台			370台

注 1 車庫棟 2 階書庫・倉庫 (397.01 m²) を含む。

注 2 構造体の耐震安全性の評価

危険度	判定	診断結果
	A	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
	B	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
	C	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いが、要求される機能が確保できないおそれがある。
	D	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I 類及び II 類の施設では、要求される機能が確保できる。

(3) 現庁舎のフロア別の状況

○本館、第二分館、教育分館、車庫棟を対象に、フロアごとに状況を示します。

本館

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(㎡)	本庁舎	会議棟
塔屋 2階			エレベーター機械室 展望室 FMビッカラ送信室	161.42	161.42	
塔屋 1階			空調機械室 高置水槽	113.04	113.04	
5階	議長室 議会事務局	委員会室 議員控室	議場 議会図書室	1,086.48	1,086.48	
4階	市長室 副市長室 総務課 人事課 財政課 企画政策課 防災・原子力課 行政改革室	市長応接室 大会議室 小会議室 記者室	情報公開コーナー 防災行政無線室	1,041.60	1,041.60	
3階	市民活動支援課 人権啓発・男女共同参画室 環境政策課 観光交流課 商業労政課 農林水産課 農政課 農業委員会事務局 文化振興課 東日本大震災被災者支援室		文書・印刷室 FMビッカラ送受信室	1,041.60	1,041.60	
2階	税務課 納税課 介護高齢課	介護相談室		1,147.95	887.28	260.67
1階	市民課 福祉課 国保医療課 広聴広報課 会計課	101会議室(会議棟)	総合案内(ロビー) 市民課ロビー 市民情報コーナー 相談室・授乳室 文書保存庫 銀行 売店 消費生活センター(会議棟) 多目的トイレ 宿直・警備員室 職員組合事務所	2,045.66	1,740.70	304.96
地下 1階			職員更衣室 倉庫	952.21	952.21	
地下 2階			機械室 受電室			
合計				7,589.96	7,024.33	565.63
竣工年月					S43.9	S43.9

第二分館

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m ²)	旧青少年ホーム	旧公民館	EV棟
塔屋				43.46	21.50	21.96	
2階	都市政策課 都市整備課 用地管財課 鶴川ダム事業室 八号バイパス事業室 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	302会議室	文書保存庫	1,009.44	467.18	530.31	11.95
1階	建築住宅課 維持管理課 契約検査課 新庁舎整備室	301会議室 図書閲覧室	職員更衣室 休憩室 機械室 受電室 倉庫 多目的トイレ	1,088.49	546.90	529.64	11.95
合計				2,141.39	1,035.58	1,081.91	23.90
竣工年月					S46.3	S47.3	H14.3

教育分館

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m ²)
3階	企画政策課 (情報政策係)	201会議室 202会議室		494.87
2階	教育長室 教育総務課 学校教育課 スポーツ振興課 子ども課			487.61
1階			職員更衣室 空調機械室 エレベーター機械室 庁用車駐車場	170.00
合計				1,152.48
竣工年月				S60.7

車庫棟

	執務関係	会議室等	その他	延床面積(m ²)	自動車車庫A		自動車車庫D	
2階			文書保存庫 各課共有倉庫	397.01	397.01			
1階			車両事務所 車庫(2棟)	833.22	392.00	206.80	42.90	191.52
合計				1,230.23	789.01	206.80	42.90	191.52
竣工年月					S43.12	S43.12	H3.12	H22.3

1-3 これまでの経緯

- 平成26年4月に新庁舎建設担当を配置し、同年6月から10月にかけて、議会や市民に対して基本的な考え方や建設候補地などについて説明をしてきました。
 - 平成27年1月に市議会の議決に基づき、新庁舎建設用地として日石町の3街区（約14,200㎡）、4街区（約5,300㎡）、5街区の一部（約5,600㎡）の土地を取得しました。
- そして、平成27年4月に総合企画部に新庁舎整備室を設置し、庁内検討を開始するとともに、5月に新庁舎建設検討委員会を発足しました。

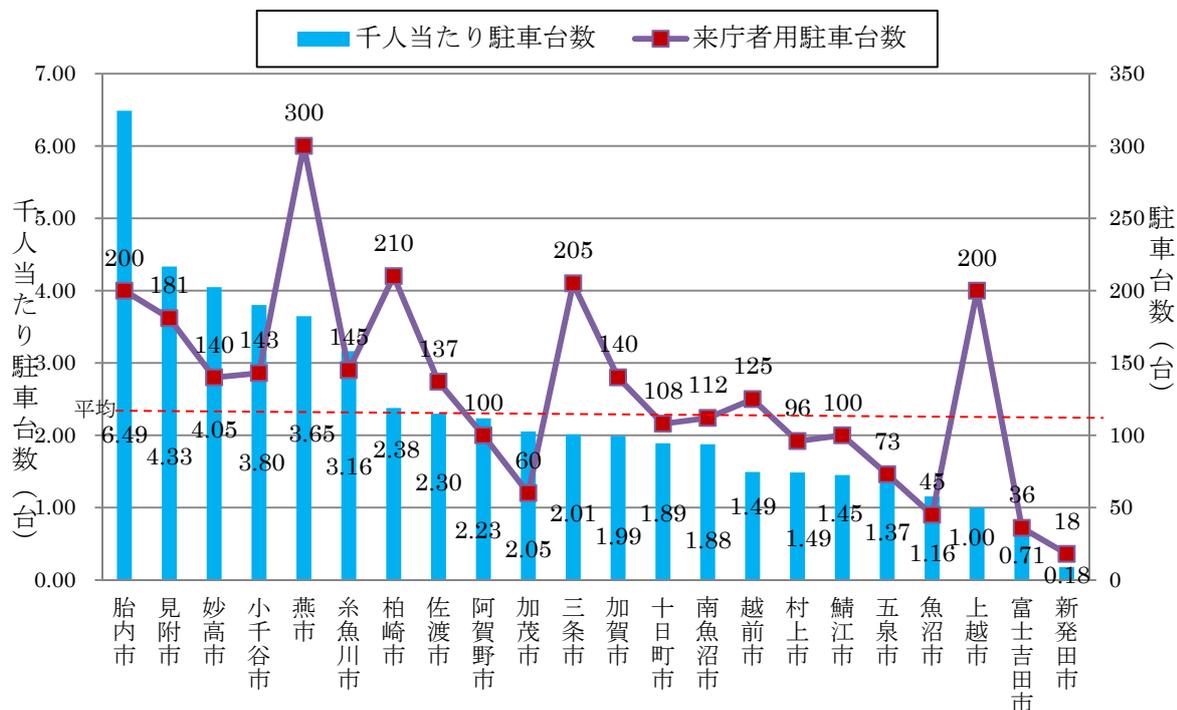
新庁舎建設検討委員会発足までの経緯

日付	概要等
平成26年4月1日	総合企画部総務課内に新庁舎建設担当の配置
平成26年6月	定例会議 ・一般質問に対し、9月定例会議に基本的な考え方を示す答弁
平成26年7～8月	地域懇談会 ・市役所新庁舎の整備の検討について、説明を行う。
平成26年9月	定例会議 ・「柏崎市役所新庁舎の整備に係る基本的な考え方」について説明 建設候補地は日石町内の区画整理事業3・4街区が適地
平成26年10月20日	広報「かしわざき」 ・「柏崎市役所新庁舎の整備に係る基本的な考え方」を掲載
平成26年12月	定例会議 ・建設地の用地取得に係る補正予算を計上
平成27年1月22日	随時会議 ・財産の取得の議決（3・4及び5街区の一部、 取得面積 25,047.22㎡）
平成27年2月1日	庁内に、新庁舎建設推進本部を設置 ・年度末までに、4回開催
平成27年4月1日	総合企画部に、新庁舎整備室の設置 ・体制：専任職員 4人、兼務職員 6人
平成27年4月	庁内検討の開始 ・統括専門部 ・プロジェクト対応（窓口サービス機能、市民交流機能） ・個別対応（防災機能、エコ・省エネ機能）
平成27年4～5月	市民アンケートの実施 ・無作為抽出による2,000人
平成27年5月21日	新庁舎建設検討委員会の発足（第1回新庁舎建設検討委員会の開催）

2 来庁者用駐車台数の想定

県内を中心とする各都市の来庁者用駐車台数と人口千人当たりの来庁者用駐車台数

〔 平均すると、人口千人当たりの平均来庁者用駐車台数は、2.32 台
これに柏崎市の人口 88,282 人を乗じると、約 205 台となる。 〕



注：対象とする22都市は、平成27年6～7月に、電子メールによりアンケートした都市

注：人口は、総務省ホームページによる平成27年1月1日現在住民基本台帳年齢級別人口（市区町村別）

3 職員用駐車場台数の想定

○現在、職員用駐車場は、5か所370台あります。この一部について新庁舎周辺に移転することとし、以下をその方針とします。

- － 現庁舎周辺の13台と税務署前の27台は、既に新庁舎周辺への移転対象となっている。
- － 小倉町の100台、旧遺跡考古館の60台は、新庁舎から遠く、小倉町は借上げのため、新庁舎周辺に移転することとする。
- － フォンジェの駐車場170台は、新庁舎に比較的近く、中心的市街地の中にあることから、回遊を創出する要因ともなるため、基本は、新庁舎周辺には移転しないこととする。

○以上を踏まえ、フォンジェ分を除く200台を、新庁舎周辺で確保する職員用駐車場台数と想定します。

現在の職員用駐車場の位置と台数



4 柏崎駅前地区地区計画

名称		柏崎駅前地区地区計画
位置		柏崎市駅前一丁目、日石町、鏡町、錦町の各一部
都市計画決定		平成 23 年 8 月 31 日
施行面積		約 11.6ha
地区計画の目標		<p>柏崎駅前地区は、JR柏崎駅東側に位置し、周辺を都市計画道路に囲まれた利便性の高い地区である。また、柏崎駅前土地区画整理事業*により、柏崎市文化会館アルフォーレや都市計画道路、防災公園を有する公園等の一体的な整備が行われている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、商業・業務施設の適正な誘導及び健全で利便性の高い商業地と集合住宅地等としての良好な住環境整備を図り、それぞれが協調した市街地の形成、土地区画整理事業の効果を維持、より高めることを目標としている。</p>
土地利用の方針		<p>土地利用については、商業・行政及び居住機能等の複合する、都市機能の集積を目指した土地利用を基本とする。</p> <p>JR柏崎駅に隣接する西側の地区については、新市街地の核となる商業・業務施設を誘導し、駅前に相応しい賑わいのある商業地区として整備する。</p>
建築物に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、同条第 6 項から第 11 項までに掲げる営業の用に供するもの 4 畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>200 平方メートル</p> <p>ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。</p>
	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。また、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次に掲げる項目に該当する場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3.0m以下のもの 2 車庫・物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以下のもの
	高さの最高限度	建築物の高さは、地盤面より 35m以下とする。
	形態又は意匠の制限	建築物の基調色は落ち着いた配色とし、周辺の構造物との調和を図り品格のある景観に配慮した意匠とする。

5 新庁舎の建設手法の検討

5-1 事業手法

(1) 事業手法の検討

○公共施設の建設に係る事業手法は、従来の直接建設方式*のほか、施設的设计・建設から維持管理・運営に至る一連の業務に民間の資金・経営能力・技術的能力を活用するPFI方式*が考えられます。

○PFIの事業方式には、所有権の移転時期、資金の調達方法などにより6種類の方式がありますが、所有権が市となるBTO方式*と直接建設方式と比較します。

直接建設方式とPFI（BTO）方式との事業方式の比較

方式	資金調達	計画	設計	建設	所有権	運営	所有権譲渡
直接建設	市	市	市	市	市	市	なし
BTO	PFI会社	市	PFI会社	PFI会社	市	市(委託)・PFI会社	施設完成時

(2) 事業手法の選定

○次ページにPFI方式で想定されるメリットとデメリットを示します。以下のことが言えます。

- － 本市の場合は、庁舎が単独であるため、PFI事業で採用基準の判断材料の一つであるVFM*の効果が低い、又は出ない可能性がある。
- － 発注後における設計・仕様変更等が難しいなど、柔軟な対応が困難となる。
- － 手続期間は、おおむね1年弱掛かり、事業計画の遅延が見込まれる。

○以上のことから、事業手法は、直接建設方式を選定します。

P F I 方式で想定されるメリットとデメリット

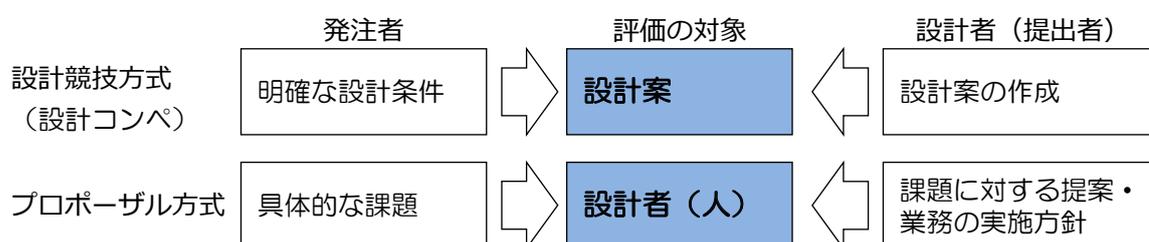
	メリット	デメリット
手続・制度	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注による、履行に対する責任所在が明確になる。 庁舎運営に係る賠償や金利変動などのリスクが転換できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく手続を要するため、手続期間が余分に掛かる。 P F I 法施行以来、庁舎の P F I 方式*の採用事例は、極めて少ない。
コスト関係	<ul style="list-style-type: none"> 基金・起債によらず財源確保の手段として活用できる。 庁舎単独の建設では難しい場合であっても庁舎と他の機能の合築をすることで、民間の創意工夫による V F M* が出る事業を構築することが可能になると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入可能性調査や事業者選定アドバイザー*契約など、導入経費が余分に掛かる。 事業費における金利負担なども含めると事実上の負担増となる場合がある。 新庁舎では、民間経営による附帯事業の可能性がなく、経営利益の還元も期待できない。
設計・施工関係	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工・維持管理を一括で発注することで、施工や維持管理に配慮した設計が可能など、民間ノウハウによる創意工夫が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計・施工・維持管理の全てが一括となるため、発注後の変更が困難となる。
維持管理関係	<ul style="list-style-type: none"> 同一業者の長期維持管理により、サービス水準の維持が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時などあらかじめ想定していない事象が発生した場合の対応の判断が難しい。 主な業務は庁舎運営の維持管理となるため、民間ノウハウを活用できる範囲が狭く、市民サービスへの直接的な効果が少ない。 特定の事業者により長期維持管理を委託するよりも、数年に一度最も安い事業者に委託した方が安くなる可能性がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 民間の積極的活用により経済が活性化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的なプロジェクトになるため、資金回収リスクをコントロールあるいは吸収できる企業に限られ、結果的に地元企業の事業機会を失う可能性が高い。 契約までにどの程度の期間を要するのか不明確な部分もあり、建設スケジュールに遅れが生じる可能性がある。

5-2 発注方式

○庁舎など大規模施設の建設に伴う設計者の選定には、設計競技方式（設計コンペ）※とプロポーザル方式が主として採用されています。

設計競技方式（設計コンペ）とプロポーザル方式の比較

区分	内容
設計競技方式 （設計コンペ）	<ul style="list-style-type: none"> 提出された具体的な設計案を審査し、「設計案」を選定する方式 公平性を保つことや、能力のある新人にチャンスを与えられること、優れた建築家に依頼することができるメリットがあるが、選定後の設計案の変更が行いにくいことや、提案に対する対価を支払うケースなどのデメリットがある。
プロポーザル方式	<ul style="list-style-type: none"> 設計対象に対する発想・解決方法や技術力・経験、設計に臨む体制などの提案書（プロポーザル）を提出してもらい、公正に評価し最もふさわしい「設計者」を選定する方式 質の高い建築設計に重点が置かれていることや、発注者側と提案者側とも費用・労力・時間の負担が少なく、選定後から具体的な設計が発注者との共同作業により進められるメリットがある。



○以上のことから、発注方式は、発注者と設計者（提出者）ともに経費や時間の負担が少なく、また、市民の意見を始めとする発注者側の意向の反映が可能であるなどの観点から、プロポーザル方式を採用します。

5-3 概算事業費

- 新庁舎建設に係る概算事業費は、下表の近年における新庁舎建設計画に係る事業費の例によると、建設工事費の約2割増が総事業費となっています。
- なお、昨今の建設費の高騰等により、建設工事費が増加するおそれがあることから、設計段階における延床面積の精査、コスト縮減につながる構造・設備の積極的な採用など、全体事業費の縮減やコスト管理を徹底します。

近年における新庁舎建設計画に係る事業費の例

自治体名	延床面積 (㎡)	建設工事費 (千円)	建設単価 (千円/㎡)	総事業費 (千円)	備考
栃木県 日光市	11,500	4,830,000	420	6,000,000	H27.1 基本計画 既存庁舎の面積を含む 15,000 ㎡
広島県 三原市	13,300	5,490,000	413	6,650,000	H27.5 基本計画
愛媛県 四国中央市	13,000	5,200,000	400	6,600,000	H27.5 基本計画
福井県 越前市	11,500	5,750,000	500	6,790,000	H27.8 基本計画 3 棟建て
宮崎県 日向市	11,500	4,960,000	432	5,545,000	H27.8 基本計画 見直し
平均	12,160	5,246,000	433	6,317,000	



本市の新庁舎	14,000	—	433	7,000,000 ～ 7,500,000	$14,000 \times 433 \times 1.2$ $= 7,274,400$
--------	--------	---	-----	-----------------------------	---

- 以上のことから、新庁舎建設の事業費は、総額で70～75億円を見込むものとします。

6 アンケート

6-1 新庁舎建設に関する市民アンケート結果（概要）

市役所への来庁について（資料-18～20 ページ）

- 市役所に来たことがある… 89.4%
- 来庁頻度：「年に1、2回程度」… 47.1%
- 来庁用件で多いもの：「戸籍・住民票・印鑑登録」… 80.1%

【年代別特徴：他の年齢階層と比較して多いもの】

- ・39歳以下…「子育て（医療費・保育園など）」といった子どもに係る用件
- ・40～50歳代…「戸籍・住民票・印鑑登録」といった本人に係る用件
- ・60歳以上…「国民健康保険・年金」「税金」「介護保険・高齢者サービス」（本人に係る用件）、「自治会・防犯・地域活動」「議会・会議の傍聴」（地域活動に係る用件）

庁舎利用の不满・不便について（資料-21～23 ページ）

駐車場・駐輪場が足りない	56.3%
庁舎が分散して不便	43.0%
行きたい部署がどこか分からない	30.3%
一つの窓口で用件が済まない	26.4%

※自家用車での来庁が多い。

） 手続等が複数に
分かれ複雑との意見

新庁舎に求めること・重視すること（資料-24～26 ページ）

十分な駐車場・駐輪場	52.4%
窓口の手続が楽	46.4%
分かりやすい配置	44.2%
防災拠点	42.6%

新庁舎に加える機能・施設（資料-27～29 ページ）

分かりやすい総合案内の充実	54.1%
災害時の避難スペース、備蓄倉庫	35.1%
※「必要最小限の機能でよい」	19.4%

【年代別特徴：他の年齢階層と比較して多いもの】

- ・39歳以下…「子育て支援スペース」
- ・40～50歳代…「ATMコーナー」「コンビニ・売店」「飲食スペース」
- ・60歳以上…「分かりやすい総合案内の充実」「災害時の避難スペース、備蓄倉庫」「物産展示などができる多目的空間」

庁舎への交通手段（資料-30～33 ページ）

現在の庁舎への交通手段：「自家用車」	88.8%
新庁舎への交通手段：「自家用車」	84.6%

新庁舎の建設に当たっての御意見や御提案（要旨）（資料-34～36 ページ）

- 新庁舎に関すること…建設地のこと、防災機能・窓口機能・附带機能のこと等
- 新庁舎周辺のまちづくりに関すること…駅周辺の活性化、コンパクトなまちづくり等
- 現庁舎・跡地の活用に関すること…子育て支援施設、全天候型スポーツ施設、駐車場や住宅地としての有効活用等

6-2 新庁舎建設に関する職員アンケート結果（概要）

職員の執務環境（資料-39～40 ページ）

□職員の執務スペース	
「適当」…	32.5%
「やや狭い」…	34.1%
「広い」「やや広い」…	7.8%
□事務机の大きさ	
「適当」…	56.3%
□ファイリングシステムの採用	
「適当である」…	92.5%

会議室の利用（資料-40～45 ページ）

□会議室の利用頻度		
「6人～10人」…	50.4%	
※50歳以上では、「11人～20人」「21人～50人」が他年齢階層よりも多い。		
□よく利用する会議室		
小会議室	36.1%	※自分の勤務場所の会議室の利用頻度が高い。
大会議室	29.5%	

※「101会議室」、「201会議室」、「301会議室」…各20%前後

□会議室利用の理由		
広さが適当である	59.8%	
所属からの移動距離が短い	42.1%	
□本庁舎周辺以外の会議スペースの使用：「利用経験あり」…32.3%		
市民プラザ	42.7%	※多く使用されている施設
図書館	27.4%	

□会議室以外の打合せスペースの利用：「よくある」「たまにある」…79.8%	
→ 利用スペースの数：「やや少ない」「少ない」…74.3%	

新庁舎で整備が必要なサービス（資料-46～48 ページ）

□市民向けサービス		
駐車場の確保	50.2%	※市民アンケートの新庁舎に求めること、機能・施設の上位項目とほぼ同じ傾向
総合窓口化	43.3%	
分かりやすい総合案内の充実	34.7%	
コンビニ・売店・ATMなど	33.8%	

【年代別特徴：他の年齢階層と比較して多いもの】

- ・39歳以下…「飲食スペース・喫茶コーナー」「子育て支援スペースの整備」
- ・40歳代…「駐車場・駐輪場の確保」
- ・50歳以上…「高齢者・障がい者への配慮」

□職員向けサービス	
駐車場の確保	70.3%
所属ごとの打合せスペース	55.8%

□新庁舎内に飲食スペースができた場合の利用頻度：「時々利用する」…74.1%
--

6-3 アンケート結果

I 市民アンケート

1 調査の方法

2 市民アンケート結果

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 市役所への来庁頻度 | (2) 来庁用件 |
| (3) 庁舎利用の不満・不便 | (4) 新庁舎に求めること・重視すること |
| (5) 新庁舎に加える機能・施設 | (6) 庁舎への交通手段 |
| (7) 新庁舎の建設に当たっての御意見や御提案 | (8) 市民回答者のプロフィール |

II 職員アンケート

1 調査の方法

2 職員アンケート結果

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 職員の執務環境 | (2) 会議室の利用 |
| (3) 会議室利用の理由 | (4) 本庁舎周辺以外の会議スペースの使用 |
| (5) 会議室以外の打合せスペースの利用 | (6) 新庁舎で整備が必要なサービス |
| (7) 職員アンケート回答者のプロフィール | |

1. 市民アンケート

1. 調査方法

(1) 調査の目的

現庁舎は、老朽化、狭あい化による分庁舎方式において市民サービスの低下を招いています。これら課題を解消するべく、市では、これまで新庁舎の整備について検討を進め、議会や地域懇談会で説明を行ってきました。

そして、これまでの検討の結果、市民の利便性、中心市街地の活性化、建設期間及び建設費用の圧縮などの観点から、新庁舎の建設場所を日石町3・4街区（文化会館アルフォーレ西隣）とし、議会の承認を得て用地取得をしました。

新庁舎を建設するに当たり、現庁舎の利用状況及び新庁舎に求められる機能につき、多様化する市民ニーズに応えるべくアンケートを実施しました。

(2) 調査方法

調査対象者	柏崎市に居住する18歳以上の市民2,000名 ※住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	平成27年4月28日（火）～5月17日（日）
調査方法	郵送による配布・回収
調査票配付数	2,000票（有効配付数1,995票）
回収数	945票
回収率	47.4%（有効配付数に対する回収数の割合）

2. 市民アンケート結果

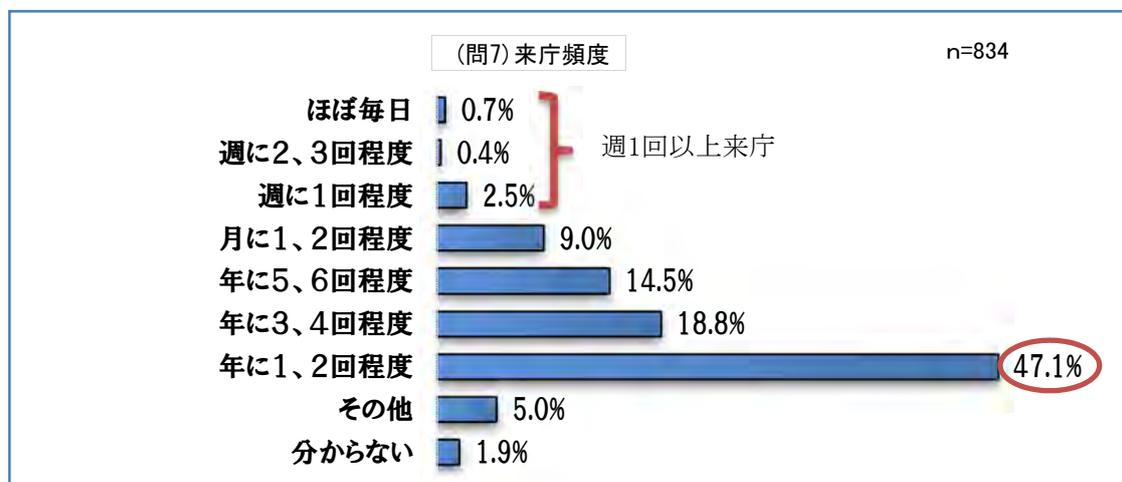
(1) 市役所への来庁頻度

○市役所に来庁したことがあるのは、約90%

○性別では女性よりも男性が、年齢では39歳以下よりも40～50歳代、60歳以上が、来庁したことが多い。



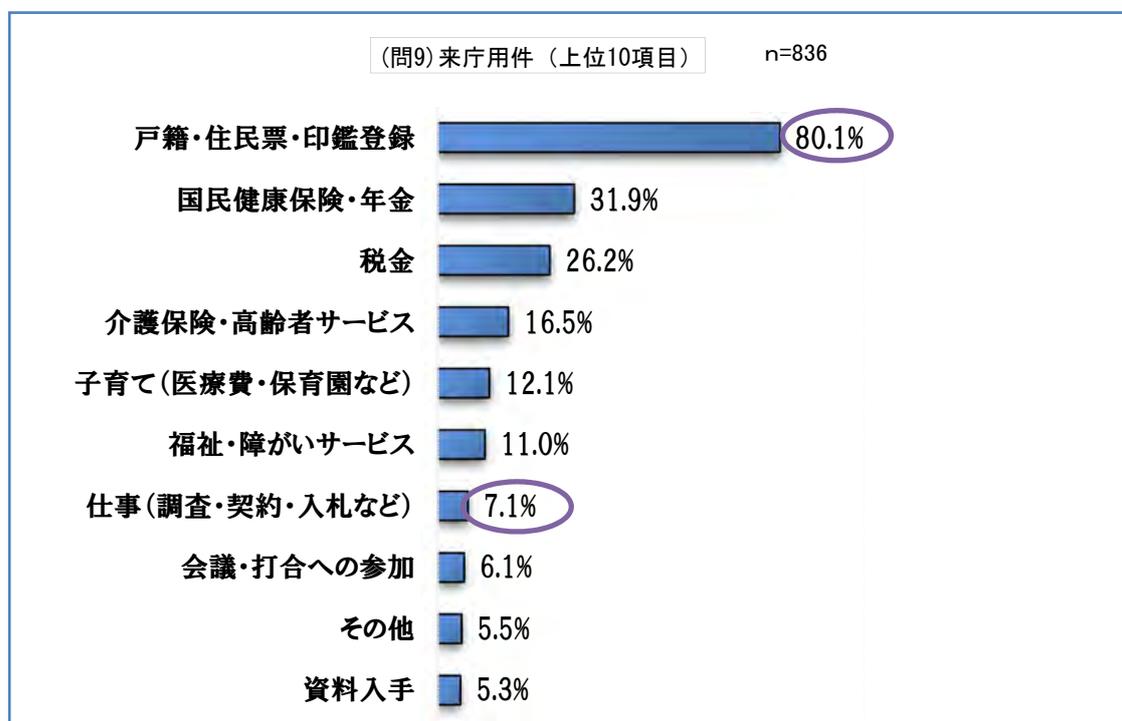
○来庁頻度として一番多いのは、「年に1、2回程度」で、半数弱を占める。来庁の頻度が高い人は少なく、週1回以上来庁する人は5%に満たない。



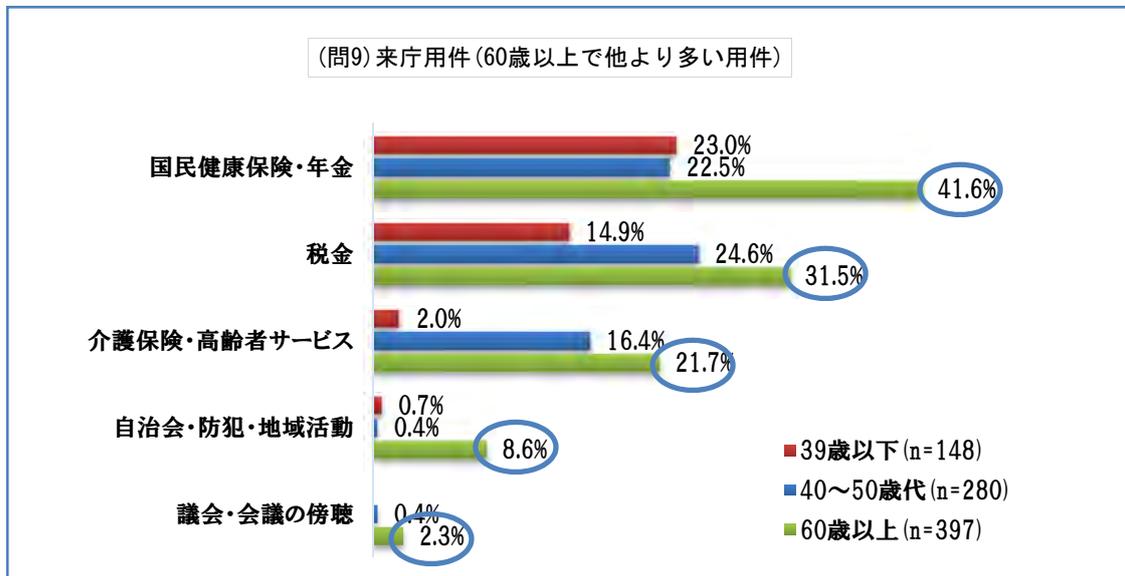
(2) 来庁用件

○来庁の用件のうち最も多いのは、「戸籍・住民票・印鑑登録」であり、全体の約80%を占めている。

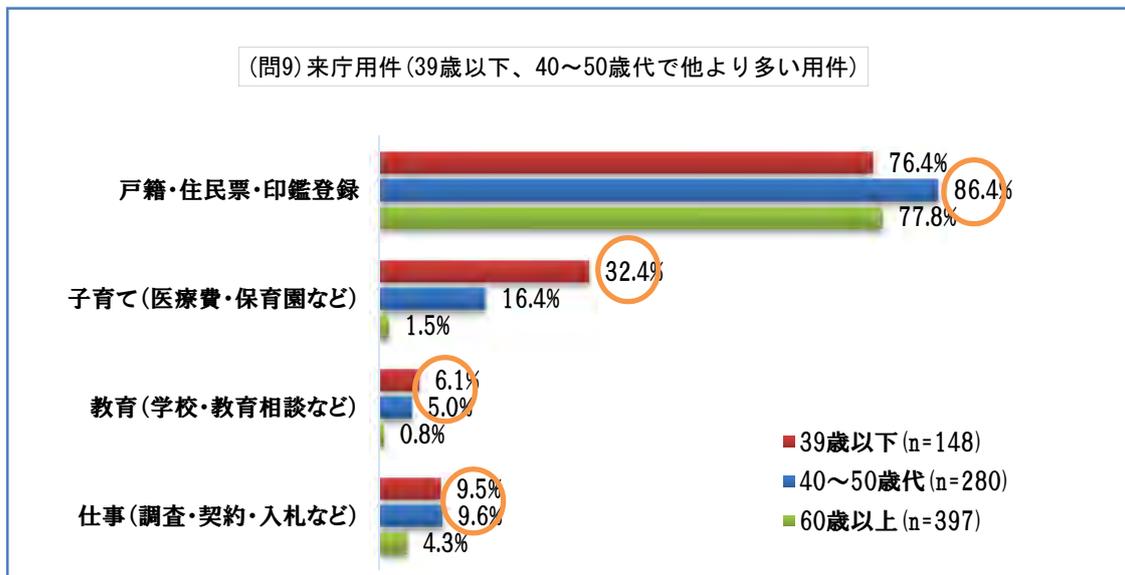
○仕事関係では、調査・契約・入札などが7.1%で最も多い。



○年齢階層別の来庁の用件では、60歳以上では、「国民健康保険・年金」、「税金」、「介護保険・高齢者サービス」といった主に本人に係る用件と、「自治会・防犯・地域活動」や「議会・会議の傍聴」といった地域活動に係る用件が、他の年齢階層よりも特になっている。



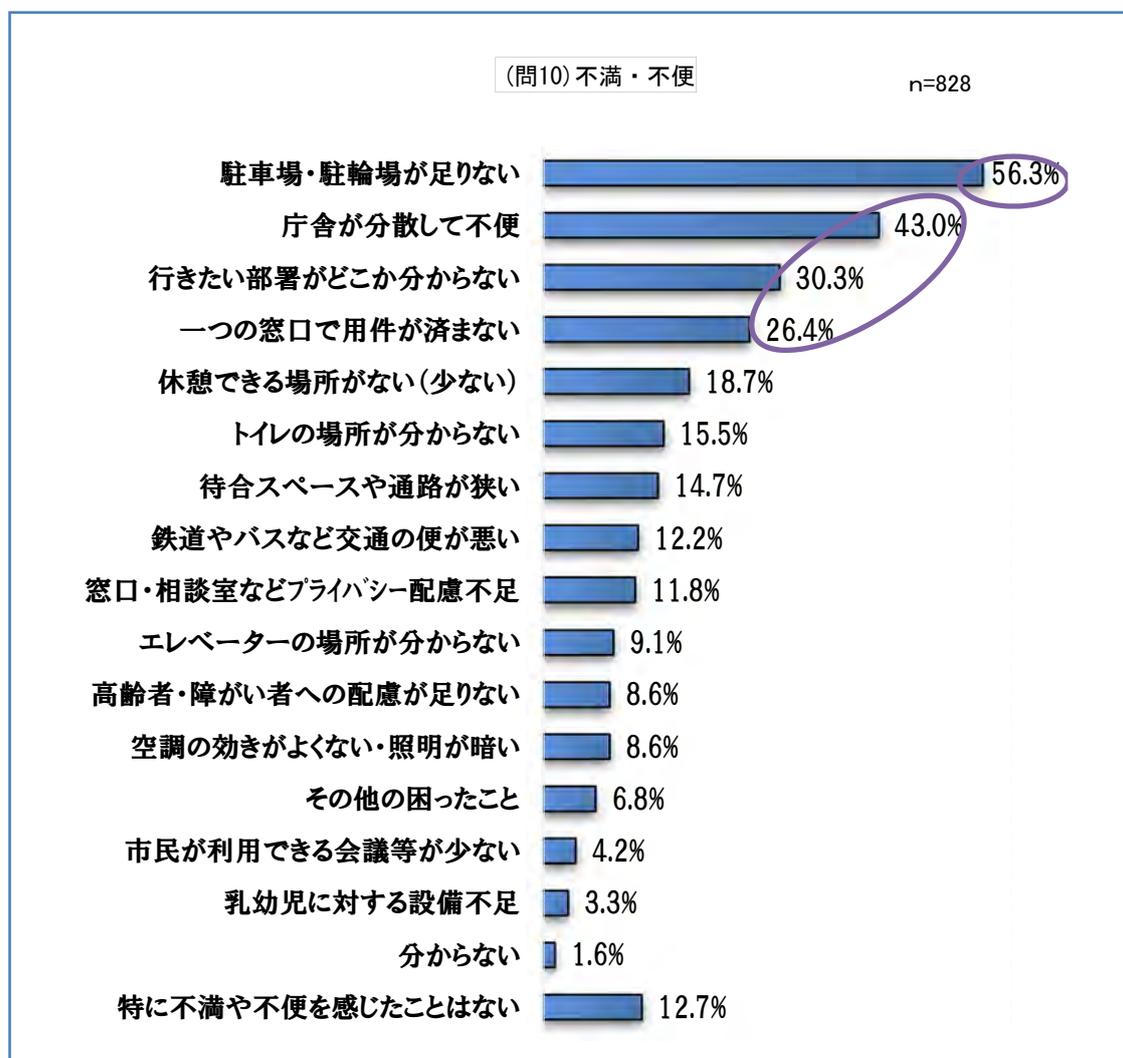
○39歳以下、40～50歳代では、「子育て」「教育」といった子どもに係る用件や「仕事（調査・契約・入札）」といった業務に係る用件が、60歳以上と比べて特になっている。さらに、「戸籍・住民票・印鑑登録」といった主に本人手続に係る用件は、40～50歳代で特に多く、公的証明書類を必要とする手続が年代的に多いためとみられる。



(3) 庁舎利用の不満・不便

○不満・不便に感じていることは、自家用車での来庁が多いことから「駐車場・駐輪場が足りない」が半数を超えて最も多い。

○次いで、「庁舎が分散して不便」、「行きたい部署がどこか分からない」、「一つの窓口で用件が済まない」等の複数に分かれ複雑といった傾向の意見が多い。



庁舎利用の不満・不便のうち「その他の困ったこと」についての記述内容

駐車場について

- ・ 駐車場が少ない、狭い
- ・ 1台分の駐車スペースが狭い

受付について

- ・ きちんとした受け付けスペースがなく、とって付けたような受付
- ・ 誰に聞いていいかわからない

トイレについて

- ・ トイレが古い、汚い、シャワートイレでなく不衛生
- ・ 洋式トイレが少ない、和式のトイレしかない
- ・ トイレドアの荷物掛けフックが高い
- ・ 仕事をしている職員の中を通らないと入れないので入りづらい

窓口について

- ・ どの部署に行ったらいいかわからない
- ・ いろいろな課をたらい回しにされる
- ・ 仕事をしているため平日に行けず、手続きに困った
- ・ 窓口に行っても担当者がいない、誰に声を掛けていいかわからない

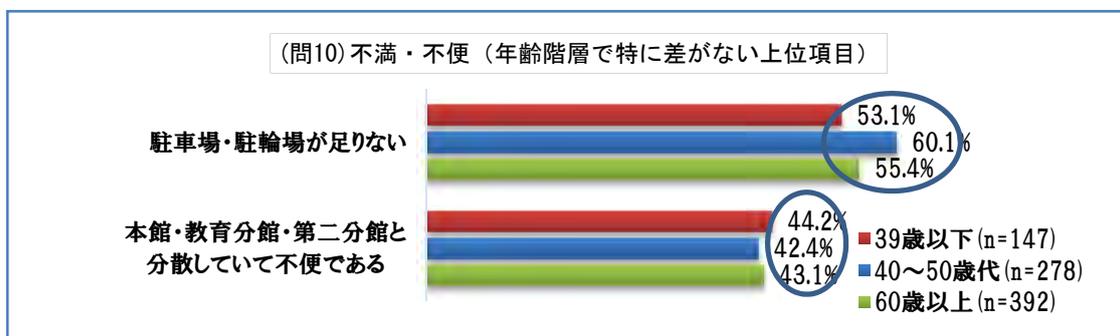
職員について

- ・ 職員が固すぎる
- ・ 窓口職員の対応、態度
- ・ 女性の服装が派手過ぎる
- ・ 職員が休憩中（昼）のため、対応してもらえなかった
- ・ 事務処理が遅い、待たされる

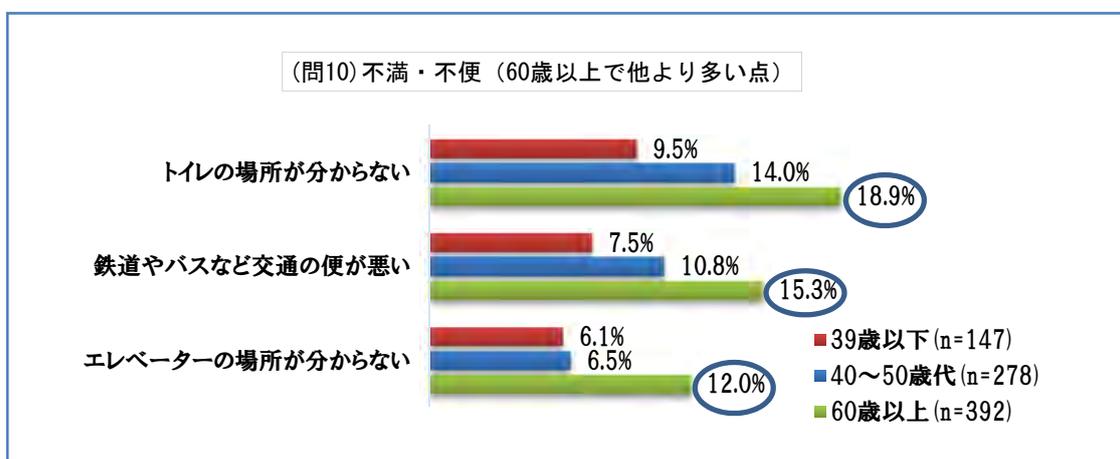
施設、レイアウトについて

- ・ 行きたい場所に行けない、位置が分かりにくい
- ・ 階段の場所が分かりにくい、エレベーターが利用しにくい
- ・ 本館、分館が分かれているので、廊下が寒い
- ・ 職員と相談、打合せをする場所がない
- ・ 静か過ぎて入りづらい、息苦しい感がある
- ・ 第二分館の入口の足元が悪い、暗くなる時間帯は、足元が怖い
- ・ 入口に施設の全体図がないので、行きたい所がわからない
- ・ 駅から遠い

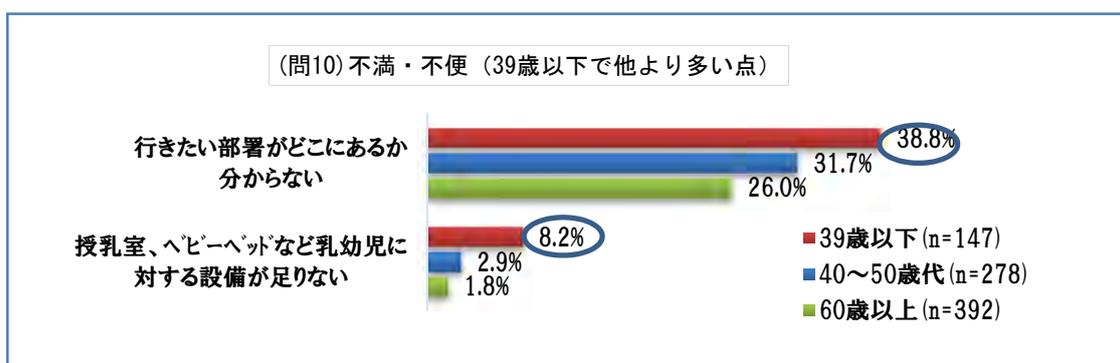
○不満・不便の最上位にある「駐車場・駐輪場が足りない」、「庁舎が分散して不便である」は、年齢階層で特に大きな差がない。



○60歳以上では、他の年齢階層と比較して、「トイレの場所が分からない」、「鉄道やバスなど交通の便が悪い」、「エレベーターの場所が分からない」が多い。

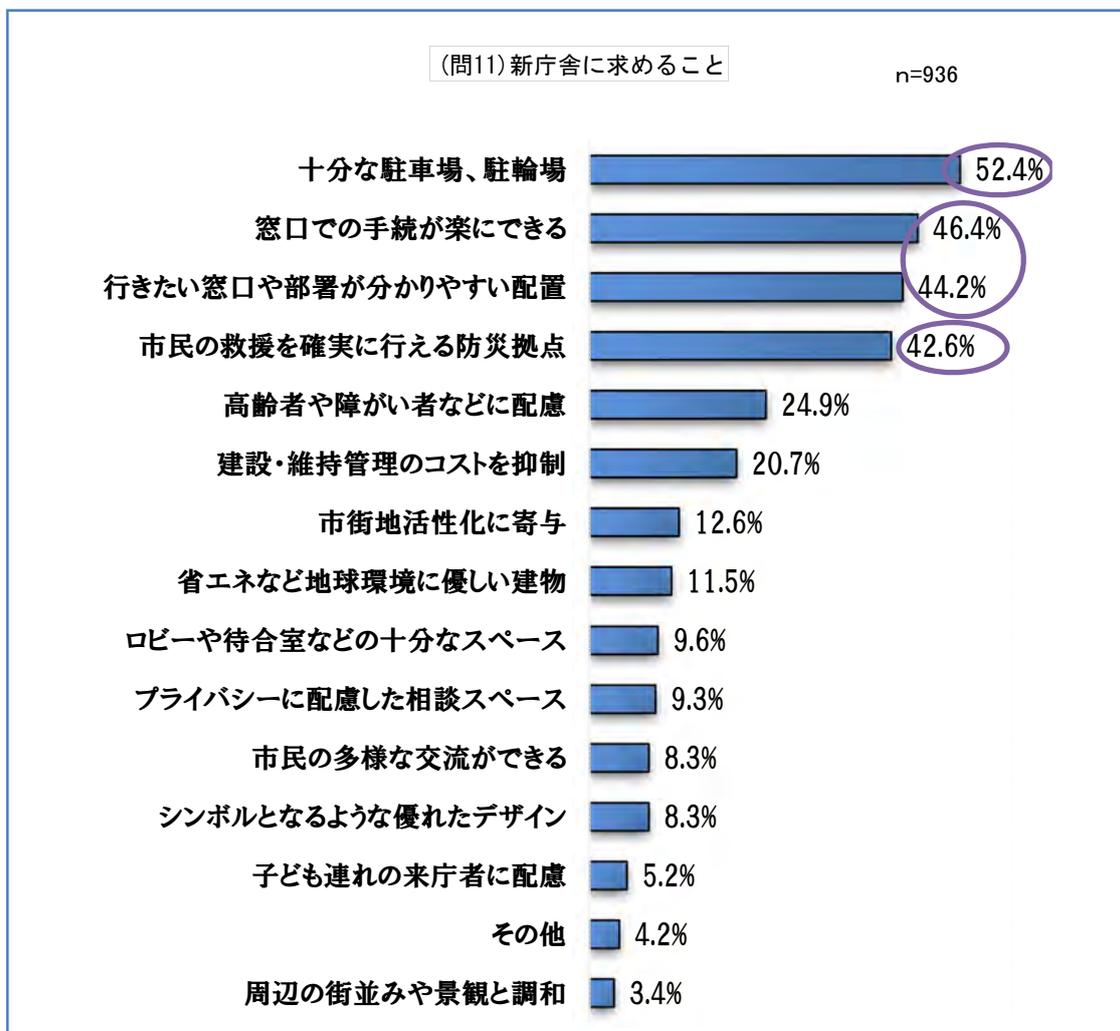


○39歳以下では、全体で3位になっている「行きたい部署がどこにあるか分からない」が特に多く、全体では不満は多くなかった「授乳室、ベビーベッドなど乳幼児に対する設備が足りない」は、他の年齢階層の約3～4倍と、特に差が大きくなっている。



(4) 新庁舎に求めること・重視すること

- 新庁舎に最も求めることは、不満・不便でも上位だった「十分な駐車場、駐輪場」で、半数を超えている。
- 次いで、「窓口の手続きが楽」や「分かりやすい配置」といった不便さの2位グループに対応する希望も、40%台で多い。
- 「防災拠点」も40%台で、災害への関心が高いことがうかがわれる。



新庁舎に求めること、重視することのうち「その他」についての記述内容

交通アクセスについて

- ・国道8号線、駅からのアクセスを良くする工夫
- ・駅からの交通手段

駐車場について

- ・駐車場から庁舎に至るまでの通路に雨除けがあること

受付について

- ・受付に案内する人を多く配置

トイレについて

- ・十分なトイレの数
- ・温水手洗い洗面台、シャワートイレ

窓口について

- ・一つの窓口で手続きができること、各部署より職員が出向いての対応
- ・近くの部署同士で混んでいる窓口の対応
- ・時間延長、休日対応

職員について

- ・職員の対応が親切であること

付帯機能について

- ・売店以外の飲食店などがあって、くつろげるスペース
- ・自動販売機、売店
- ・喫煙できるスペース

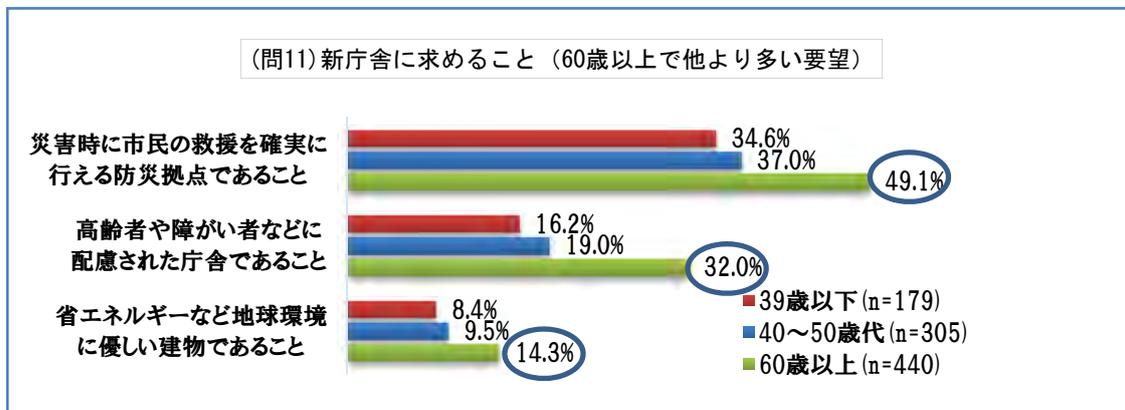
施設、レイアウトについて

- ・入口のホールにエレベーターを設置
- ・自然光がたくさん入る明るい庁舎
- ・複合施設
- ・木をいかした温かく、柔らかい雰囲気

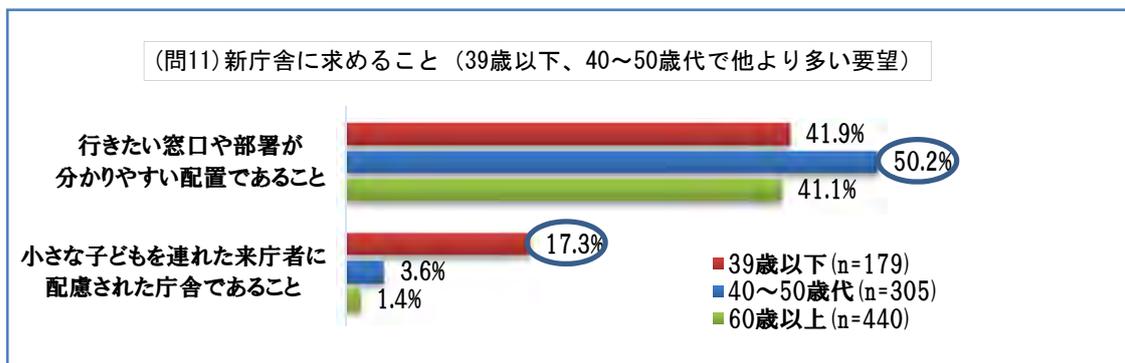
○最上位の「十分な駐車場、駐輪場があること」は、どの年齢階層でも最も多い要望で、年齢階層での大きな差がない。



○60歳以上で特に多い要望は、「防災拠点であること」や「高齢者や障害者などに配慮された庁舎であること」、「省エネルギーなど地球環境に優しい建物であること」で、「やさしい」ものを特に望んでいる傾向がある。

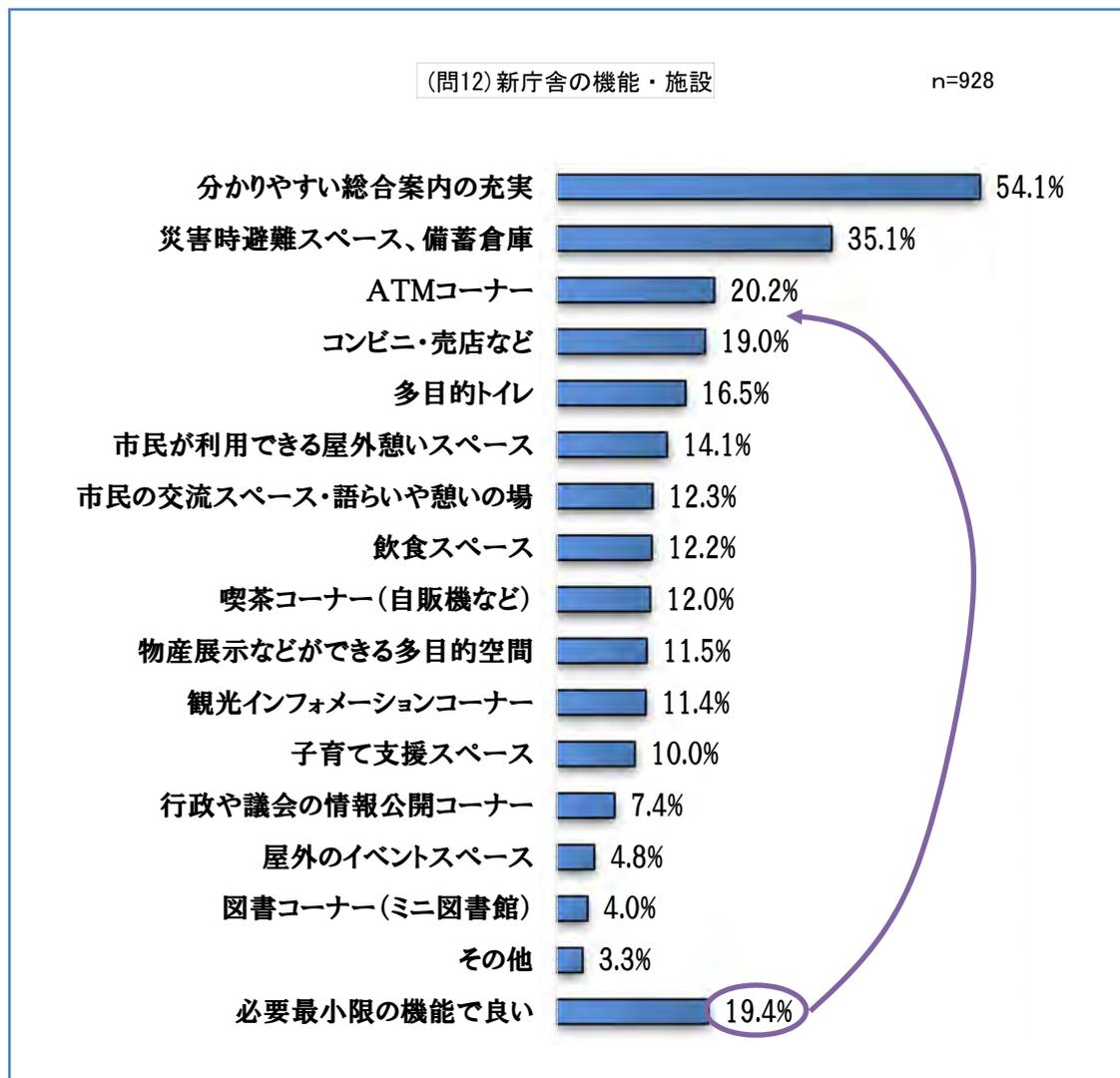


○39歳以下で特に多い要望は、「小さな子どもを連れた来庁者に配慮された庁舎であること」で、全体では下位の要望だが、この年齢階層では5位と上位になっている。40～50歳代で特に多いのは、「行きたい窓口や部署が分かりやすい配置であること」で、この年齢階層では駐車場・駐輪場に次いで2位となっており、「窓口での手続きが楽にできること」よりも分かりやすさをより優先させている。



(5) 新庁舎に加える機能・施設

- 不満・不便でも上位にあった分かりにくさを解消する「分かりやすい総合案内の充実」の設置希望が最も多い。
- 求めること・重視することでも上位にあった防災機能の「災害時の避難スペース、備蓄倉庫」も、1/3 強と多い。
- 「必要最小限の機能でよい」という意見も、20%弱で4位にある点も注目される。



新庁舎に加えたい機能・施設のうちの「その他の加えたい機能」についての記述内容

交流機能について

- ・市民大ホール又はアリーナ
- ・料理教室など習い事のスペース
- ・道の駅を併設
- ・軽い運動施設
- ・市外、県外から来られる方にアピールできるような施設
- ・個展開催のスペース
- ・小学生が遊べる屋内スペース

テナント機能について

- ・誰でも利用可能な食堂又はレストランの様な飲食機能
- ・柏崎コミュニティ放送（FMピッカラ）
- ・郵便局

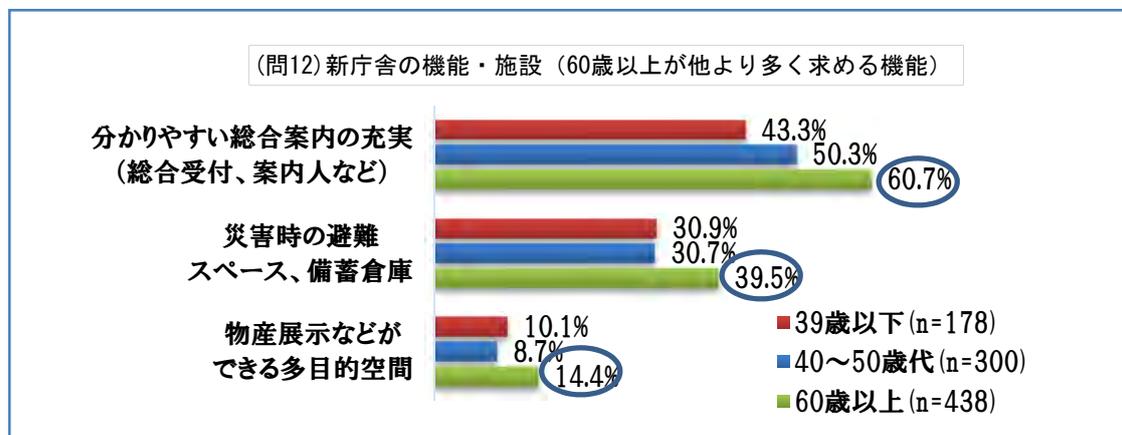
行政機能について

- ・困り事の相談窓口
- ・市民の声を聞く、すぐ動く課
- ・分かりやすい部署の配置であること
- ・一つの窓口で全ての手続が完結

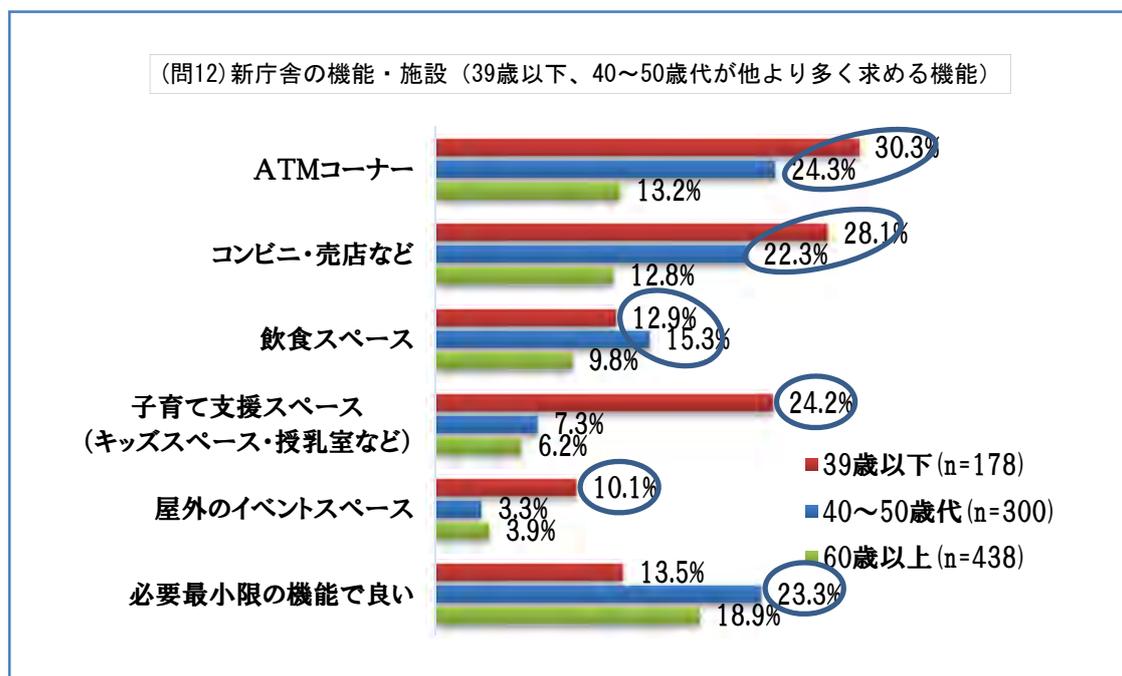
その他機能

- ・缶、ペットボトル等資源物をいつでも出せるスペース
- ・軽く仮眠ができるスペース又は個室
- ・来庁者が利用できるパソコンの設置
- ・喫煙できるスペース
- ・古着回収容器の設置
- ・上階にマンション（公営住宅ではない）
- ・切手、証紙、指定ゴミ袋、粗大ごみ券等の専門売店
- ・JR柏崎駅やバスターミナルとの連携、冬季の通路確保
- ・柏崎市のシンボルとなるような機能
- ・分散している保健所、税務署などを集約

○60 歳以上が他の年齢階層よりも多く求めているのは、「分かりやすい総合案内の充実」、「災害時の避難スペース、備蓄倉庫」、「物産展示などができる多目的空間」で、全体の1位、2位を他の年齢階層よりもより求めている。



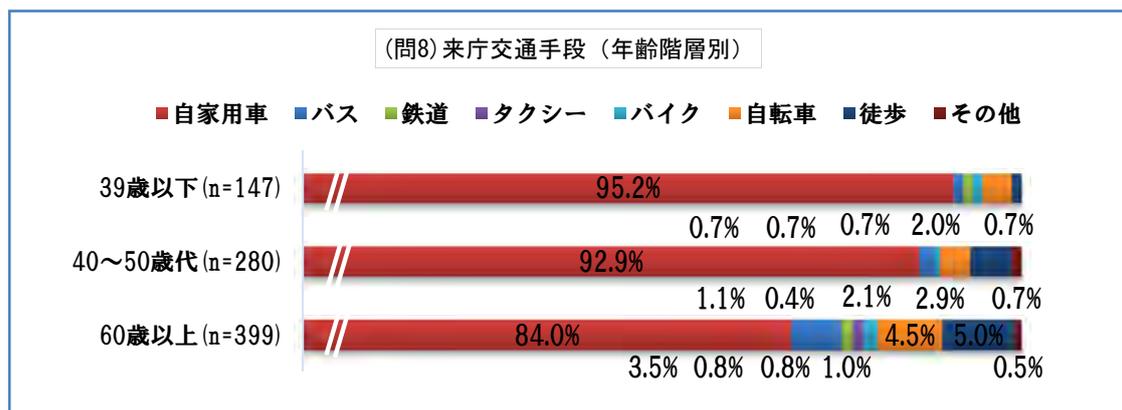
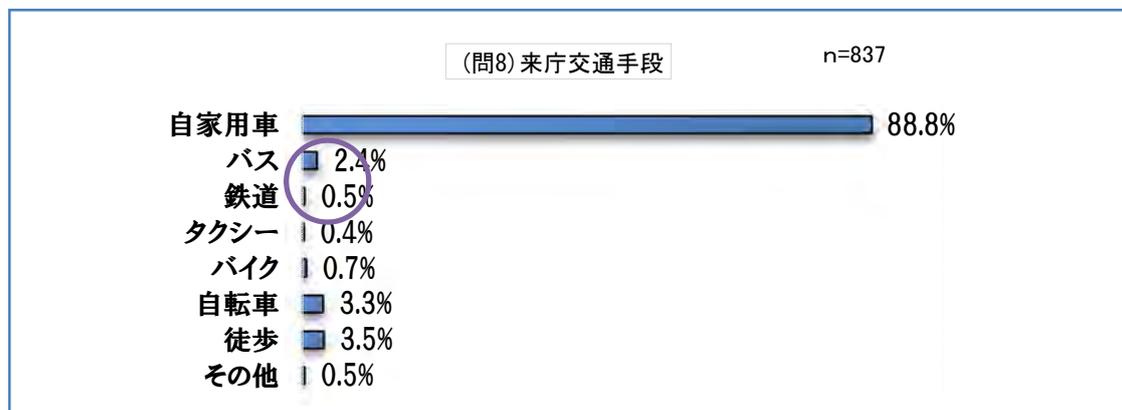
○39 歳以下や 40~50 歳代が多く求めているのは、「ATM コーナー」、「コンビニ・売店など」「飲食スペース」で、商的利便機能をより求めている。39 歳以下では、「子育て支援スペース」への要望が特に多く、充実が求められている。



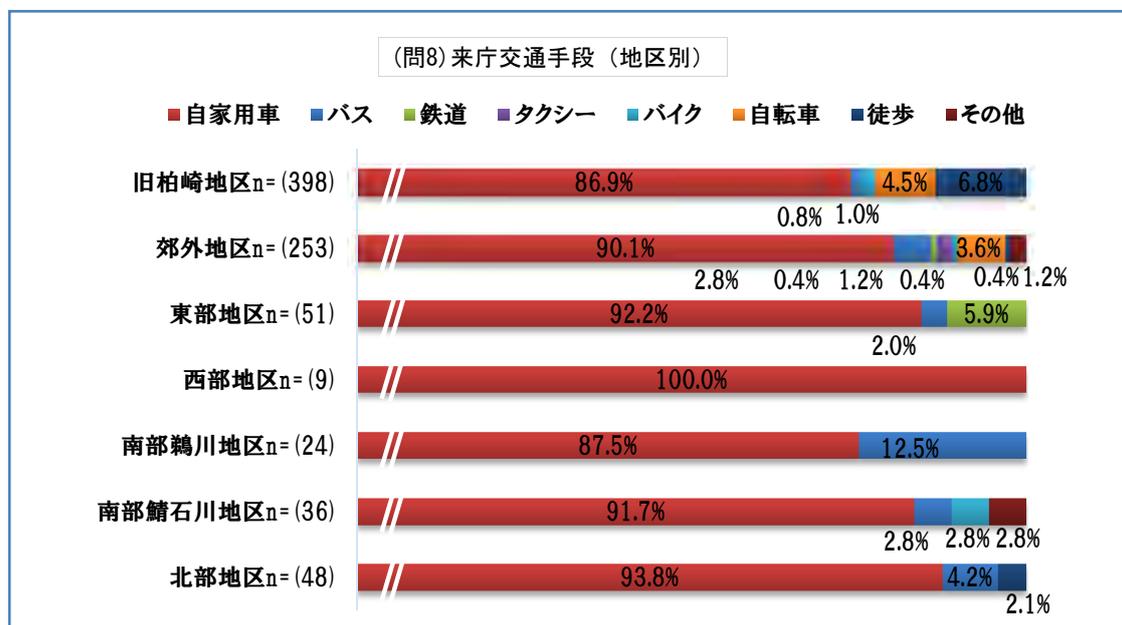
(6) 庁舎への交通手段

○現状では、ほとんどの来庁者が「自家用車」を利用している。公共交通機関を利用しているのは5%未満である。

○60歳以上では、「自家用車」は80%台になり、「バス」、「自転車」、「徒歩」の利用が多くなっている。



○地区別では、全地区で自家用車が85%を超えているが、旧柏崎地区では「自転車」や「徒歩」、東部地区では「鉄道」、南部鵜川地区では「バス」も利用されている。

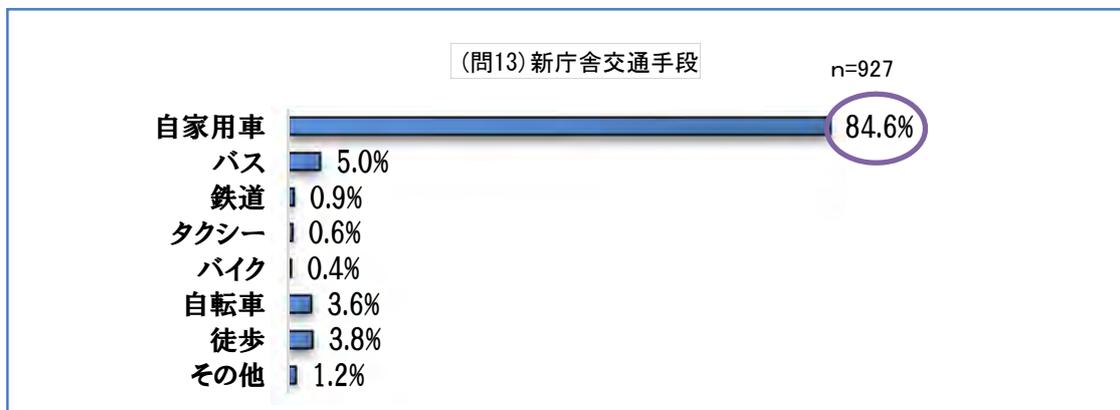


7地区区分	17地区区分
旧柏崎地区	旧柏崎地区
郊外地区	荒浜地区、西中通地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区
西部地区	米山地区、上米山地区
東部地区	中通地区、北条地区
南部鵜川地区	上条地区、黒姫地区
南部鯖石川地区	中鯖石地区、南鯖石地区、高柳地区
北部地区	高浜地区、西山地区

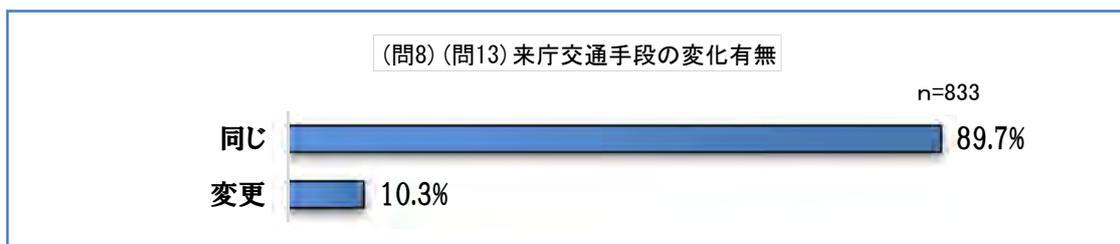
7地区区分と17地区区分



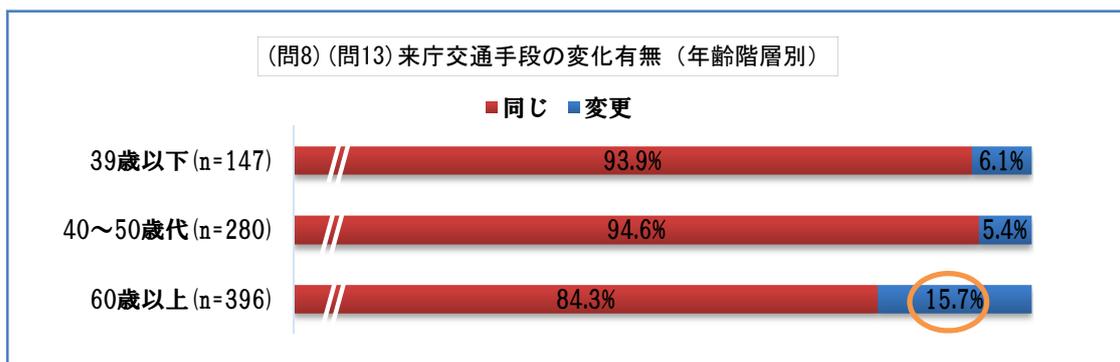
○新庁舎に移転した場合の来庁手段でも、約 85%が「自家用車」での来庁を想定している。



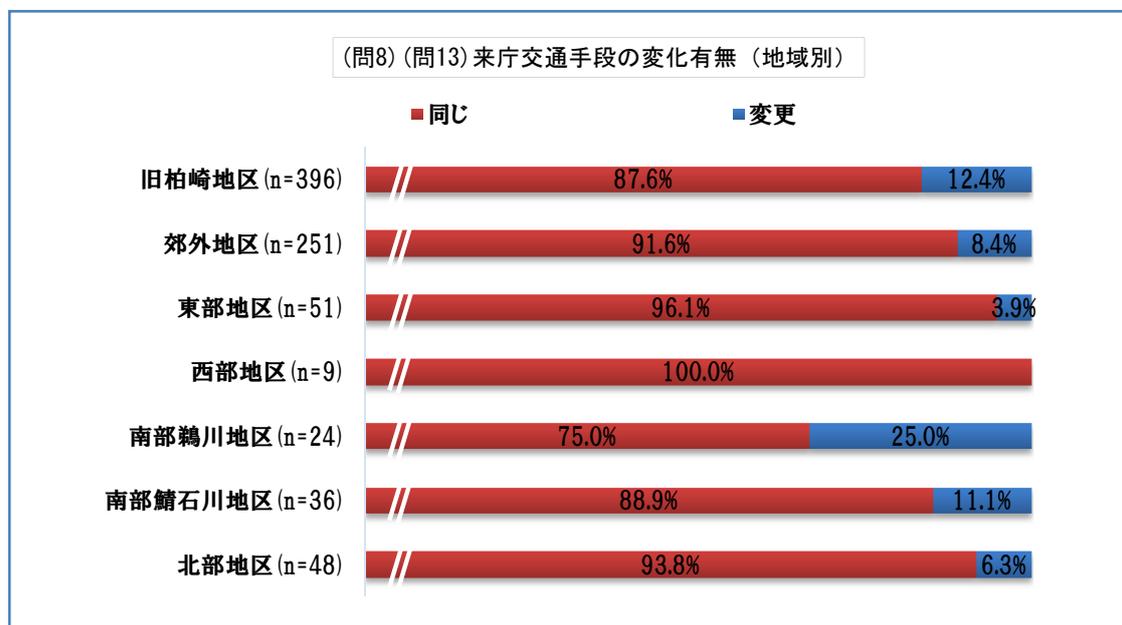
○来庁経験者に限って、これまでと新庁舎になった際の利用交通手段が変わると想定している人は、約 10%にとどまる。



○60 歳以上では、新庁舎になって利用交通手段が変わるとする人が他の年齢階層よりも多い。自由回答で「自分で車が運転できなくなるから」という意見がみられる。



○地区別では、南部鵜川地区が 25%変わるとして最も多いが、人口の多い旧柏崎地区で約 12%、郊外地区でも約 8%が変わるとしている。



7 地区区分	17 地区区分
旧柏崎地区	旧柏崎地区
郊外地区	荒浜地区、西中通地区、北鯖石地区、田尻地区、高田地区
西部地区	米山地区、上米山地区
東部地区	中通地区、北条地区
南部鵜川地区	上条地区、黒姫地区
南部鯖石川地区	中鯖石地区、南鯖石地区、高柳地区
北部地区	高浜地区、西山地区

7 地区区分と17地区区分



(7) 新庁舎の建設に当たっての御意見や御提案

【1. 新庁舎（日石町）に関すること】

新庁舎建設について

- ・市民のことを考えた庁舎に期待（広くて、便利、分かりやすい）
- ・分散された庁舎の改善（高齢者、乳幼児に不便なつくりの解消）
- ・柏崎の活性化の原動力として期待
- ・柏崎及び県内の資源をいかした設計や施設整備を希望

（新庁舎建設を地産地消、市民総参加型で）

- ・市民への説明や意見交換が必要

建設地（位置）について

- ・駅、バスターミナルが近く、利用しやすい（市民の行きやすさ）
- ・市役所が、アルフォーレやブルボン本社と連動し市の活性化拠点となるよう期待
- ・過去の水害エリアで、地盤が悪く安全面が心配

外観・景観について

- ・機能的で清潔なイメージを希望
- ・塩害に強い建物、季節風を考えた駐車場

建設費について

- ・建設、維持管理コストの抑制
- ・エコ機能の導入によるランニングコストの抑制（太陽光発電、LED 照明、地中熱利用、風力発電）

防災機能について

- ・災害拠点として、水や食糧の備蓄倉庫が必要
- ・災害拠点として、庁舎周辺のスペース確保が必要
- ・地震に強い建物

庁舎内について

- ・市民に分かりやすい窓口の配置・案内表示、手続きが同一フロアでできること
- ・窓口にブースを設置（プライバシーを守る）
- ・自然光が入る明るい庁舎

附帯機能について

- ・子どもを遊ばせられるスペース
- ・市民が気軽に入れる開かれたスペースやくつろげるスペース
- ・日常的に利用できる市民交流の拠点
- ・市民が利用できる食堂、売店、カフェ
- ・来庁者用駐車スペースの確保

【2. 新庁舎周辺のまちづくりに関すること】

交通について

- ・ 駅が近く、電車・バス利用が便利、市役所前に必ず停車
- ・ 国道8号線からのアクセスを検討
- ・ 駅やバスターミナルからの連絡通路の整備
- ・ 自転車道路の整備

公共機関について

- ・ 公共の建物や国・県の出先機関の集約、集中（官庁ゾーン）
- ・ 来庁者の次の目的を考えたまちづくり（郵便局や銀行）

商業について

- ・ スーパーやコンビニの出店
- ・ 朝市や市場の開設
- ・ 電車、バス利用者が待ち時間を過ごすスペース

観光について

- ・ 観光案内所や物産館、観光名所のPR
- ・ 石油、機械産業で発展した柏崎の歴史のPR
- ・ 市民、観光客が楽しめる催事の開催

まちづくりについて

- ・ コンパクトなまちづくり（駅周辺で全ての用事を済ませることができる）
- ・ 柏崎駅周辺の活性化
- ・ バスターミナル、タクシー乗り場の整備

交流の場について

- ・ 緑のある公園
- ・ 親子連れや高齢者が休憩したり、遊べたりできる施設
- ・ 屋根付きの子どもの遊び場
- ・ ランニングやウォーキングができるコース

【3. 現庁舎・跡地（中央町）の活用に関すること】

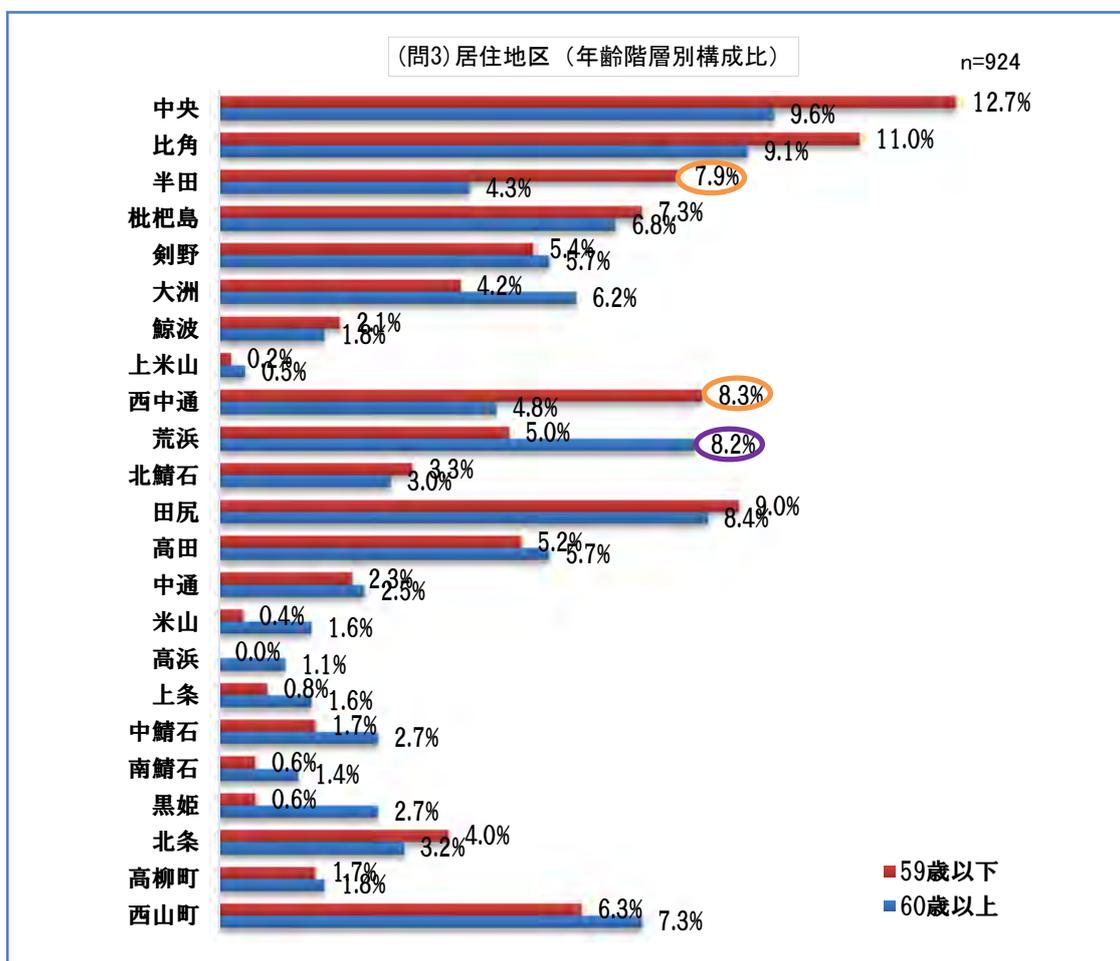
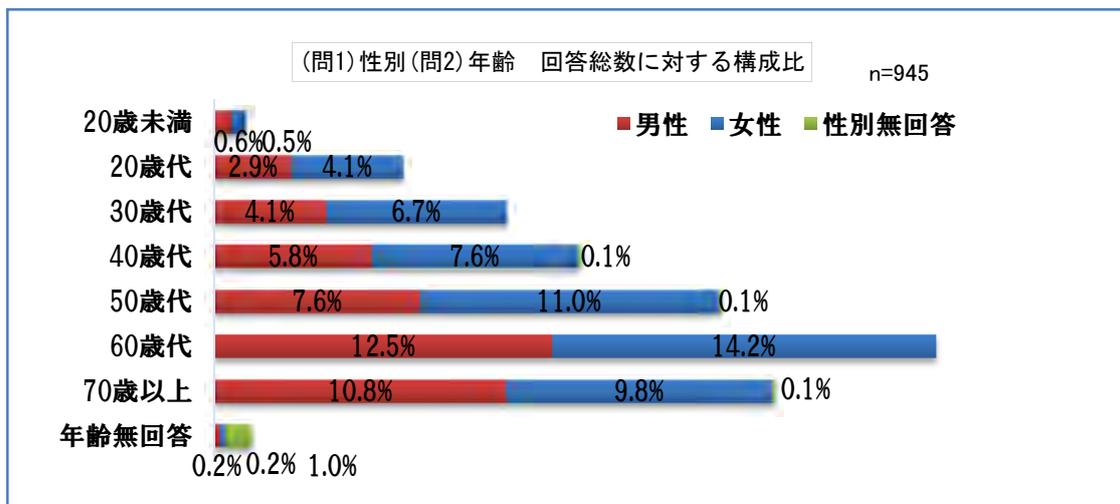
施設について

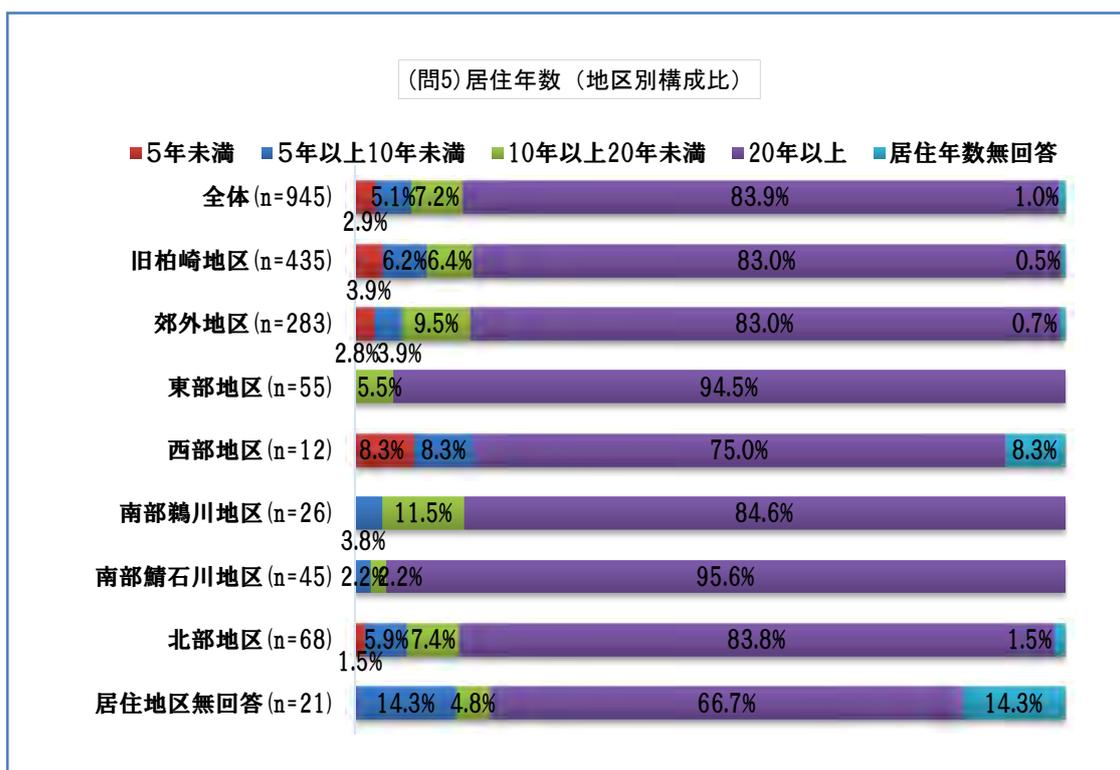
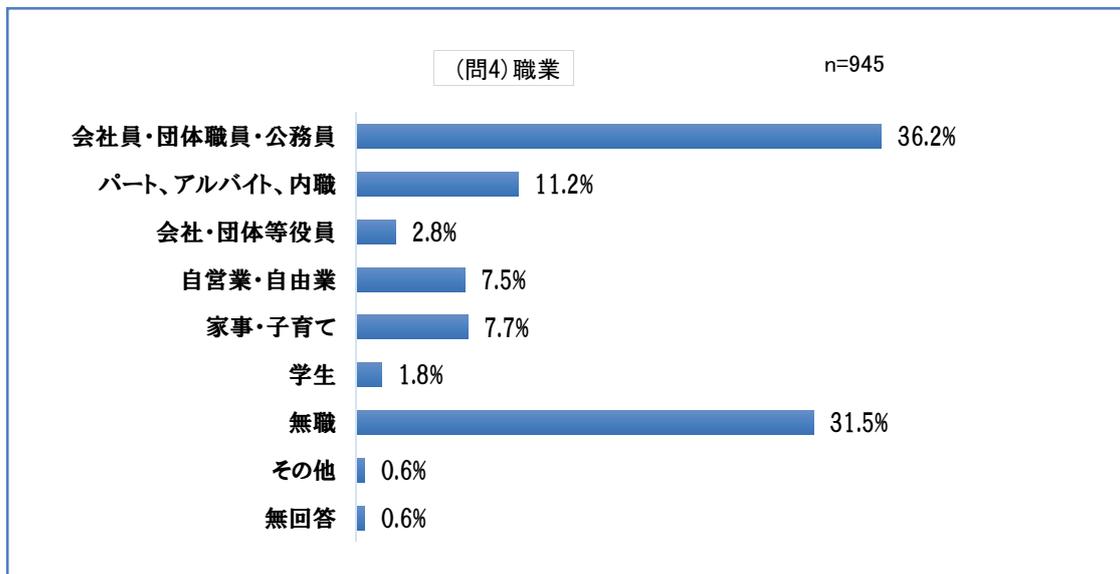
- 子育て支援施設
- 全天候対応の屋外スポーツ施設
- 産業交流施設（例：ハイブ長岡、朱鷺メッセ）
- 総合病院
- 公営住宅
- 老人ホーム等、福祉関連施設
- 商業施設の誘致
- 映画館や娯楽施設
- 健康支援施設（健康づくり支援店の食事提供、エクササイズ教室）

土地について

- 公園（災害時の避難場所）
- 民間へ売却（民間業者のアイデアを活用）
- 駐車場
- 住宅地として活用

(8) 市民回答者のプロフィール





II. 職員アンケート

1. 調査方法

(1) 調査の目的

現庁舎は、老朽化、狭あい化による分庁舎方式において市民サービスの低下を招いています。これら課題を解消するべく、市では、これまで新庁舎の整備について検討を進め、議会や地域懇談会で説明を行ってきました。

そして、これまでの検討の結果、市民の利便性、中心市街地の活性化、建設期間及び建設費用の圧縮などの観点から、新庁舎の建設場所を日石町3・4街区（文化会館アルフォーレ西隣）とし、議会の承認を得て用地取得をしました。

新庁舎を建設するに当たり、現庁舎の利用状況及び新庁舎に求められる機能につき、実際に執務する職員目線での意見も取り入れるべくアンケートを実施しました。

(2) 調査方法

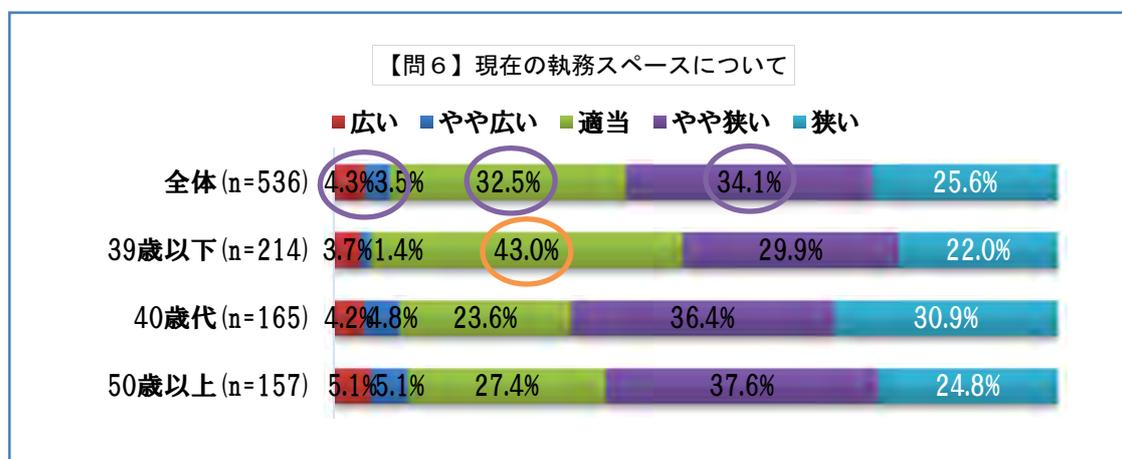
調査対象者	柏崎市職員（正職員・非常勤職員・再任用職員含む）
調査期間	平成27年5月27日（水）～6月3日（水）
調査方法	web形式のアンケート （グループウェア「desk net 's」のインフォメーション機能にアンケートページのURLを掲載し、実施）
回収数	536人
回収率	—

2. 職員アンケート結果

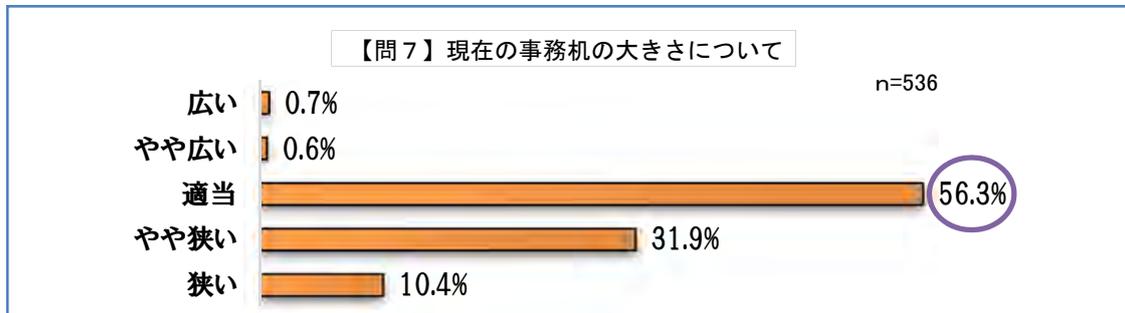
(1) 職員の執務環境

○職員の執務スペースについては、「適当」と「やや狭い」がそれぞれ1/3前後で、「広い」「やや広い」という意見を合わせても10%未満となっている。

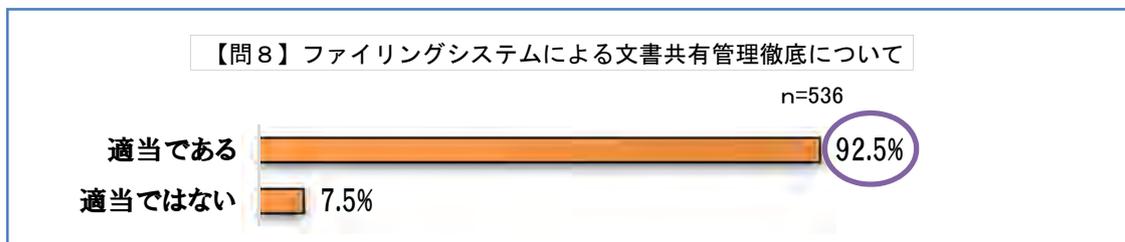
○39歳以下では、「適当」が43%と特に多くなっている。



○事務機の大きさについては、「適当」が半数以上を占めている。年齢階層の差は特にな
い。

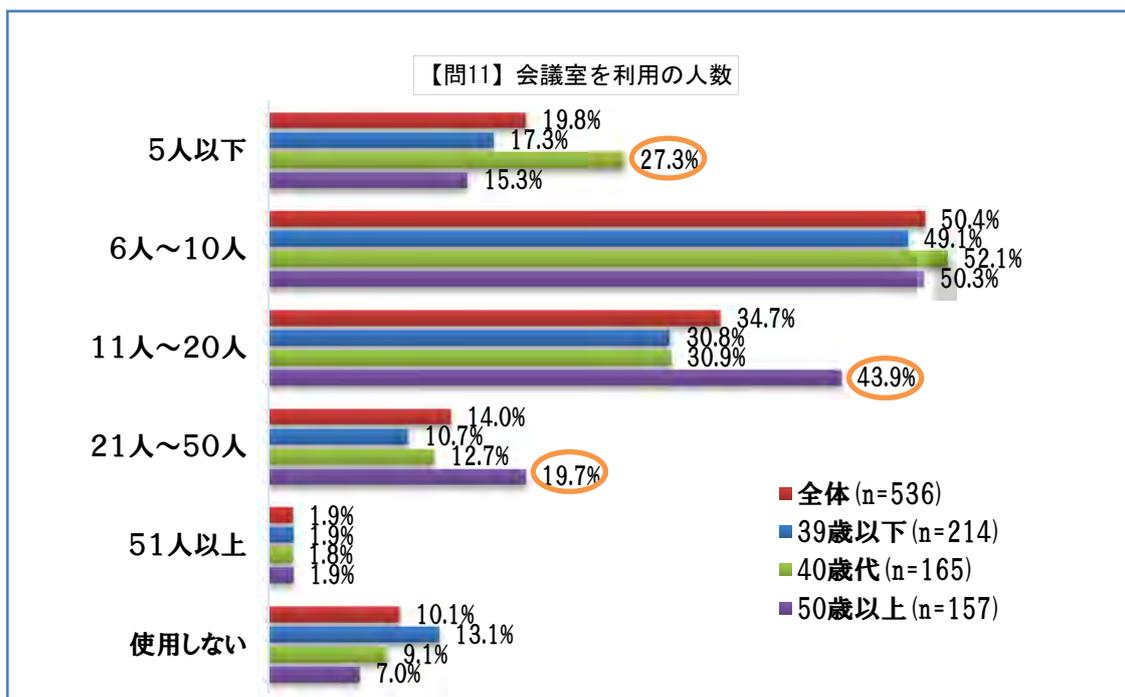


○新庁舎でのファイリングシステムの採用については、9割以上が適当と回答している。
年齢階層の差は特にない。



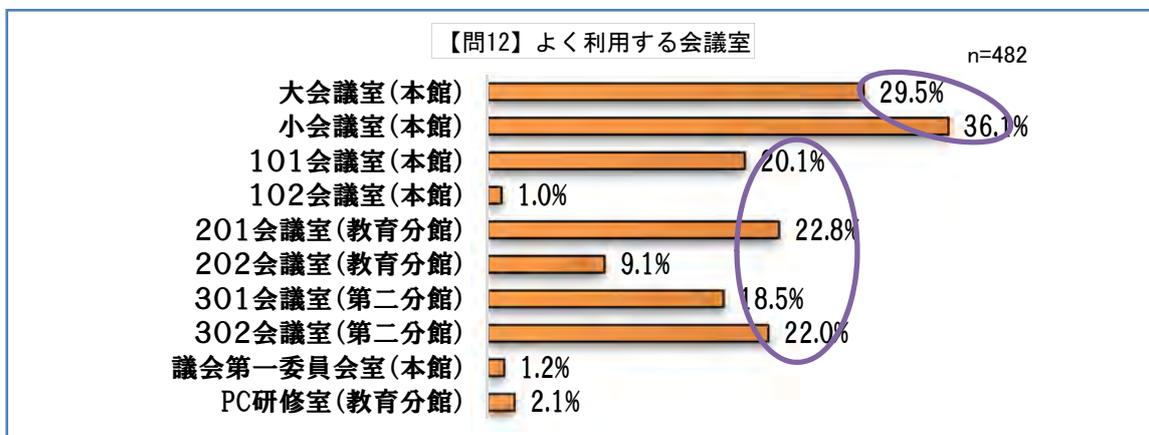
(2) 会議室の利用

○会議室は、6～10人での利用が最も多く、年齢階層に関係なく50%前後を占める。
50歳以上では、「11～20人」、「21～50人」で他の年齢階層よりも多く、より大き
な会議に出ている。

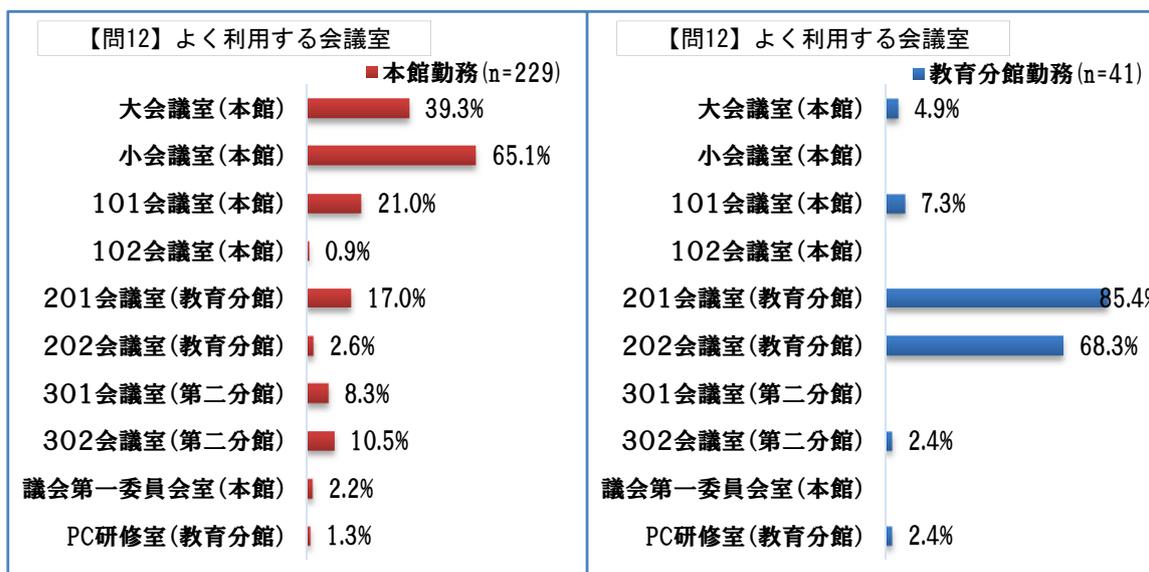


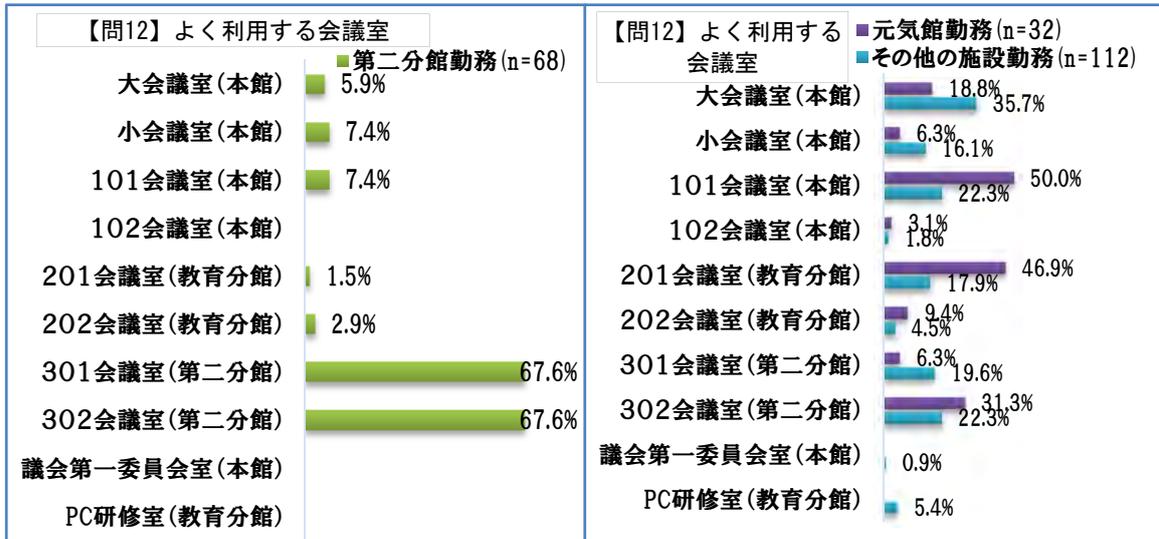
○よく利用されているのは、本館小会議室、大会議室で30%前後となっている。

○本館 101 会議室、教育分館 201 会議室、第 2 分館 301 会議室、302 会議室が20%前後で3位グループとなっている。



○勤務地ごとに分けて集計すると、本庁舎勤務の人は、それぞれの勤務地の会議室をよく利用している。

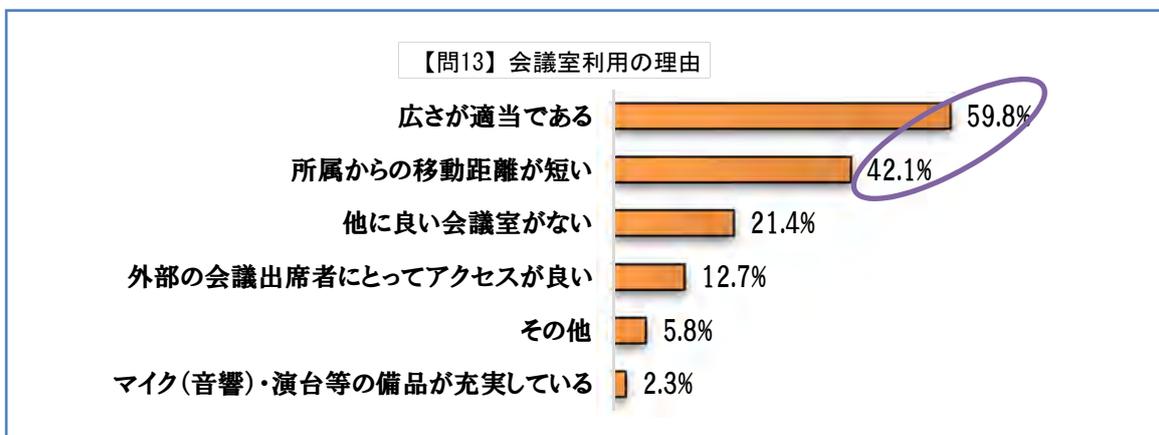


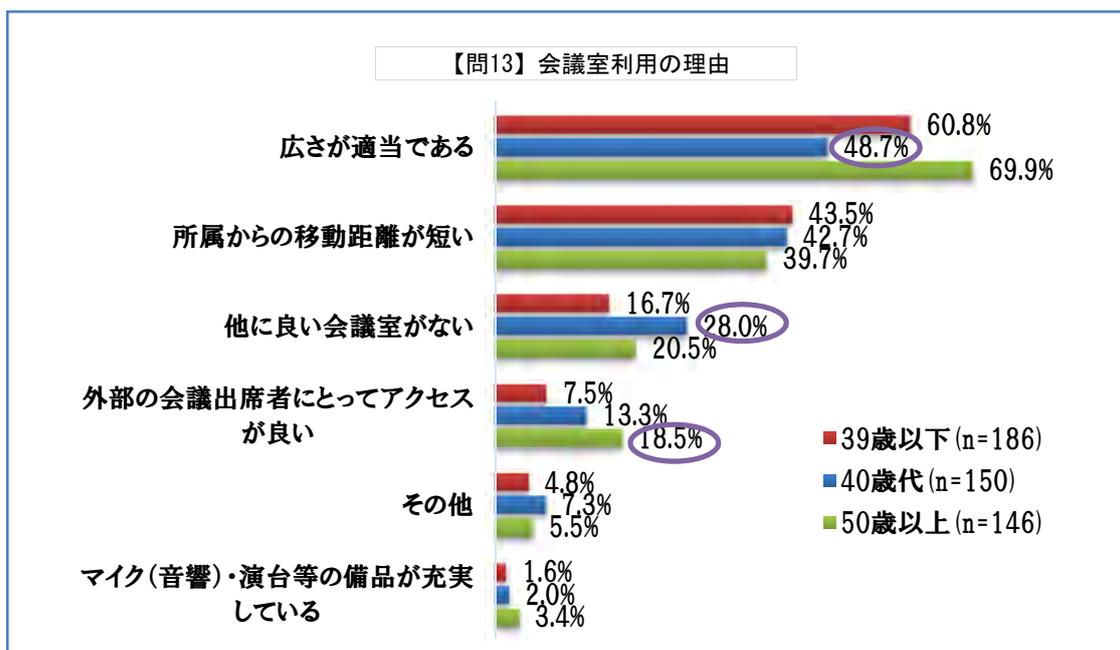


(3) 会議室利用の理由

○会議室の利用理由は、「広さが適当である」が約 60%と最も多く、「所属からの移動距離が短い」が約 40%で、この二つが特に多い。

○40 歳代は、他の年齢階層と比較して「広さが適当」が少なく「他に良い会議室がない」が多い。50 歳代は、「外部の会議出席者にとってアクセスが良い」が他の年齢階層と比較して多く、参加している会議による違いが見られる。

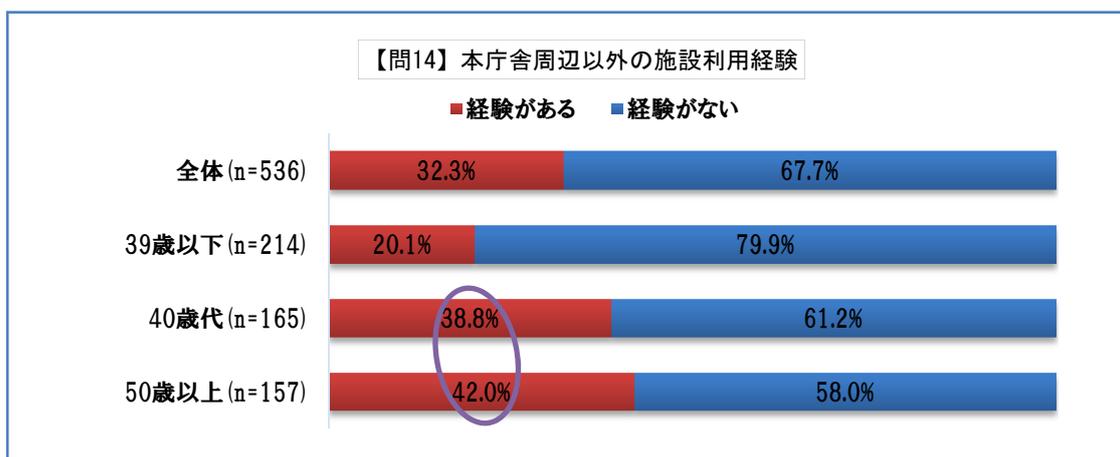




(4) 本庁舎周辺以外の会議スペースの使用

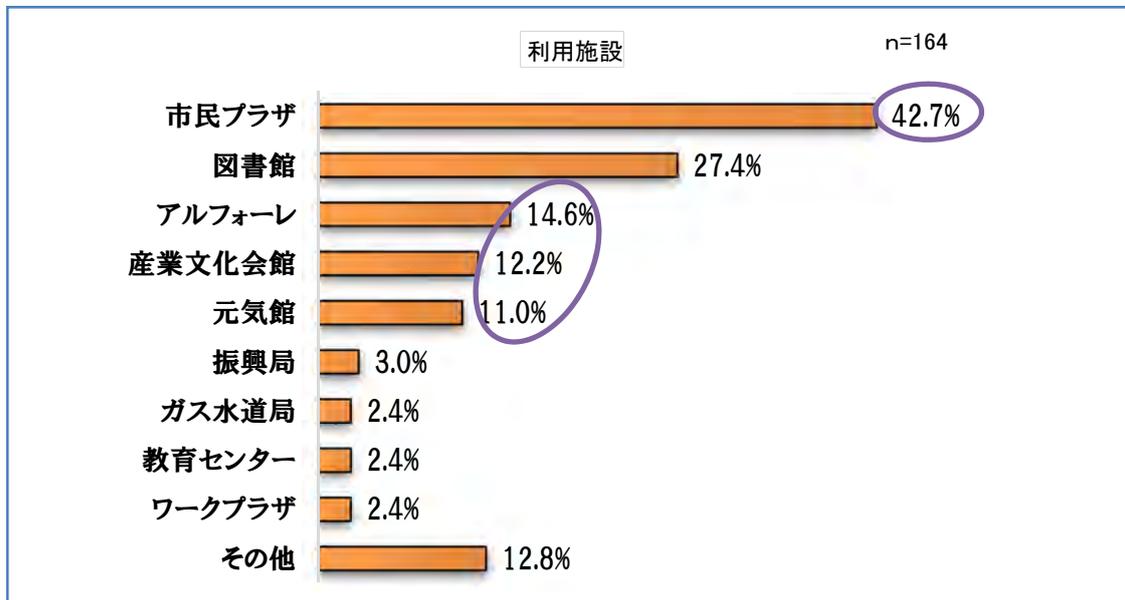
○本庁舎周辺（本館・教育分館・第二分館）以外の会議スペースを使用した経験があるのは、約30%である。

○39歳以下は利用経験が少ないが、40歳代以上と50歳以上では40%前後と、年齢階層での差が見られる。



○使用されているのは、「市民プラザ」が40%強と最も多く、2位が「図書館」で30%弱となっている。

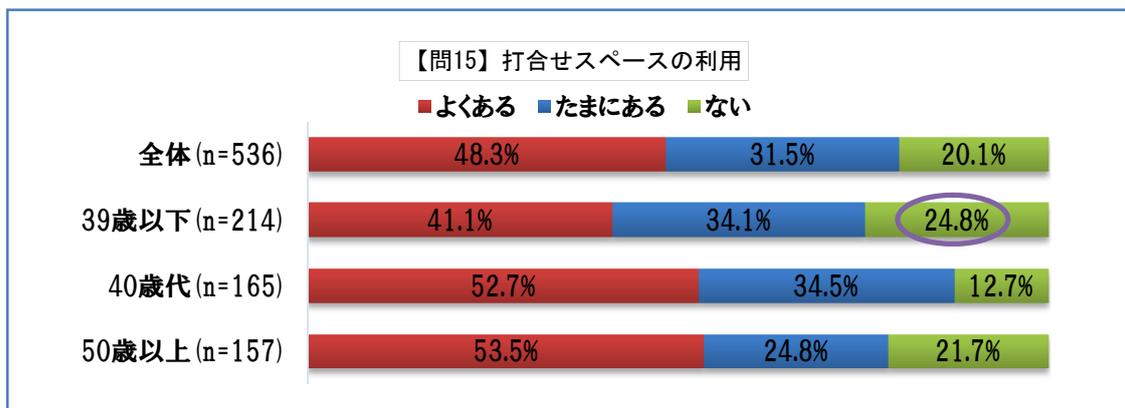
○アルフォーレ、産業文化会館、元気館が10%台前半で3位グループとなっている。



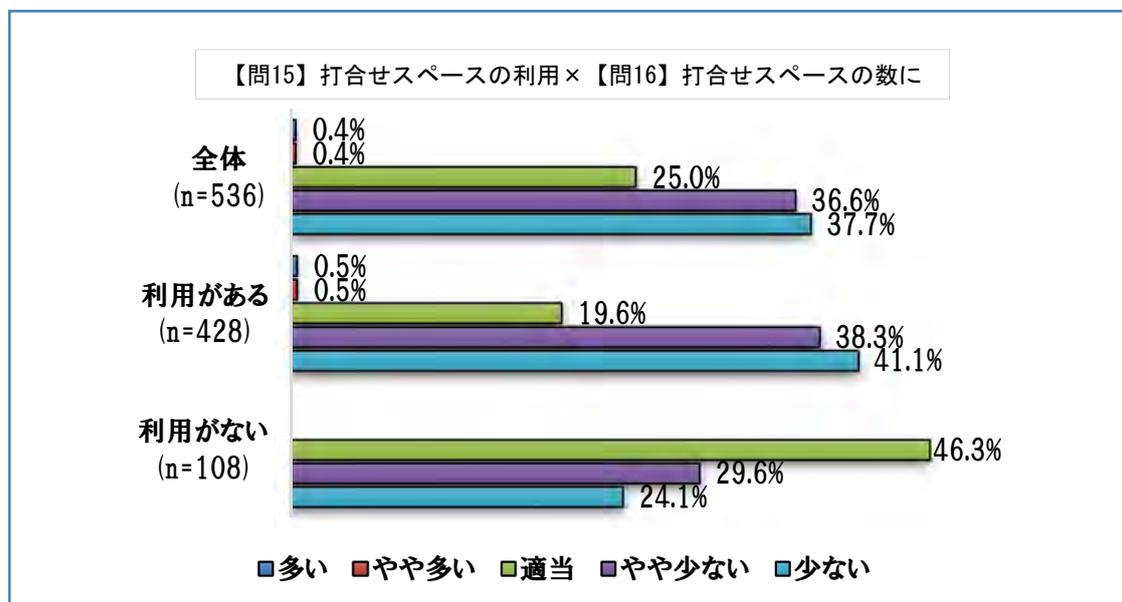
(5) 会議室以外の打合せスペースの利用

○会議室以外の打合せスペースを利用しているのは、「よくある」と「たまにある」を合わせると、約80%に上る。

○39歳以下では、打合せスペースの利用が「ない」が他の年齢階層よりも多く、打合せスペースの利用頻度が最も少なくなっている。



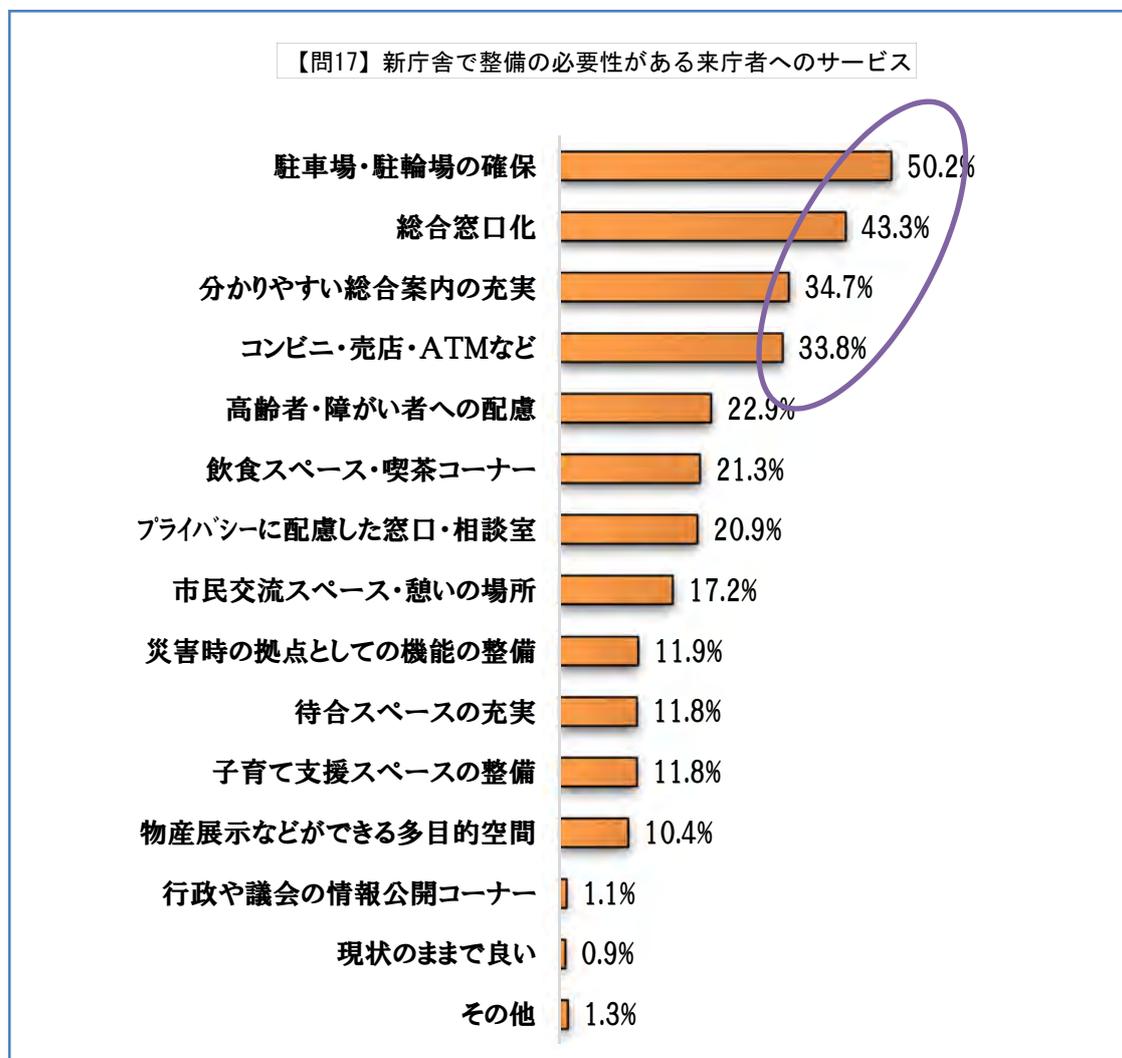
- 利用スペースの数は、「やや少ない」と「少ない」を合わせて70%以上となる。
- 「利用がある」職員はスペースが「少ない」と回答し、「利用がない」職員は「適当」が多くなっており、利用しているからこそ少なく感じている人が多いと見られる。



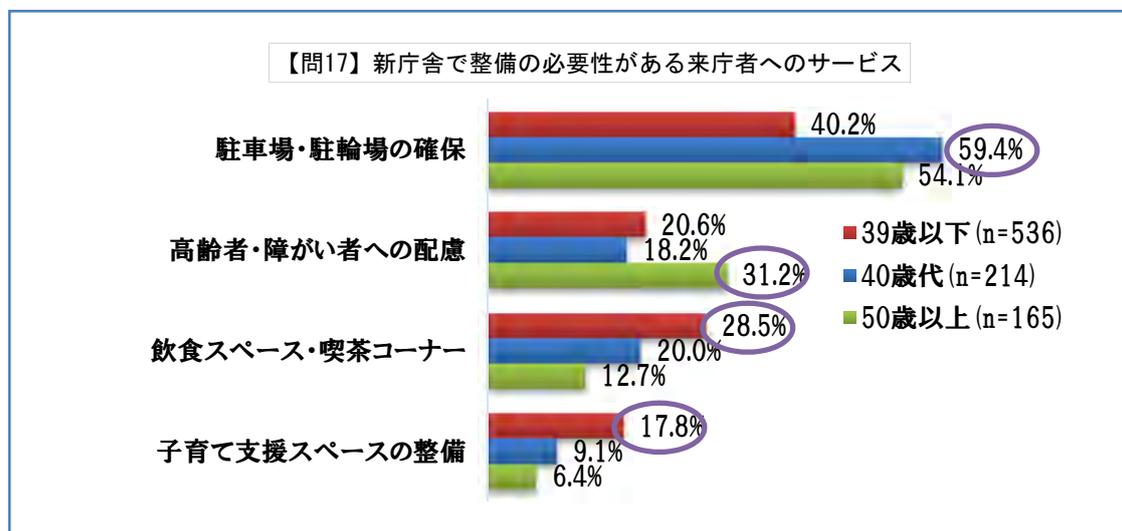
(6) 新庁舎で整備が必要なサービス

○来庁者向けサービスとして、「駐車場の確保」、「総合窓口化」、「わかりやすい総合案内の充実」「コンビニ・売店・ATMなど」が1/3以上の意見を占める。

○市民アンケートの新庁舎に求めること、機能・施設の上位とほぼ同じ項目が上位になっている。



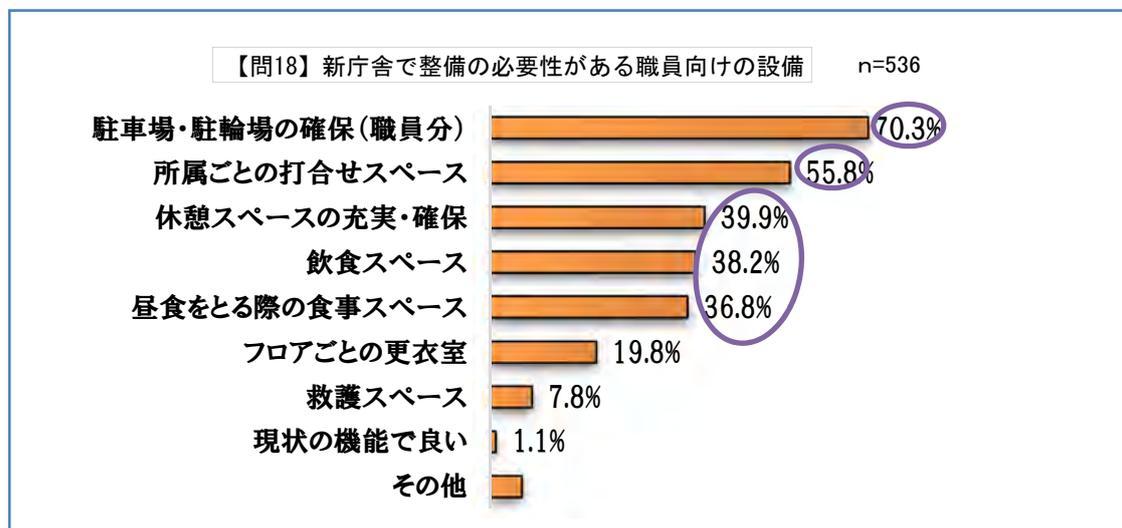
○年齢階層別に特に差が大きなサービスを挙げると、39歳以下では「飲食スペース・喫茶コーナー」や「子育て支援スペースの整備」が特に多く、40歳代では「駐車場・駐輪場の確保」が特に多く、50歳以上では「高齢者・障がい者への配慮」が特に多くなっており、住民アンケートの年齢階層別の傾向と似ている。



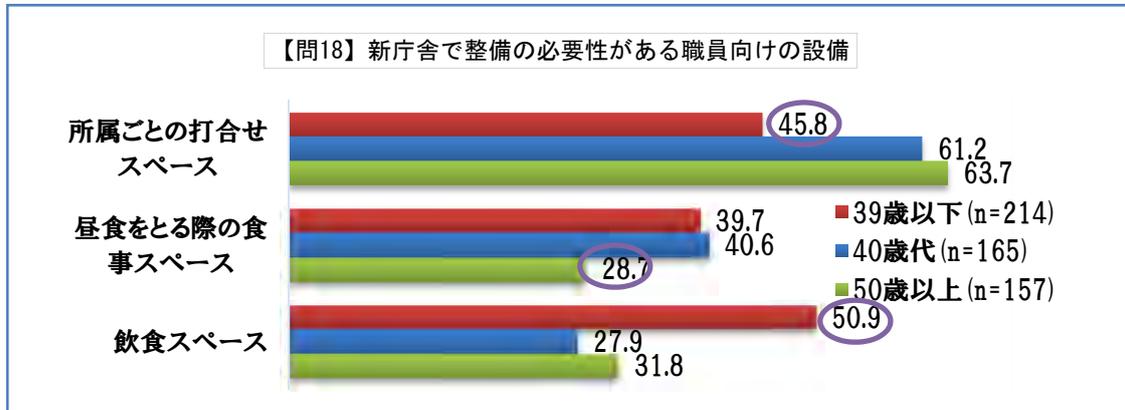
○職員向けの設備としては、「駐車場・駐輪場の確保」が来庁者と同様に1位である。

○業務で少ないという意見の多い「打合せスペース」も、半数を超えている。

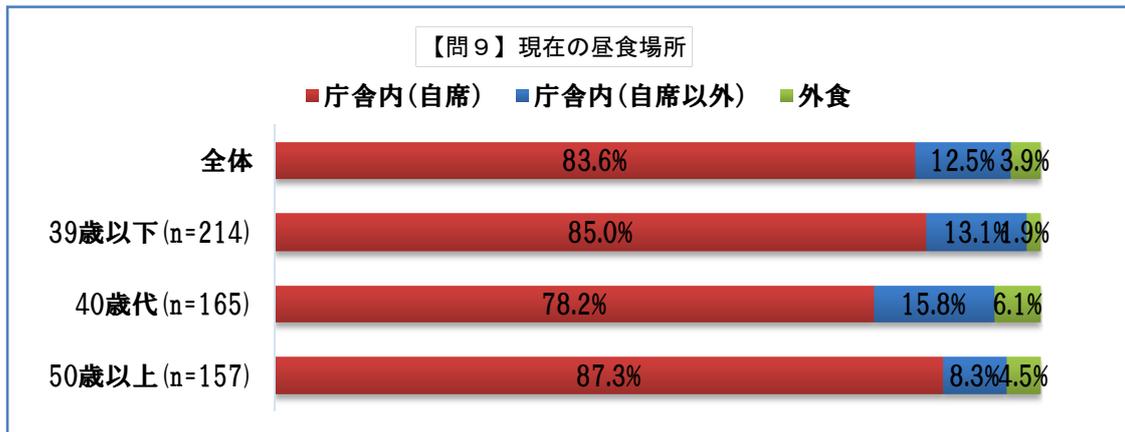
○3位グループは、休憩スペース、飲食スペース、食事スペースで1/3強となっている。



○職員向けで年齢階層別の特に大きい特徴として、39歳以下では「所属ごとの打合せスペース」が少ない一方で「飲食スペース」が多く、50歳以上では「昼食をとる際の食事スペース」が少なくなっている。

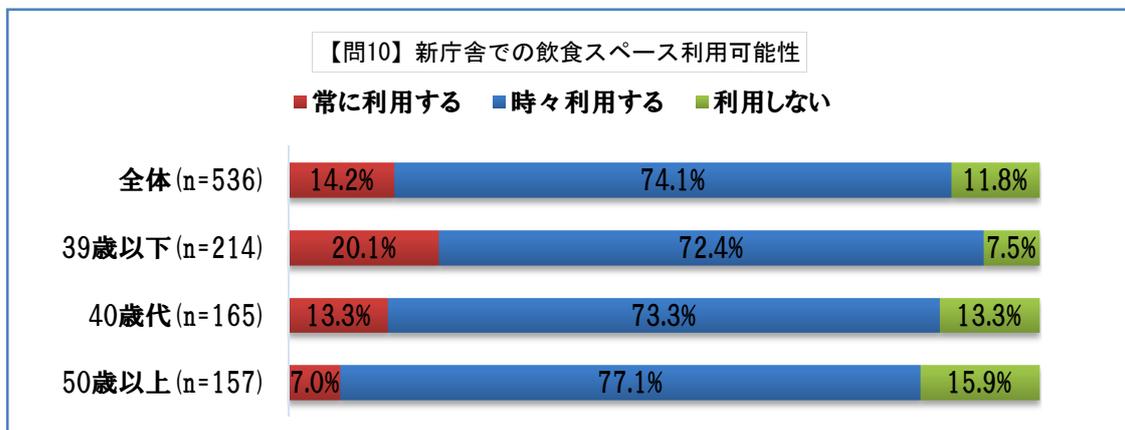


○職員向けの設備にも関連する昼食について、職員の昼食をとる場所の現状は、自席が大半を占めており、年齢階層別にも大きな差はない。

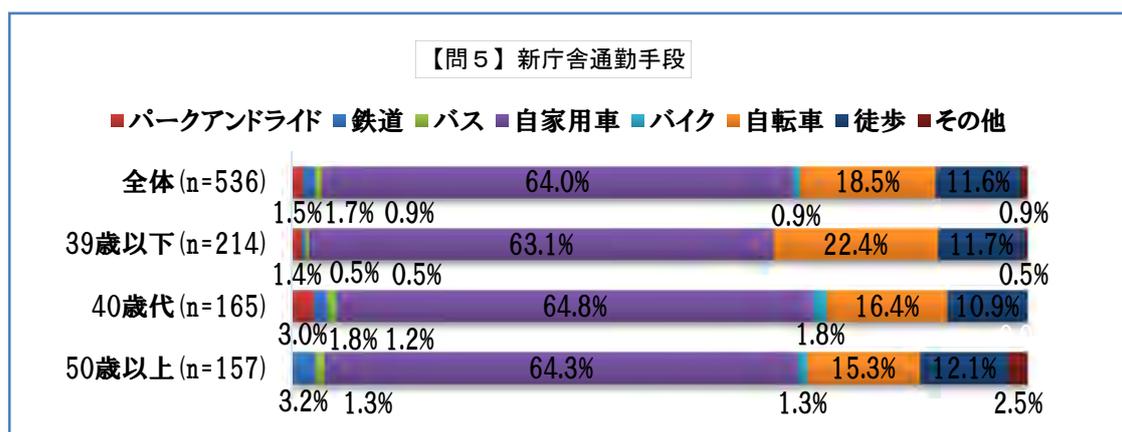
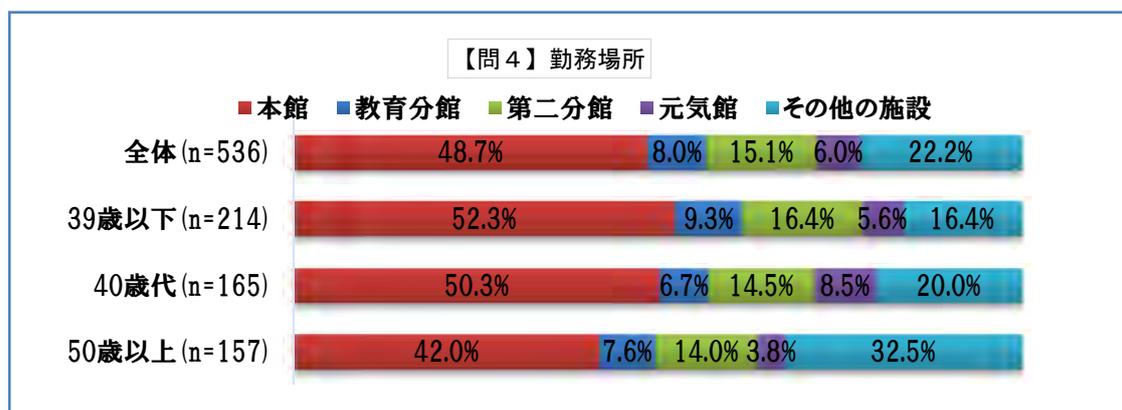
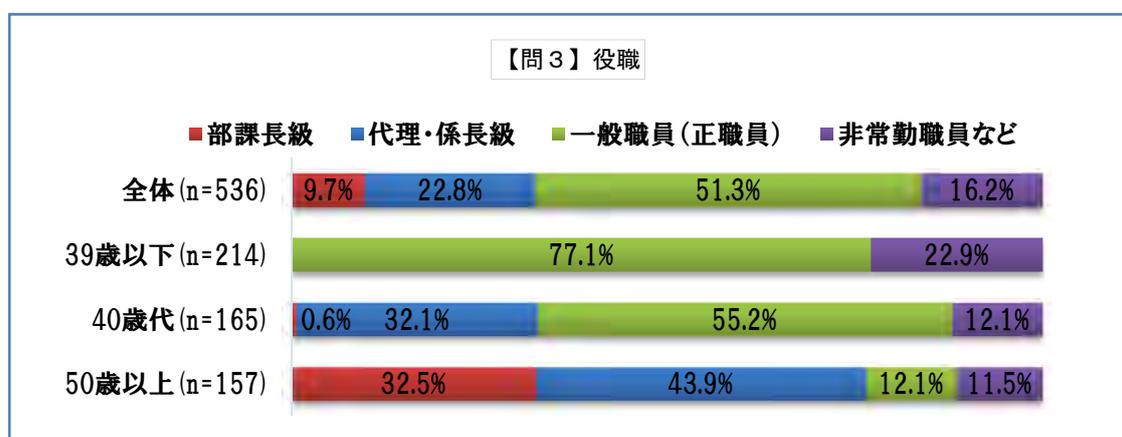
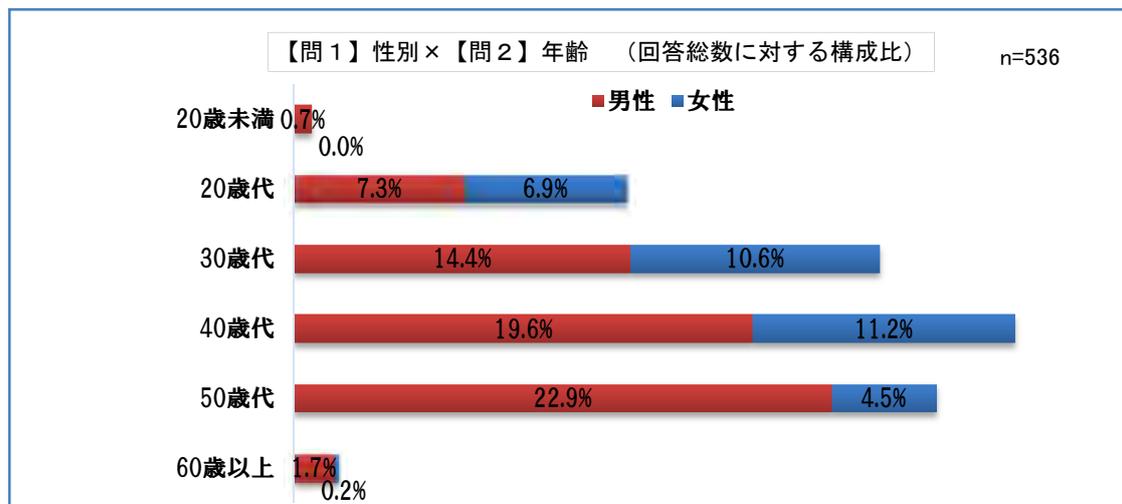


○新庁舎内に飲食スペースができた場合の利用可能性は、「時々利用する」が3/4を占める。

○特に39歳以下では、「常に利用する」が20%を占め、多くなっている。



(7) 職員アンケート回答者のプロフィール



7 柏崎市新庁舎建設検討委員会

7-1 柏崎市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 柏崎市新庁舎建設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、柏崎市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新庁舎建設に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行い、基本計画案を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 公募による者

3 前項に掲げる委員の選任に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委任の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の公開)

第7条 委員長は会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

2 会議録は、公開する。ただし、委員長は委員会に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(謝礼及び実費弁償)

第8条 委員への謝礼及び実費弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画部新庁舎整備室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

7-2 柏崎市新庁舎建設検討委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	区分	備考
中出 文平	学識	長岡技術科学大学 副学長
長 聡子	学識	新潟工科大学 建築学科准教授
大塚 真光子	市民	柏崎市社会福祉協議会 地域福祉課生活支援係長
西川 辰二	市民	柏崎市コミュニティ推進協議会 会長
白川 正志	市民	株式会社白川製作所 代表取締役 柏崎リーダー塾第1期生
須田 年美	市民	かしわざき男女共同参画推進市民会議 会長
新田 祐司	市民	柏崎農業協同組合 管理部人事課考査役 柏崎リーダー塾第1期生
平野 恵	市民	公募市民
柳 清岳	市民	柏崎商工会議所 専務理事
山崎 高美	市民	公募市民
吉田 一彦	市民	柏崎観光協会 副会長
山田 哲治	行政	柏崎市副市長

7-3 柏崎市新庁舎建設検討委員会 検討概要

回数	開催日	検討概要
第1回	平成27年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎建て替えの必要性とこれまでの経緯 ・周辺（中心的市街地）の状況 ・最近の庁舎建設事例
第2回	平成27年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果 ・基本理念、基本方針、基本機能 ・周辺地域の状況
第3回	平成27年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本機能と性能 ・建設予定地の諸条件
第4回	平成27年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の目指すべき姿 ・整備方針、建設手法 ・まちづくりの方向性
第5回	平成27年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設基本計画（案）の確認
第6回	平成28年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントなど市民意見への考え方 ・新庁舎建設基本計画（案）承認

8 用語解説

あ行

アーカイブ	重要記録を保存・活用し、未来に伝達すること。
液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象

か行

柏崎市第五次総合計画	総合計画は、地方公共団体が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、地方自治法で策定が義務づけられている計画で、計画期間が平成 28 年度に終了する柏崎市第四次総合計画に次ぐ計画である。計画期間は、平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間で想定している。
合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う基金の積立に要する経費について、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても財源とできる地方債
景観形成推進地区	景観計画区域内において、地域の特性を活かし、先導的な景観形成を図る必要がある特定の地区
建築環境総合性能評価システム (CASBEE)	建築物の環境性能で評価し格付けする手法。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム
建ぺい率	一つの建築敷地における敷地面積に対する建築面積の割合
公募型プロポーザル設計提案方式	参加希望者を広く募って、設計の取組方針等の提案を総合的に評価して設計者を特定する方法

さ行

災害対策室	災害時に、情報の収集と伝達、災害応急対策等の指示及び実施状況等の把握を行う部屋
災害対策本部会議室	災害時に、最新鋭の防災情報システムを備えた災害対策本部会議室として利用する部屋
再生可能エネルギー	自然界で起こっている現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇することのないエネルギー資源のこと。
事業者選定アドバイザリー	各種の事業方式において、請負者あるいは委託事業者を選定する際に必要となる様々な業務を網羅し、事業が契約まで適切な手順で円滑に推進するよう支援する業務
自然エネルギー	非枯渇性のエネルギー。時間的空間的に供給が安定しないものが多く、分散型でさらに補完的に利用されることが多い。枯渇の心配がないことから「再生可能エネルギー」ともいわれる。
シティセールス	都市の魅力、資源などを総合的に情報発信し、その都市の特徴を知ってもらう活動。観光客や企業の誘致、地域の産物の販路開拓など様々な目的で行われる。

社会資本整備総合交付金	地方公共団体等が目標実現のため行う社会資本の整備のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に支援することにより、交通の安全確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定確保及び向上を図ることを目的に平成 22 年度に創設された交付金
準防火地域	都市計画法に基づき防火のために指定される地域。規制内容は防火地域よりも緩やか。
省エネルギー	エネルギーを消費していく段階で無駄を省き、効率的な利用を図ること。
商業地域	用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域。商業、業務活動の障害となる工場等の建築に規制があるほかは、ほとんど全ての施設が建てられる。
設計競技方式（設計コンペ）	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトについての「設計案」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者に指名する方式

た行

第二種住居地域	用途地域の一つで、主に住居の環境を保護するための地域。一定の店舗・事務所・ホテル・パチンコ屋・カラオケボックス等や、環境影響の小さいごく小規模な工場が建てられる。
多機能トイレ	車いす使用者、内臓疾患者（オストメイト使用者など）、高齢者、乳幼児連れ等に対応したトイレ。ベンチやベッド、おむつ換えシートやベビーチェア、収納式着替え台などから構成。このほか棚やフック、呼出ボタンなどを設置。
地域振興基金	市が将来の地域振興のために積み立てている基金
地域づくり資金	新潟県が、合併した市町村に対して地域づくりのために行う事業に必要な経費を貸し付ける資金のこと。
中心市街地活性化計画	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律（平成 10 年 6 月 30 日法律第 92 号）に基づき、市町村が策定する計画。この計画を内閣総理大臣が認定すると、計画に沿って事業が進められる。
庁舎整備基金	市が新庁舎を整備するために、平成 26 年度から積み立てている基金
長寿命化	構造物が施工されてから、物理的、機能的など何らかの理由で使用が停止され、撤去されるまでの期間を長くしようと努めること。
直接建設方式	地方公共団体等が、起債や補助金等により自ら資金調達し、設計、維持管理及び運営等の業務について、業務ごとに民間事業者へ請負・委託契約として発注する方式
デジタルサイネージ	大規模商業施設や駅などの公共施設で、ネットワークに接続させて映像や情報を表示するシステムを導入した液晶ディスプレイなどの映像表示装置
土地区画整理事業	市街地開発事業の 1 つ。土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。土地所有者が土地の一部を提供し、道路や公園などの公共施設を生み出すとともに、宅地の形状を整え、再配置する。

な行

日影規制 (にちえいきせい)	日影を一定の時間内に抑えるように建築物の形態を制限して周辺の居住環境を保護しようとする建築基準法上の規制
-------------------	--

は行

バリアフリー	高齢者や障がいのある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりをめざし、障がいとなるものを取り除くこと。
--------	--

ヒートアイランド現象	人工的な排熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部独特の局地的な気温の上昇をいい、等温線を描くと島の形に似るので、その名がある。
------------	---

フロアマネージャー	市民等が来庁した際、「手続の仕方がわからない」、「どこの窓口に行けばいいかわからない」などの不安感を取りのぞき、安心してスムーズに手続してもらうため、手続を担当する窓口や申請書を書く記載台まで案内する人
-----------	---

防火地域	都市計画法に基づき防火のために特に指定される地域。この地域内の建物は、耐火建築または簡易耐火建築としなければならないなど種々の制約を受ける。
------	--

ま行

マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度
----------	--

無線LAN	無線通信を利用してデータの送受信を行う LAN システムのこと。LAN (Local Area Network) とは、家庭や会社でパソコンなどが通信回線でデータのやり取りをするネットワークのこと。
-------	---

免震構造	建物の基礎部分などに特殊なゴム層などを入れて地盤と絶縁し、地震の震動が地盤から建物に伝わるのを防ぐ構造
------	---

や行

ユニバーサルデザイン	建築物や一般向けの製品に高齢者や障がい者向けの機能を取り込み、はじめから誰もが使えるように配慮されたデザインのこと。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。
------------	--

要警戒区域	浸水想定区域ではないが、予測の不確実性を考慮して、万一の際に浸水の恐れがある区域としているもの。新潟県の解析結果による浸水想定よりプラス30cmの高さまでのエリア
-------	---

容積率	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合
-----	---------------------

用途地域	都市計画法に基づき、市街地の大枠として土地利用が定められた地域。地域ごとに建築物の用途が定められている。また、用途地域は建ぺい率、容積率、高さなどの制限とセットで定められ、地区の特性に応じて詳細に指定されている。
------	--

ら行

ライフサイクルコスト 施設や製品の企画・設計、建設・製作、維持管理・修繕、撤去・処分までに要する総費用。一般の製品・産物などでも幅広く用いられる考え方

立地適正化計画 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携を誘導するまちづくりを進めるための計画。市町村マスタープランの高度化版とも称される。

アルファベット

ATM Automatic Teller Machine の略。現金自動預払機

BTO方式 Build Transfer Operate の略で、民間事業者が資金調達・建設を行い、建設した直後に建物の所有権を自治体等に移転し、その後、契約に基づき民間事業者が維持管理を行う方式

PFI方式 Private Finance Initiative の略で、公共施設などの設計、建設、資金調達、運営を一体的に民間主体に委ねる手法

VFM Value For Money の略。支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方であり、従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合のことで、PFI 事業における最も重要な概念の一つ。

Wi-Fi フリースポット Wi-Fi とは、無線 LAN を利用したインターネット接続サービスの俗称であり、このサービスが無料で開放されているエリアや場所のこと。

柏崎市新庁舎建設基本計画

平成28年2月

発行 柏崎市総合企画部新庁舎整備室
新潟県柏崎市中央町5番50号
〒945-8511
電話 0257-41-5173



柏崎市新庁舎建設基本計画
柏崎市総合企画部新庁舎整備室